

「入市税の徴收方法」 都市は入市税の徴收のためには、通常管理、委託管理、間接税管理官廳との豫納契約、收税請負等種々の方法による事が出来る。

通常管理 *régie simple* とは都市の有給吏員によつて行ふ收税方法である（一八〇九年五月十七日の勅令 第三百三條）

委託管理 *régie intéressée* は個人に一定の報酬及び市の收入豫定額と收税の費用を控除したる残りの一定部分を與へて、收税をなさしめるにある。（第五百五條）

貸借及び會社に類する契約である。

收税請負 *ferme* とは落札人との契約にして、落札人は利益の分配及び費用の手當なく最初より確定せる固定の報酬を以て入市税の徴收を行ふ。

間接税の管理官廳との豫納契約 *abonnement* とは都市と間接税の管理官廳との締結せる契約で、右の官廳は其稅務員をして入市税を徴收せしむる。契約は大藏大臣の許可を必要とする。

「專賣 *monopole*」 國家の專賣は二種に分ける事が出来る。

一、一般利益のための專賣

a 火藥、硝石の製造

b 貨幣の鑄造

c 郵便、電信、電話の經營

二、國庫のための專賣

a 燐寸の製造

b 煙草、但し收益は一九二六年八月七日の法律により減債基金に當てる。

問十六（間接税）

一、間接税管理官廳の組織に於る根本原理如何。 二、外務官 *agent du service actif* と内務官 *agent du service sédentaire* の區別如何。 三、收税の方法如何。 四、納税なき場合は如何なる追求がなされるか。 五、管轄裁判所如何。 六、一九〇〇年十二月二十九日の法律の飲料取締に關する改革如何。

七、尙衛生飲料には如何なる租税が賦課されるか。 八、免許税とは如何。 九、自作物醸造人の取締如何。

十、自作物の大醸造人と小醸造人との相違如何。 十一、その取締規定如何。

十二、登録とは如何。 十三、登録税の二重の性質如何。 十四、登録税が同時に直接税と間接税に屬する理由如何。 十五、一九〇一年二月二十五日の法律は相續税に如何なる改革を齎したか。

一、入市税の定義如何。 二、其性質如何。 三、入市税に對する批判如何。 四、入市税廢止につき如何なる試がなされたるや。 五、一八八四年四月五日の法律の性質如何。 六、入市税の徴收方法如

何。

摘要十六 (間接税)

一、總論

- 一、組織
 - a 外務官は税の調査と證明に當る
 - b 内務官は税の徴收に當る

- 二、徴收
 - 收税官が行ふ、強制命令を發す
 - 一般先取特權

- 三、訴訟——司法裁判所の管轄

一、一九〇〇年十二月二十九日の法律

租税法にして衛生法
衛生飲料は課税を軽減し、アルコールに高率の課税をなす(一九二〇年六月二十五日及び一九二一年七月十五日の法律)

二、衛生飲料

ビール醸造税、百リットルにつき一フラン五十
運輸税、百リットルにつき葡萄酒十一フラン、林檎酒、梨酒、蜂蜜水五フラン五十

二、飲料税

三、アルコール

一、入市税、各都市により相違す
二、消費税、百リットルにつき一、三二〇フラン

四、免許

税(小賣商人、不定)

(自己の收穫を原料として醸造する者)

五、自作物醸造人(一九〇六年二月二十七日の法律は之に再び特權を與へ、一九二六年及び一九二三年の法律を以て確立、擴大した)

一、定義——法律所定の帳簿に記載すること

三、登録

- 二、性質
 - a 租税
 - b 手数料

三、相續税の改革(一九〇一年二月二十五日、一九一七年十二月三十一日、一九二六年八月三日の法律)

一、地方消費物に市町村に於て賦課する税

二、二重の性質

- a 間接税
- b 市町村税

四、入市税

三、非難

- a 主要なる必要品に賦課する
- b 労働者の負擔が重い
- c 徴收に多くの費用を要する——廢止の試

四、徴收方法

- a 通常管理——市町村の吏員
- b 委託管理——一定の權利を與へて個人に收税を委託する
- c 收税請負——落札人との契約
- d 間接税監督官廳との豫納契約、間接税に於ると同じ

一、公債

「三要素」 公債 *dette publique* は 一、確定公債。 二、流動公債。 三、終身年金公債の三つの主なる要素より成る。

「確定公債 *dette fondée ou consolidée*」 確定公債は夫々の時期に於て國家のなす永久年金 *rente perpétuelle* による債務を基礎とする。

國家は必要とする金額を個人より借受け、各貸主に對して各貸付金額の三、四、五若しくは六パーセントの年利を永久に支拂ふ可き約束をする。但し貸主は元本の返還を要求する権利は有しない。此形式の負債による國債 *dette de l'Etat* が確定公債と呼ばれるのは右の最後の特性に基く。但し國家は借りたる元本を返還することによつて年金の支拂を免かれる権利を留保するものである。

國家に於て莫大なる金額を要し、且つ一定の時期に通常の財源では其償却が困難なる場合は此巧な負債方法による。

一切の國債は公債登録臺帳 *grand-livre de la dette publique* に登録される。

右の臺帳は國民協議會 *Convention nationale* (一七九三年八月二十四日の法律——國民協議會は一七九二年九月二十日に立法議會の後を承けた革命議會の稱) の設立にかゝる。臺帳の抄本は記名證券若しくは無記

名證券の形式により年金債権者に交付される。

負債は國庫に對する出資と債權の設定とによつて行はれ、公債證書は普通額面以下に於て發行される。即ち六十フラン若しくは八十フランの貸付に對して、國家は貸主に百フランの償還をなすべく三、四、五若しくは六パーセントの年利を生ず可き證券を交付する。

無期公債 *dette perpétuelle* の總額は近年減少し、償却公債 *dette amortissable* が累増の傾向を示してゐる。

二、「流動公債 *dette flottante*」 流動公債とは國家が辨濟不可能の場合之を確定公債に轉換しない限り或時期に元本の返還を請求し得る公債をいふ。

流動公債の主なる源泉は

一、償却公債 *rente amortissable* 若しくは償却債券 *obligation amortissable*——償却公債(若しくは債券)の制度は、國家に於て個人より、その公用上必要とする金銭を借り、三十年、五十年、六十年等の年限を以て、借りたる元本を毎年行はれる抽籤によつて證券の所有者に辨濟す可き公債 *rente* 若しくは債權 *obligation* を發行するにある。

右の債務のため國家は豫算に、利息の支拂及び抽籤に當りたる證券の償却に充當す可き年度額を加へる。

起債後の數年は、右の金額は特に利息のために當てられるが、年の經つにつれて支拂ふ可き利息の額は、年々の辨済による公債元本の低減のため段々減少に向ひ、遂には豫算に於る年賦償還金が未だ抽籤に當らざる債券の所有者に元本を償却するためにのみ當てられる可き時期が到來する。

二、大藏省證券 *Bon du Trésor* —— 大藏省證券とは豫算法により大藏大臣が一定限度内に於て發行を認められたる公債證券 *effet public* である。租税の回收が餘りに遅く、爲めに公務の運行を保證し難き時はこの方法による。一、五パーセントの利息を以て三ヶ月、六ヶ月若くは一ヶ年の期限で償還することが出来る。此證券は大戦以來國防證券 *Bon de la défense nationale* の名を有し、三乃至四パーセント、時には五パーセントの高利率を以て發行された。

三、「終身年金公債 *dette viagère*」その特色は國家の債權者の死亡と共に消滅するにある。

一、退職せる官吏に支給される退職年金 *Pension de retraite* 二、表彰のために支給される年金より成る。

「佛蘭西に於る公債の重大性」佛蘭西は大戦前に於ては歐洲最大の公債額をもつ悲しむ可き特權を擔つてゐた。その額は三百億フランに達し、一九一三年度の豫算には一、二九六、四二三、九二二フランであつた。然るに英吉利に於ては、一九一四年度には債務は豫算に於て八億百萬の支出による償却があり、(愛蘭を含む、但し特別に愛蘭の公債はない) 又同年度の獨逸は同じく十一億五千萬の支出償却が行はれてゐる。

る。大戦はこの事情を一層惡化せしめ、佛蘭西は現今豫算に於て二百億となつてゐる。

「國家が其債務を低減せしむる方法」國家は債務を低減せしむるためには二つの正當なる方法を有してゐる。一、永久年金の償却。二、借換。

永久年金の償却——永久年金を償却するとは、國家に於て所持人に年金の元本を辨済し確定公債額を低減せしむることである。公債の償却は、有期の年賦償却金及び償却公債に關してはいはゞ國家の義務であり、國家は契約の期限を以て償却するを要する。併し乍ら永久年金は之に異り、國家は其金額を辨済する義務なく、本質上辨済を要求し得ない債務である。債權者に公債の元本を返還せんとするは、自發的の行爲で、なさざることの出来る行爲をなすことである。此ことは公債の買戻 *rachat de la rente* の名で民法の規定するところである。

償却は政府の賢明な財政政策ではあるが、それには償却が外見のみでなく實質的でなければならぬ。然るに償却が實質的なるためには豫算は收入の超過額によつて償還をなすこと、國家が債權者に辨済をなすには此超過額によることを要する。事實若し國家が一方の辨済のため他方より借入れたならば、一つの穴をふさぐため僅かの先にいま一つの穴を開けることであり、畢竟その負債は減少しない。不幸にして、一八一六年より一八八五年の間に、佛蘭西に於て減債基金により償却をなしたるはこの方法によつたものである。

「公債の借換 conversion de rente」 公債の借換は國家が公債の低減を行ふために取り得る最も實際的な方法である。今或る國が八十フランで利率五パーセントの公債證書を發行したとする。然る時は此證券は取引所に於て百フラン、百五フランの割合で賣買される。然るに流用資本の充實せるため、金錢の平均利子が低下し、従つて國家は四・五〇、四若しくは三パーセントにても容易に借入れることが出来るやうになる。この條件に於ては政府が若し通常利子より遙かに高い利子を證券の所持人に支拂つてゐたならば、當然怠慢の責を免れることが出来ない。この場合政府は借換の方法に依るのである。即ち政府は證券の所持人に額面の元本を支拂ふか、若しくは今の證券はそのまゝにして置いて低い利子を支拂ふかの何れかを所持人に選ばしめる。かくすることは何ら國家が自己の公力を以て自ら承認せる無法の處分をなすものでなく、永久年金の債務者が年金債權者に對して行使し得る買戻の權利を用ふるに過ぎない。(三・五パーセントより三パーセントへの借換に關する一九〇三年七月九日の法律)

問十七 (公債)

- 一、確定公債とは如何。
- 二、公債登録臺帳とは如何。
- 三、流動公債とは如何。
- 四、償却公債若しくは償却債券とは如何。
- 五、大藏省證券とは如何。
- 六、終身年金公債とは如何。
- 七、公債を低減せしむる方法如何。
- 八、公債の買戻 rachat de la rente とは如何。
- 九、公債の借換は如何にして行ふか。

摘要十七 (公債)

- 一、確定公債
 - 所持人が元本の償還を要求し得ない債務
 - 公債登録臺帳に登記
 - 財源——永久年金の募集
- 二、流動公債
 - 或時期に元本を國家に要求し得る債務
 - 財源
 - a 償却公債若しくは償却債券
 - b 大藏省證券——國防證券
- 三、終身年金公債
 - 國家の債權者の死亡と共に消滅
 - 財源
 - a 文武官の退職恩給
 - b 表彰のための恩給
- 四、公債の重要性
 - 佛蘭西に於ては一九一三年には三百億、一九一三年の豫算には一、二九六、四二三、九二二フラン。大戰に因り激増す
- 五、公債の低減
 - 一、永久年金の償却——公債の買戻
 - 二、公債の借換——國家が元本を支拂ふか若しくは利息を下げる

三、國家の豫算

「豫算及び財政法の定義」 豫算 budget とは國家の歳入及び歳出、若しくは法律が同一に看做したる其他

の費用を見積り承認する行爲をいふ。

財政法 *Joi de Finance* なる言葉は廣義及び狹義の兩様に用ひられる。

廣義に於ては財政法を以て國家の財源及び支出に關する一切の法律を意味し、歲計豫算の制定に關する法律、會計法、借入を承認する法律、補充費若くは臨時費を認可若くは批准する法律を含む。

狹義に於ては財政法は國家の歲計豫算の制定に關する法律を意味する。

第一項 豫算の分割

「五部の分割」 近年まで歲出歲入總豫算の制定に關する法律は六部に分割されてゐた。然るに一八九一年及び一八九二年に引續き改革が行はれ、新しい分割法が採用され、現今に於ては通常豫算は五部に分割される。

第一部——總豫算 *budget general*、國家の支出表及び收入表を示す。

第二部——特別會計豫算 *budgets annexes* 總豫算に附隨する。固有の存在を認められたるも尙直接國家の監督の下に於かれてゐる或種の施設の豫算、例へば勳賞、貯蓄金庫

第三部——國庫の特別經費

第四部——特別規定

第五部——經費理由及び年度規定

第二項 豫算制定の手續

「四つの手續」 國家の豫算は以下の四つの手續を經る。

一、豫算の編成

二、豫算の議決

三、豫算の執行

四、豫算の監督

以上の手續には行政權と立法權が共に參與する。即ち行政權には豫算の編成及び執行が屬し、立法權には豫算の議決及び監督が屬する。

一、「豫算の編成」 豫算の編成は各大臣の任務である。大臣は誰よりも其所轄省の事務に必要な經費の表を作製しこれに對する方策を示す可き位置にある。

支出と收入には夫々異なる手續をとる。

支出に於ては、各大臣は夫々所轄省の事務に必要な經費の表を作製する。次いで大藏大臣は各大臣より渡された此等の表により總豫算の表を作製する。

収入に於ては總豫算の表は直接大藏大臣によつて作製される。それには前年度に於る収入を根據とし、豫定収入の概略を計算する。

二、「豫算の議決」 豫算は一個の法律なるが故に立法議會によつて順次議決を経なければならぬ。手續——豫算議決の手續は普通の場合と同様である。豫算が衆議院の委員會に提出されると、各委員會に集合した代議士により特別委員會が任命される。この特別委員會は政府の豫算案を審査討議し、然る可しと思料する修正を提議することが出来る。同委員會はその決定せる一切の事項を衆議院に於て主張する任務を有する委員長 *rappporteur général* 及び各省のため特別委員 *rapporteurs spéciaux* を任命する。

衆議員の討議に於ては、全員が之に參與し修正案の提議をなす權利を有する。

元老院に於る手續も亦同様である。

財政法に關する衆議院の特權——財政法に關しては衆議院は重要なる特權を有し、財政法は先づ衆議院に提出され、第一にその可決を受ける。(一八七五年二月二十四日の憲法第八條第二項)

併し乍ら更に一步進めて、元老院をして新經費を加へ、若くは政府の要求せる經費にして衆議院の否決せるものを再補する資格を拋棄せしめ、その全權限を衆議院の議決せる經費の承認若くは否決に限る必要はないであらうか。之は議論の行はれてゐる點である。

實際上に於ても勝利を得又理論上も大勢を得てゐる意見は、元老院に於て新經費を加へ若くは衆議院が政府に對して否決せる經費を再補し得るものとなす意見であるが、さうするも、事實に於て元老院は豫め衆議院の可決を経ない新財政法は一も可決せず、法律の定むるところに依り先づ衆議院に提出されその議決を経た豫算案を單に修正するに過ぎない。

豫算の年度制及び分科制——豫算の年度制及び分科制は佛蘭西財政制度の二つの根本原理である。

豫算の年度制とは毎年、豫算が兩院によつて議決されるをいふ。

豫算の分科性とは支出豫算が各章別 *par chapitres* に議決される點にある。支出の豫算は既に述べたやうに各省の個々の豫算より成り立ち、各多くの條款よりなる章に分割される。

章別による支出の議決は王政復古 *Restauration* 時代に一時と、一八三〇年の政府及び一八四八の共和政體の時に行はれ、一八六一年九月八日の元老院議決 *senatus-consulte* によつて再施された (第三十條第一項)

第二帝政時代には一八五二年より一八六一年の間支出は省別に *par ministères* に議決された。(一八五二年十二月二十五日の元老院議決)

一八六一年より一八六九年の間は、部別 *par sections*、即ち各省の豫算を分割せる大きな區分によつて議決された。(一八六一年十二月二十一日の元老院議決)

議決に尙この外總括議決 *vote en bloc* と條別議決 *vote par articles* の二つの方法を考へることが出来る。

總括若くは省別若くは部別による支出の議決は、兩院より國家の財政管理に關する重大なる權能の一切を除くものにして、各大臣をして繰替 *virement* により兩院の否決せる項目に對し、可決せる項目に於て實現せる財源を流用することを認めるものである。

條別議決は大臣より行爲の自由を全く奪ふが故に不便が甚しい。この點章別の議決は最も都合よく、一方に於ては兩院の廣範なる監督權を認め、又他方各大臣に對しては事情に従ひ同章内の或條項を他の條項に繰替使用することを認むることにより、或程度の行爲の自由と創意とを許すものである。

三、「豫算の執行」 豫算の執行は収入の徴收と豫算にある支出を施行するにある。之は各大臣の任務で、大藏大臣は收税、各大臣及び屬僚は管轄事務に従つて夫々支出の任に當る。

豫算年度 *exercice du budget* ——豫算年度とは豫算執行の期間をいふ。

各豫算年度は一月一日に始まり、其年の十二月三十一日に終る。

但し最終の期限には未だ豫算の執行は終了せず、尙なす可き收税及び辨濟す可き支出が残つてゐる。

一八八九年一月二十日の法律^(註)に依ると、國家の債權者は翌年の三月三十一日まで支拂命令書 *ordonnance ou manda de paiement* の交附を受けることが出來、命令書は四月三十日まで效力を有する。

豫算年度は最終期限を以て終了する。

終了年度の未だ使用なき經費は新年度に繰越される。交附せるまゝ四月三十日迄に支拂を受けざる支拂命令書は無効となり、國家の債權者は新年度に於て新たに支拂命令書の交附を受けることが出来る。

註 此法律以前に於ては年度は八月四日で終り、支拂命令書は七月三十一日まで交附を受けることが出來た。但し過渡期の方策として一八八九年の法律は一八八八、八九、九〇年度の終了を五月二十一日にした。

四、「豫算執行の監督」 豫算執行の監督は兩院に屬し、兩院は會計検査院により此細密なる任務の助力を受ける。各大臣は毎年議會に前年度の豫算の決算に關する法律を提出する。此法律を會計法 *loi de comptes* とす。同法は遅くも豫算年度終了後最初の議會の通常會に提出するを要する。(一八八九年の法律第六條)

例へば一月一日に始る豫算は十二月三十一日に終る。一九〇四年の法律によれば來る四月三十日に決算し、此豫算の會計法は翌年の通常會前に提出されねばならぬ。

「豫算執行の結果」 豫算執行の終結に當り、収入の景狀が支出の景狀を越えた時は、豫算が剩餘する *excédant* と云ひ、支出が収入を越えた時は豫算が超過する *en déficit* と云ひ、又兩方が均合ふ時は均衡する *en équilibre* とす。

年度の終りに於て豫算剩餘のありたる場合、その金額が些少の時は準備中の豫算を均衡せしむるため、

若くは流動公債を減少せしむるため、若くは確定公債を低減せしむるため、若くは税を軽減せしむるために用ひる。之に反し豫算超過は整理の日まで流動公債を増大せしめる。

不幸にして豫算は年々増加の傾向を示しつつあり、一八三〇年度に於ては十億九千五百萬、一八六九年度は二十一億四千五百萬、一八八二年度は三十三億一千五百萬、一九〇一年度は三十五億五千四百萬、一九一三年は四十七億三千八百萬、一九二五年度は三百三十億以上（紙幣フラン）、一九二九年度は四百五十億以上（新フラン）となつてゐる。

右の中公債の年賦償還金二百二十一億二千六百萬、若しこの數字に一切の軍事費八十二億三千萬を加へたならば豫算中の不生産的支出は三百億以上に達し、生産的支出（土木工事、鐵道其他）には約百五十億ほど残るのみである。

我國に於ては豫算の負擔が諸外國に於けるより遙かに農工商の上に懸つてゐること、及び之が多くの部分を生産的支出の犠牲としてゐる尤大な豫算負擔の宿命的結果なることは言を俟たない。

大戰前の負擔は佛蘭西に於ては國家の豫算に對して一人當り八十フランであつた。之を諸外國について見るに英吉利は六十一フラン五十、奧太利は四十四フラン、白耳義は三十三フラン八十、獨逸は三十フラン五十となつてゐる。

註 右は一九〇一年一月三十一日の會議に於る元老院で、豫算委員長がなした演説より借用したものである。（一九〇一年二月一

日の官報一四七頁以下）

「豫算と一九一四年の戦争」一九一四年の戦争はフランの切下を考慮に入れるも尙豫算を著しく膨張せしめ、財政上の缺損を増大せしめた。

かくして一九三三年度の支出豫算は五百四億に達し、内約二百億は公債、一億二千五百萬は公權（大統領、兩院）の經費、約三百億は各省の一般經費となつてゐる。

第三項 通常費、補充費、臨時費

「定義」 支出に充當した金額を經費 *crédit* とす。

通常費 *crédit ordinaire* とは兩院によつて豫算に通過した經費をいふ。

補充費 *crédit supplémentaire* とは豫算に豫定ありたるもその財源不足のため、豫算の制定後に決定せる經費をいふ。

臨時費 *crédit extraordinaire* とは豫算にその豫定なきものにして臨時の緊急を要するもののため、豫算の制定後に決定せる經費をいふ。

「補充費及び臨時費制定の手續」この手續には種々あり、現今に於ては一八七九年十二月十四日の法律の定むるところである。

原則上補充費及び臨時費の制定には法律が必要である。

例外として、兩院が停會中の場合、參事院の意見を聴きたる上で、大臣會議（大統領を議長とする大臣の會議）の審議可決した大統領令を以てすることが出来る。但し次回の開會より十五日以内に兩院の追認を受ける。

右の例外は總ての臨時費に對しては無制限に適用される。蓋し臨時費は豫算法に於て豫定し得なかつた費用を必要とするためである。

補充費に於ては、此例外は豫算法によつて明白に規定された小數の經費にのみ存在する。

問十八（國家の豫算）

- 一、國家の豫算とは如何。
- 二、財政法 *Loi de Finances* は如何なる意義を有するか。
- 三、豫算は幾つに分けるか。
- 四、總豫算とは如何。特別會計豫算とは如何。經費理由及び諸種の規定とは如何。
- 五、豫算の手續如何。
- 六、豫算案の編成は誰が行ふか。
- 七、議決は如何。
- 八、豫算の年度制及び分科制とは如何。
- 九、總括議決の不便は如何。又條別議決は如何。
- 十、豫算の執行は誰が行ふか。
- 十一、豫算年度とは如何。
- 十二、豫算の監督は誰に屬するか。
- 十三、豫算剩餘、超過及び均衡とは如何。
- 十四、經費とは如何。通常費、補充費、臨時費とは如何。
- 十五、補充費及び臨時費制定の手續如何。

摘要十八（國家の豫算）

- 一、定 義
 - （國家の歳入及び歳出若くは法律によつて同一に看做された其他の費用を見積り承認する行爲）
- 二、五部に分割
 - 一、總豫算（國家の正常永久的の費用に充てる）
 - 二、特別會計豫算
 - 三、國庫の特別經費
 - 四、特別規定
 - 五、經費理由及び年度規定
- 一、編 成
 - （支出に於ては各大臣により、收入に於ては大藏大臣により夫々作製される）
- 二、議 決
 - （普通法と同様の手續）
 - 衆議院の先議
 - 豫算の年度制と分科制
- 三、執 行
 - 大藏大臣により收入の徵收
 - 各大臣の執行する支出
 - 年度一月一日より翌年の四月三十日まで
- 四、執行の監督
 - 兩院に屬し、會計検査院の助力を受ける
- 一、通常費
 - 豫算に入りたる支出

四、經 費 二、補充費〔豫算法に豫定ある費用にして、豫算制定の後に制定さるゝもの〕
三、臨時費〔豫算法に豫定なき緊急費用のため、豫算制定の後に制定さるゝもの〕

第七編 軍 制

「區分」 軍制とは最も廣い意味に於て海陸の國防に當る兵役の總體を云ひ、従つて一、陸軍 二、海軍 を含む。

第一項 陸 軍

「區分」 陸軍については徴兵手續と行政組織を説明しなければならない。

一、徴兵方法

「近代陸軍の特性」 現代歐羅巴、少くも大陸に於ては、陸軍はもはや傭兵若くは生計の一切を軍職に依つて得る如き兵士を以て組織せず、國民の中より壯健なる青年の間から徴集し、國家は之を完全なる軍隊教育に必要な期間、軍旗の下に收容するのである。

一八八九年七月十五日の法律は、正にフランスに國民皆兵の近代的觀念を實現するを目的とした。同法

は其後兵役の短縮と一層の公平を期するため一九〇五年三月二十一日の法律を以て修正された。又一九〇五年の法律は一九一三年八月七日の法律に依つて代へられ、兵役三ヶ年となつたが、之又一九二三年四月一日の法律によつて十八ヶ月となり更に一九二八年三月三十一日の法律によつて一ヶ年に短縮された。

「徴兵の原則」 佛蘭西人は何人たるを問はず兵役の義務を有する。

- 一年 現役 *armée active*
- 三年 豫備役 *disponibilité*
- 十六年 第一後備役 *première réserve*
- 八年 第二後備役 *deuxième réserve* (第一條)

「兵役免除の廢止」 國民の兵役負擔を一層公平ならしめるため、一九〇五年の法律は家族扶助及び特殊の免狀所有者若くは特定の職業に従ふ者のために設けられた一切の兵役免除 *dépense* を廢止した。

「免除の唯一の原因」 免除の唯一の原因は、身體上服役不可能なる場合に限る。又兵役に不適當と認められたる者は補充兵役 *services auxiliaires* に編入されることが出来る。

「適齡前の入營及び入營延期」 法律は十八歳で兵役に服せんとする者のために適齡前の入營を認め、(第六十三條) 又二十五歳若くは二十七歳まで毎年入營の延期を更新し得る規定を設けてゐる。(第二十三條)

三、「徴兵手續」 徴兵 *recrutement* は五つの手續より成る。

- 一、壯丁調査
- 二、徴兵検査
- 三、區徴兵名簿の確定
- 四、登記
- 五、編入

一、「壯丁調査 *recensement*」 壯丁の調査は市町村が之を行ひ、各市町村に於て毎年、第一部は調査の年の二月一日迄に、又第二部は調査の年の翌年二月一日迄に、夫々市町村長が其年内に滿二十歳に達した者若くは達する者の名簿を作製する。本名簿は身分登記簿により、届出及び市町村長の請求し得る報告につて作製される。

二、「徴兵検査 *revision*」——定義——壯丁の身體検査及び壯丁の兵役免除理由の審査を目的とする手續を云ふ。

區徴兵検査會の權限——區徴兵検査會 *conseil de revision cantonal* は評議會にして又同時に行政裁判所をなす。

評議會としては壯丁調査の手續を審査する。

行政裁判所としては兵役免除の理由、召集延期、補充兵役編入及び入營延期願に付き判決を下す。

徴兵検査會は終審の判決を下し、管轄違、職權濫用若くは法律違反の理由を以てするも參事院に上告する以外に不服申立の方法は認められてゐない。(第二十九條)

徴兵検査會の組織——區徴兵検査會の組織は次の如くである。

知事は議長、知事を缺く時は知事の委任せる縣廳の官吏。

縣會議員一名、郡會議員一名、但し何れも關係區選出の議員に非ざる者にして、且つ縣參事會の任命せる者。

軍當局の任命せる將官又は佐官一名。

以上四名は決議權を有する。

徴兵司令官及び検査會の手續に立會へる軍醫一名、但し何れも發言權のみを有する。

壯丁の屬する郡長及び市町村長は會議に立會はず、且つ從來一九一三年の法律第十八條に依つて認められてゐた意見書の提出も許されない。

軍醫委員會 *commission médicale*——一九一三年の法律は三名の軍醫より成る軍醫委員會を並存せしめ、検査會の醫學鑑定者の不審と認められた場合につき意見を與へる。(一九二八年の法律第十七條)

三、「區徴兵名簿の確定」 名簿にはA名簿及びB名簿の二種がある。

A名簿は其年度に於る壯丁の生年の六月一日前に生れた者に當て、B名簿は六月一日以後に生れた者に當てる。

兩名簿の記載事項は次の如くである。

- 一、兵役に合格を言渡された者
- 二、補充兵役に編入された者
- 三、志願兵、再志願兵、幹部殘留兵、登録水夫
- 四、第四條に依り除外された者（無資格者）
- 五、徴兵延期を得たる者
- 六、入營猶豫を得たる者
- 七、免除を得たる者（第二十八條）

四、「登記 *immatriculation*」之は區徴兵名簿に記載された者の名前を各地方の部隊に於る徴兵司令官の保管する名簿に登録する手續である。

この名簿は各被登録者の編入聯隊若くは其陣地及び其後に於る除隊までの其地位の移動を記載する。本名簿に登録された者は皆各自の手帳を受ける。此手帳は軍若くは軍外當局の要求ある時は之を提示するを要する。

五、「編入 *incorporation*」編入は壯丁調査の翌年二回行はれる。

- 一、壯丁の生年の六月一日以前に生れた者は四月の後半期。
- 二、六月一日以後に生れた者は十一月の後半期に行ふ。

兵役期間は夫々四月十五日若くは十一月十五日から起算する。

「補充兵役及び免除を得たる者の監督」此兩者は次に依り、免役許可試験を受けるを要する。

- 一、同一年度の現役兵が豫備役に編入される時期に於て。
- 二、戦時は陸軍大臣の定めた時期に。

免除を得たる者 *exemptes* 若くは免役兵 *réformés* にして兵役に服し得るの認定を受けた者は同期兵の兵役に加へられる。

「検査延期 *ajournement*」検査會に依つて身體の虛弱を認められた者は検査の延期を受けることが出来る。

「家族扶助料」——原則——家族扶助の義務を有する軍人の家族は、入隊期間中國家より日當の支給を受ける権利がある。

此の手當は第一に、妻帶者及び一家の父たる入營者の家族に與へられ、次いで寡婦及び四名以上の子供を有する家族、最後に又貧困なる家族にも給與される。

手當の金額は毎年財政法に依つて決定される。

事件の審査——扶助料の支給願は願人の居住する市町村の市町村長に證據書類と共に届出る。市町村會は秘密會を開いて理由を附したる意見書を作る。知事も亦憲兵隊の調査後に於て同様理由を附したる意見書を作る。

管轄裁判權——扶助料支給願は次の組織を有する評議會に附託される。議長は知事、知事を缺く時は知事の委任せる縣廳の官吏、直接税縣監督長官、縣出納長官、異なる郡選出の縣會議員二名、縣參事會任命の郡會議員一名。

外國人に關しては事件の審査及び判決は領事が行ふ。

「志願及び再志願」陸軍に於ては法律に依り十八歳以後は三年、四年若くは五年の志願 engagement が認められてゐる。尙又特定の條件に於る志願には手當 haute paye (給料以外に支給) 及び獎勵金 prime を受ける法律の規定もある。(第七十五條)

再志願 rengagement は又在職下士官の養成及び兵員増加の目的を以て法律が之を獎勵してゐるところである。再志願は下士官同様兵卒に於ても願出ることが出来る。

法律は再志願兵に對しても獎勵金、手當及び勤務十五年にして比例恩給 retraite proportionnelle、五年に

して五千フラン乃至一萬二千五百フランの、小耕作地若くは廉價な住居を買ひ得るだけの小額貯金 *caisse* を支給する。(第八十條)

二、陸軍の通常編成

「區劃」軍事上佛蘭西は二十一の軍團區 *regions de corps d'armée* に分れる。其内第十九軍團はアルジェリヤに當てられ、又セーヌ縣、セーヌ・エ・ワーズ縣はパリ軍府 *gouvernement militaire de paris* をなす。ロース縣及びエーロン、イゼールの兩縣中リヨン要塞に屬する市町村はリヨン軍府をなす。

第一軍團	リール	第二軍團	アミヤン
第三 "	ルーアン	第四 "	マン
第五 "	オルレアン	第六 "	シャーロン
第七 "	ブザンソン	第八 "	ブルジュ
第九 "	トゥール	第十 "	レヌ
第十一 "	ナント	第十二 "	リモージュ
第十三 "	クレルモン	第十四 "	リヨン
第十五 "	マルセーユ	第十六 "	モンペリエ

- 第十七軍團 トゥルーズ
- 第十八軍團 ボルドー
- 第十九 " アルジェ
- 第二十 " ナンシー
- 第二十一 " エビナル

各軍團は夫々幾つかの部隊 *subdivision* に分け、其数は通常八である。

一軍團の組織を示すと次の如くである。歩兵八聯隊、獵歩兵一大隊、騎兵二聯隊、砲兵二聯隊、工兵一大隊、輜重兵一大隊、補充兵。尙此他アルパン獵兵十二大隊が山岳の防備に當り又歩兵十八聯隊が國境要塞の守備に當る。

「軍制の二要素」 軍制は二つの異なる要素より成る。

司令要素

行政要素

司令要素は軍の指揮に當る。各軍團には參謀部、歩兵二個師團、騎兵一個旅團、砲兵一個旅團、工兵一個大隊、輜重兵一個大隊がある。

行政要素は軍規の遵守を監督し、軍需品の補給を行ふ。

軍政に關する一八八二年三月十六日の法律は軍政上の原則として軍政部の任務に管理、執行及び検査の三分を規定した。

管理 *direction* は經理團 *corps de l'intendance* に屬し、同部は特別の階級制を有し主計副官 *adjoinct 4^e*

intendance より主計總監 *intendant général* である。

執行 *gestion* 或は *exécution* は行政官吏に屬する。

検査 *contrôle* は直接大臣に所屬する官吏に委任される。

元より司令、行政の二要素は參謀總長 *Etat-major général* 及び陸軍大臣の最高權限の下に置かれてゐる。尙一九二七年七月十三日の法律は平時軍と戰時軍を別々に編成した。

第二項 海 軍

「區分」 陸軍と同じく次の二つに分けるのが便利である。

一、徵兵方法

二、行政組織

一、徵兵方法

「三つの方法」 海軍の徵兵は三つの方法を以つて行はれる。海軍兵役名簿登記、志願及び徵兵がそれぞれあるが、こゝでは海軍兵役名簿登記についてのみ述べる。

註 海軍は艦隊乗組員 *equipage de la flotte*、海軍歩兵 *infanterie de marine*、海軍砲兵 *artillerie de marine* より成る。

「海軍兵役名簿登記 inscription maritime」之はゴルベールの創設にかゝり、何人を問はず航海に従事する者を國家に屬する船艦に於て服役せしむる制度である。此方法は一八九六年十二月二十四日の法律に依り修正を受けた。

右の法律は登記海員 *inscrit* を假登記、確定登記、服役外登記の三種に區別した。(第九條)

確定登記を受けるためには十八歳以上にして十八ヶ月以上の航海に従つた者でなければならぬ。確定登記海員は十八歳から五十歳まで兵役に服する。但し平時に於ては二十歳で召集される。

服役の期間は二期に分れる。

義務期間、七年

後備期間、義務期間後の服役期間にして、大統領令を以て召集停止となるまで繼續する。(第二十條)

義務期間は又五年の現役と二年の豫備役に分れる。(第二十三條)

服役の代償として、登記海員は種々の恩典を受けるが、就中五十歳後及び二十五年の航海後は休職恩給 *pension de demi-solde* を受ける権利を有し、尙この恩給は寡婦若くは未成年の孤兒のために一部分を繰越すことも出来る。恩給は商船乗組員の俸給より控除したものを海軍軍人救済金庫 *caisse des invalides de la marine* より支給される。

二、行政組織

「區劃」海軍に於ては佛蘭西は六海軍區 *arrondissement maritime* に分れ、各軍港を以て其鎮守府所在地とする。(シエルブル、プレスト、ロリアン、ロシュフォール、トゥーロン、ビゼルト) 海軍區は又分管區 *sous-arrondissement* に分れ、分管區は更に小團區 *quartier* 分團區 *sous-quartier* 組合 *syndicat* に分れる。(一九二四年十月三十一日の法律)

「官廳」各海軍區の長官には鎮守府司令長官 *préfet maritime* があり、艦隊司令長官中將である。

鎮守府司令長官は其管轄區内の海軍の兵役及び施設の一切につき最高監督権をもつてゐる。

鎮守府司令長官は他の軍、艦隊又は戦隊の司令官の指揮下にあるものを除き、其管轄區内に於る一切の武装船艦につき指揮権をもつ。

尙又艦政長官、同副官、主計長官、造船長官、砲兵長官、軍醫長官、海底防備長官を直接其指揮下に置く。

分管區の長官には主計將官若くは佐官がある。

それ以下の區に於る官吏は、小團區に於ては海軍兵役名簿管理人、分團區に於ては管理人、組合に於ては海員幹事とす。

第三項 佛蘭西の兵力

「一九一四年の戦争の時」 動員（平時編成より戦時編成への移動）によつて、佛蘭西の軍旗の下に召集し得た兵員は次の如くである。

現役兵及び現役豫備兵 二、五〇〇、〇〇〇人
 國民兵及び國民豫備兵 三、〇〇〇、〇〇〇人

即ち國家の危急に際し、佛蘭西は五百五十萬の兵力を召集し得たわけである。

先づ現役豫備軍、次いで國民軍最後に國民豫備軍（舊制）の順序に召集された。

動員は軍團區に於て行はれる。即ち揭示に依つて召集され、其居住地の軍團區にある軍團に集る。この場合現役期間に屬したる軍團とは係りない。此手續は重大且つ重要な動員の迅速を期するものである。

要塞及び軍港——佛蘭西の國境は陸と海とが相半してゐる。我陸上の國境に於る最も薄弱な地點は北東部、即ちベルギー及びアルサス・ロレエヌ（ドイツ）と隣接する地方である。ベルギーの中立が侵害された時は我領土のこの地點を防禦するためカレール、ダンケルク、リール、ヴァランシエンヌ、モーブージュの要塞を築いた。

一八七〇年の戦争の結果我々はストラスブール、メッツ及びティオンヴィルを失つた。そのためベルフ

ォール及びブザンソンを固めて防禦線を建なほし、以て上モゼルとムーズ兩河の流域を扼するソオヌ流域、エビナル、トゥール、ヴェルダン、モンメディ、メジエールを守らねばならなかつた。ラオン、ランスの要塞はバリに近く第二線をなした。

中立國スキスの山岳國境ジュラ地方は第一線をベルフォール、ブザンソン、ボンタルリエ、レ・ルース、ル・フォール・ドゥ・エクリューズ、第二線をラングル、ディジョンを以て夫々守備された。

アルプスはイタリーに對して防禦となることは言を俟たない。併し乍らなほ我々は第一線のブリアンソンとニース、第二線のリヨンとグルノーブルの如き一群の頸部若くは通路を固める必要があつた。

ビレネを以てスペインに對する防禦となすは一層容易である。但し其兩極はこの限りではない。東部にはベルビニャンあり、西部にはベエヨヌがある。

最後に首府國防の心臟ともいふ可きバリは 一、殆ど無効に近い防禦工作、之は近々廢止される。

二、第一森林地帯、特に三キロメートル距るヴァレリヤン山。 三、十二キロメートル距り設堡陣をなす

第二森林地帯によつて圍まれた。

海岸は五つの海軍區の鎮守府所在地たるシエルブール、ブレスト、ロリヤン、ロシュフォール及びトウロンに傑れた軍港によつてよく防備された。

問十九 (軍制)

一、軍制は如何なるものを含むか。二、近代陸軍の特性について述べよ。三、國民皆兵とは如何なる意味か。四、徴兵の原則とは何か。五、此原則を適用されない者について述べよ。六、徴兵の手續はいくつより成るか。七、壯丁調査とは如何か。八、徴兵検査に關する評議會はいくつあるか。九、區徴兵名簿は如何にして作製するか。十、登記とは何か。十一、検査延期は如何なる場合に行はれるか。十二、兵役の免除を受けたる者は如何なる義務を有するか。十三、家族扶助料とは如何か。十四、法律が再志願を認める目的如何か。十五、佛蘭西は幾つの軍團區に別れるか。十六、軍制の二要素とは何か。十七、陸軍行政部は如何に分れるか。十八、管理、執行、検査は夫々何に屬するか。十九、海軍の徴兵方法について述べよ。二十、海軍兵役名簿登記とは何か。二十一、確定登記を受ける爲に如何なる條件が必要なるか。二十二、兵役は何期に分れるか。二十三、確定登記を受けたる者は如何なる恩典を有するか。二十四、海軍に於ては佛蘭西は如何に分割されるか。二十五、海軍區の長官は誰か。二十六、其配下には如何なる者があるか。

摘要十九 (軍制)

一九〇五年三月二十一日、一九一三年八月七日及一九二三年四月一日の法律

現役一年

豫備二年

を以て全國民平等の兵役を制定

第一後備十六年
第二後備八年

一、陸軍

一、主なる改革

家族扶助、免狀、職業其他による免除の廢止
兵役免除の唯一の原因
適齡前の入營及び入營延期

二、徴兵手續

一、壯丁調査、市町村長に依る(六月一日迄)
二、徴兵検査、身體検査及び兵役免除の原因
三、區徴兵名簿の確定
四、徴兵司令官の登記

三、行政組織要素

一、司令、軍の指揮に當る
二、行政、法規の適用を監督し、軍需品を補給する

一、徴兵

志願
海軍徴兵検査

二、海軍

二、軍制

六海軍區
海軍區長官に鎮守府司令長官

第八編 教育制度

「行政區劃及び教育の等級」 教育制度上佛蘭西は幾つかの大學區 *universités* に分れ、其數は一八五四年六月十四日の法律以來十七となつてゐる。

教育は初等教育、中等教育、高等教育の三等級よりなつてゐる。

以下に述べる教育制度は、此教育の等級に關する研究である。

佛蘭西に大學 *Universités* を創設した一八〇八年五月十日の法律は、國家に教育事項に於る眞の獨占權を與へたものである。自由の確立は、初等教育に於ては一八三三年六月二十八日の法律、中等教育に於ては一八五〇年三月十五日の法律、高等教育に於ては一八七五年七月十五日の法律に依り夫々其實現を見た。

第一項 初等教育

「定義」 初等教育は總ての人間が持たねばならない基礎智識の全般に互る。

「區分」 本項に於て學ぶところは次の如くである。

- 一、一般原則
- 二、初等教育の監督諸官廳

三、初等教育評議會

四、公立初等教育に關する特別規定

五、私立初等教育に關する特別規定

一、一般原則

「一八八二年三月二十八日の法律」 一八八二年三月二十八日の法律は初等教育に關する基本法である。

一八八九年七月十五日の法律が國民軍を設定せる如く、同法は國民教育を組織した。従つて此二つの法律は近代佛蘭西の二つの地層と見ることが出来る。

一八八二年の法律に於る規定の全體は之を次の二つの提案に要約し得る。

第一の提案、初等教育は六歳乃至十三歳の兒童の總てに於て義務たる可きこと——法律は全公民が少くも其基礎教育を有す可きことを規定したのである。之は共和政體及び普通選舉の制度に於ては不可缺の事である。

一八八一年六月十六日の法律は初等教育の無月謝制を定めて、萬人に學校を開放した。一八八二年の法律は初等教育を全公民の義務として此改革を完成したものである。

第二の提案、公立學校に於て授ける教育は宗教に無關係たるべきこと——之は反宗教的たれといふ意味

でなく、宗教教育は學校外にて授く可しといふ意味で、信教の自由に對する保護である。併し乍ら親達が子供に宗教教育を授けることを許すため、學校は日曜の外に一週一日の休暇を置かねばならない。

「一八八二年の法律の改善」一八八二年の法律は其規定を遵守せしめる爲めに學務委員會なる新しい機關を設置した。同法は兩親及び監督官廳に關する幾つかの規定を設け、また其他必要な機關を定めた。

「學務委員會 *Commission scolaire*」——組織——學務委員會は市町村長を議長とし、區視學 *délégué cantonal* 中より大學區視學官の指名を受けたる者一名、數區に別れる所においてはその數に相當する區視學、及び市町村會に於て任命せる全議員の三分の一若くはそれ以上の議員を以て組織する。

バリに於ては各區 *arrondissement* に一つづつ委員會を設け、委員長は區長、大學區の視學官の指名せる區視學 *délégué cantonal* 及び區により區會の任命せる三名乃至七名の區會議員に依つて組織される。

權限——委員會の權限は國民教育に關する其他の評議會の權限の如く、行政、訴訟、懲罰に亙る。行政權は法律の遵守を確保するにあり、懲罰權は其違反を防止するにあり、又裁判權は兒童の缺席に付き親達のなしたる辯解理由を承認若くは拒否するにある。

「義務に關する規定」——市町村當局の義務——毎年市町村長は學務委員會と協力し、六歳乃至十三歳の兒童の姓名表を作成し、其親達に入學を告知する。(第八條第一項)

親の義務——親は入學の十五日前に、兒童を入學させんと思ふ學校、若くは家庭に於て教育を施す旨を

市町村長に届出る。(第七條) 届出のない時は、市町村長は職權を以て其兒童を公立學校の一に登記し、且つ其旨を親に告知する。(第八條第二項)

尙此ほか親は兒童の精勤を保證しなければならない。兒童が學校を缺席した時は、親は缺席の理由を届出る義務がある。法律が缺席の正當なる理由として認めてゐるものは、兒童の病氣、家庭の不幸、通學の困難で、其他の事情に就いては學務委員會に判定せしめる。

精勤の免除は學務委員會に於て與へることが出来る。(第十五條)

校長の義務——校長は兒童の一切の缺席を證明する届出帳簿を作製するを要し、毎月其抄本を初等視學官に提出する。

「懲罰規定」——親——兒童が正當の理由なくして一ヶ月に半日以上の缺席を四回なしたる時は、責任にある其親は學務委員會に出頭を命ぜられる。學務委員會は此者に法律の明文に付き注意を與へ、其義務を言聞かせる。(第十二條)

出頭なき時及び十二ヶ月間に再び違反ありたる時は、學務委員會は純粹の精神刑により、十五日間市町村役場の門戸に其姓名及び事實を貼出す。(第十三條)

三回目の違反ありたる時は、學務委員會、若し之を缺く時は、初等視學官が治安判事に告訴して違反者に罰金の言渡を請求する。(第十四條)

校長——私學の校長に於て一八八二年の法律を遵守しない時は、縣評議會に依つて刑を言渡される。刑には戒告、懲戒、一ヶ月以上の停職、再犯の時は三ヶ月以内の停職。(第十一)

二、初等教育に於ける諸官廳

初等教育には多くの官廳が協力してゐる。即ち文部省初等學務局長、大學區長官、督學官、知事、大學區視學官、初等視學官、市町村長、區視學がそれである。次にその各々について簡単に説明する。尙初等教育の基本法は一八八六年十月三十日の法律である。

大學區長官 *recteur* —— 大學區長官は教育に關する諸般の事務を監督するため、各大學區の主席に置かれた官吏である。初等教育に於ては大學區長官は大學區視學官及び初等視學官の仲介により學務規定の勵行を監督し、又大臣に改革案を進言し、毎年報告書を提出する。(一八五四年八月二十二日の法律)

一八八六年の法律は大學區長官に公私の學校を檢閲する權限を與へた。(第九條) 其後の規定は又師範學校、試験委員の任命、公立學校に於る使用教科書の認可其他を専ら其權限の下に置いた。

督學官 *inspecteur général* —— 六名、諮問會をなし、文部大臣の諮問を研究する。婦人督學官は四名あるが幼稚園にのみ關係する。

知事——知事は縣に於る國家の最高代表及び縣評議會議長として種々の權限を有する。

先づ其第一に、知事は大學區視學官の提案に基き、公立小學校正教員及び尋常高等小學校の準教員に關し、縣評議會の理由を附したる意見書によつて其任命、轉任の言渡及解任を行ふ。知事は初等教育に關する法律の規定する義務及び責任につき、市町村の履行を監督する。又知事は經費の大部分に付き命令を發する。

第二に知事は縣評議會を召集する。知事は發案權を有し、之につき評議會をして評議せしめ、其議決を施行する任務に當る。

大學區視學官 *inspecteur Académique* —— 大學區視學官は初等教育に關する事件を取調べ、又法律により多くの固有の權限を有する。次に其主なるものを擧げる。

人事に關しては見習教員の任命、正教員の任命に關する提案、初等教員の監督、公立學校教員の譴責權、又縣評議會の意見を聽きたる上にて其懲戒權。

私立學校に於ては檢閲權、私立學校開設反對權。

試験事項に於ては年齢條件の免除權、不正行爲のありたる受験者の追求權、試験委員會の主宰權其他。

(一八八七年一月十八日の大統領令)

初等視學官 *inspecteur primaire* —— 初等教育に關する直接的事項は初等視學官の權限に屬する。

初等視學官は公私の小學校を視察し、一八八二年の法律の適用を監督し、公立學校の創設又は建築に關

する事件を取調べ、又教職にある者に授與する賞與、若くは之に課する懲罰刑に關して意見を與へる。

(一八八七年の大統領令第一二九條)

市町村長——市町村長は建築物の状態、物件、衛生、生徒の服裝の點についてのみ學校の監督に當る。

教育自體に關しては其權限を有しない。(第一六〇條) 市町村長は私立學校の開校の届出を受け、又建築物の見地より之に故障をなすことが出来る。又一八八二年の法律勵行の監督に當り、學務委員會の議長である。

區視學 *délegué cantonal* 三ヶ年の任期を以て縣評議會の任命する無給視學官、區内の公私の學校を監督する。其監督は教育自體に及ぶことを得ず、建築物の状態、物件、衛生、生徒の服裝についてのみ行ふ。

三、初等教育の諸評議會

初等教育に於る評議會には學務委員會、縣評議會及び國民教育高等評議會がある。

こゝには二つの評議會について述べる。

「縣評議會 *Conseil départemental*」——組織——縣評議會は知事を議長、大學區視學官を副議長とし、其他互選せる四名の縣會議員、師範學校長(通常一縣に男子師範、女子師範一校づつ、女子師範の校長は婦人)互選せる男子正教員、女子正教員二名づつ及び大臣の任命せる二名の初等視學官より成る。

權限——縣評議會の權限は一八八六年の法律が精細に規定してゐるところである。こゝでは極く簡單に述べることにする。

純然たる行政上に於ては、縣評議會は正教員に昇格せしめ得る見習教員の表を毎年作製する。又縣内の各市町村に於る公立小學校の數、性質、位置を定める等。

訴訟上に於ては、私立學校の開設に對する故障につき對審の上で審判する。

懲罰、懲戒上に於ては公私立學校教員に對し停職若くは免職を言渡し、又、適任證授與試験に於て不正行為を犯した受験者に一期若くは數期の試験に受験停止を言渡す。

「國民教育高等評議會 *Conseil supérieur de l'instruction publique*」之は三等級の教育全體に共通の評議會である。初等教育に關しては教科書及び學校に於て禁ず可き書物並に賞に付き意見を與へ、又公私立學校に對し縣評議會が免職を言渡した判決の控訴につき裁判する。(詳細については二二七、二三〇頁参照)

四、公立初等教育に關する特別規定

こゝには單に學校及び教員について數言を費すに止める。

「學校」初等教育に於る學校は次の如くである。

一、幼稚園 *école maternelle* 及び幼年級 *classe enfantine*

二、尋常小學校 *école primaire élémentaire*

三、尋常高等小學校 *école primaire supérieure* 及び尋常小學校附屬の尋常高等科即ち補習科 *cours complémentaires*

四、徒弟學校 *école manuelle d'apprentissage*

「教員」——資格——教員は佛蘭西人にして一定の年齢に達して居り、且つ所定の免狀を所有せねばならぬ。

年齢は女子教員は十七歳、男子教員は十八歳、尋常小學校の校長は二十一歳、尋常高等小學校若しくは寄宿生を收容する學校の校長は二十五歳。

免狀は正教員たるためには普通免狀 *brevet élémentaire* 教員資格證明書 *certificat d'aptitude pédagogique*。

尋常高等小學校助教員に於ては高等免狀 *brevet supérieur*。校長及び尋常高等小學校教授にあつては師範學校教授資格證明書。

任命——見習教員 *stagiaire* 正教員 *titulaire* 校長 *directeur* 教授 *professeur* の區別を要する。

男女見習教員は大學區視學官に依つて任命され、又同視學官は初等視學官の理由を附したる意見書に基き之を解任することが出来る。(一八八六年の法律第二六條)

尋常小學校の正教員、尋常高等小學校の助教員 *instituteur adjoint* 及び補助教育に於る補助教員 *maître*

auxiliaire は知事が任命する。

正教員の資格を得るためには 一、同一公私立學校に於て二年教職にありたること 二、縣評議會作製の採用豫定名簿に記名さるゝことの二條件を得るを要する。(第二三條)

校長、尋常高等小學校教授は大臣の任命に依る。(第二八條)

懲罰——教員に課する懲罰には、譴責、懲戒、解任、五年以下の休職、無期休職がある。(三十條)

譴責 *reprimande* は大學區視學官に依つて言渡される。

懲戒 *censure* も亦同様であるが、唯縣評議會の意見を聴くを要する。

解任 *révocation* は正教員に於ては知事、校長、高等小學校教授は大臣に依つて言渡される。但し縣評議會に於て防禦することが出来る。知事の解任を受けた正教員は二十日以内に、大臣に控訴することが出来る。(第三一條)

有期休職 *interdiction à temps* 及び無期休職 *interdiction absolue* は縣評議會によつて言渡される。防禦はなし得るも其決定に對し高等評議會に控訴することは出来ない。(第三二條)

五、私立初等教育に關する特別規定

「自由の原則」 初等教育は自由である。即ち免狀を所有し且つ教育若しくは公立學校の管理に必要な年齢

に達した者は何人を問はず、如何なる認可をも經ずして學校を開設することが出来る。尙又私立小學校の校長は教育方針、課程及び高等評議會の禁じた以外の書物の選擇は一切自由である。(一八八〇年二月二十七日の法律第五條)

「法律の定めたる制限」但し自由の原則にも二三の制限が存在する。

即ち校長が公立尋常高等小學校長の免狀を所有せざる限り、私立學校に於て尋常高等小學校の名稱を用ふることは出来ない。

又、別に女子のみの公私立學校のある場合、私立學校は縣評議會の許可を受けない限り男女の兒童を共に收容することは出来ない。

同一市町村内に公立幼稚園若くは公立の幼年級がある場合、私立學校が自ら幼年級を有せざる限り六歳以下の兒童を收容することは出来ない。

認可なき修道會員は教育若くは學校の管理に當ることが出来ない。(一九〇一年七月一日の法律第十三條)

「私立學校の開設」——手續——學校を開設するためには市町村長、知事、大學區視學官及び檢事に届出をなす。市町村長は届出につき一ヶ月間掲せしめる。

市町村長及び大學區視學官は職權により、若くは檢事の起訴により、良俗及び衛生の見地より之に故障

をなすことが出来る。故障のない時は、一ヶ月の期間經過の後開校する。

故障のある場合は縣評議會は之が審判のため召集される。但し高等評議會へ控訴することが出来る。

(一八八六年の法律三七、三八、三九條)

規定手續上の制裁——前述の手續を履行しない時は第一回の違反に對しては罰金刑、再犯の場合は禁錮並びに罰金刑に處する。(第四十條)

「懲罰」私立學校教員は重大なる過誤、不品行、背德行爲の場合懲罰を受ける。かゝる教員は大學區視學官の告訴により、縣評議會に召喚され、懲戒、若くは其教職を行ふ市町村又は縣に於る教職の有期又は無期の停止を言渡される。但し休職の場合は高等評議會に控訴することが出来る。(第四一條)

尙監督官廳の檢閲を拒む私立學校長は輕罪刑に處せられる。(第四十三條)

第二項 中等教育

「定義」中等教育は之を次のやうに定義することが出来る——文科、理科若くは近代教育を施す各大學入學資格 *Baccalauréat es Lettres, es sciences etc.* の免許狀を得るための課程の全體。

「中等教育の公立學校」即ちリセエ *Lycée*、コレージュ *collège* である。リセエは國家と縣及び都市の協力に依つて創立經營される學校である。之に反しコレージュは市町村に依つて經營され、國家の補助を受

ける。(一八五〇年三月十五日法律第七十二條) 男子のリセエ及びコレージュのほかは一八八〇年十二月二十一日の法律は女子中等教育を目的とするリセエ及びコレージュをも設けた。

リセエの職員は、學校管理は校長 *proviseur* を代表とし生徒主事 *censeur*、會計係 *économé*。教職に當る者は教授 *professeur titulaire* 講師 *chargé de cours* 及び尋常科教授の各團體。生徒の監督を任せられたる職員、生徒監主事 *surveillant général*、復習教師 *maître répétiteur*。(リセエに於ては、生徒主事 *censeur* は生徒の修學及素行の監督に當り、生徒監主事 *surveillant général* は主として素行の監督を行ふ。譯者)

「監督官廳及び評議會」中等教育の監督官廳は文部大臣の下にあり、中等學務局長が大臣を補佐する。督學官、大學區長官、大學區視學官。

中等教育に於る評議會には大學區評議會、國民教育高等評議會がある。

「大學區評議會 *conseil académique*」——組織——大學區長官を議長とし、管轄大學區視學官、各分科大學長 *doyens des facultés*、各分科大學選出の教授一名づつ、各専門諸學校より選出せる教授一名づつ、大臣の任命せるリセエ校長 *proviseur* コレージュ校長 *principal* 各一名、分科大學助教授 *professeur agrégé* 若くは理學博士二名、文科大學助教授若くは文學博士二名、選舉によるコレージュ教授文學士一名理學士一名、及び高等若くは中等教育の經費を協力負擔してゐる縣及び市町村の縣會議員並びに市町村會議員にして大臣の任命せる者二名づつより成る。(一八八七年二月二十七日の法律)

權限——大學區評議會は行政、訴訟、懲罰上の權限をもつ。

行政上に於ては市町村立コレージュ及びリセエに關する規定、學校の豫算會計及び學校の經營取締に關して意見を與へる。(一八八〇年法律第一一條第一項及び第三項)

訴訟及び懲罰上に於ては大臣若くは大學區長官により公私中等教育に關する訴訟若くは懲罰事件を受理し、之が審理、判決、刑の適用に當る。但し其判決に對しては告知の日より十五日以内に高等評議會に控訴することが出来る。(一八八〇年法律第一一條第二項及び第四項)

「國民教育高等評議會」國民教育高等評議會は一八八〇年二月二十七日の法律及び一八九八年三月十一日の大統領令によつて修正された。一八八〇年の法律に於ては教育に關與する者についてのみ規定してゐる。評議會は三つの異なる要素より成るといふことが出来る。

一、文部大臣、議長

二、各種の教育團體より選出した委員四十四名、内六名のみは初等教育に關與する。

三、大統領の任命した十三人の委員、内九名は大學の現任若くは前職員(文部省局長、督學官、大學區長官其他)より、又四名は私立教育に關する委員より選出する。

大統領令を以て任命した九名の委員及び選舉された者より特に大臣が任命した六名の評議員は常設部を構成する。此部は教育課程及び規定を高等評議會の審議にかける前に研究するのを職務とし、リセエ、コ

レエジュの創設、及び大臣より廻付された學業、行政、懲罰又は修業年限に關する一切の問題につき意見を與へる。

権限——行政上に於ては高等評議會は常設部の研究の後、教育課程、教育方針、教育法、試験方法、公立學校に關する行政及懲罰規定につき意見を與へ、又試験及び稱號授與に關する規定其他につき意見を與へる。

訴訟及び懲罰に關しては大學區評議會の判決に對する控訴につき終審の裁判を行ふ。

「私立學校」一八五〇年までは國家に於て教育の獨占權を有してゐた。一八五〇年三月十五日の法律は初等教育に於る一八三三年六月二十八日の法律の如く、中等教育をも自由ならしめた。

條件及び手續——中等學校を開設するためには次の條件を必要とする。

一、佛蘭西人たること。二、二十五歳以上たること。三、大學入學資格免狀 *diplome de bachelier* 若くは特別審査委員會 *jury special* の授與せる適任證明書を所有すること。(一八六五年五月三十一日の法律第六條)

手續は大學區視學官に届出を爲すにある。

其後一月以内に知事若くは檢事より、風規又は衛生の見地より大學區評議會に故障を提起することが出来る。大學區評議會は故障につき裁判する。但し其判決に對しては高等評議會に控訴することが出来る。

第三項 高等教育

「定義」高等教育とはリセエ及びコレエジュに於る教育の補助として各單科大學に於て授ける教育である。

「單科大學 *faculté* 及び綜合大學 *Université*」高等教育は單科大學に於て授けるといつたが、之には法科大學、醫科大學、理科大學、文科大學、神學科大學、藥學專門學校 *école supérieure de pharmacie* 醫學豫備校 *école préparatoire de médecine* の別がある。

一八九六年七月十日の法律以來各大學區 *académie* 中にある單科大學を一團とし之に *Université* なる名稱を與へた。

「高等教育に關與する官廳及び評議會」高等教育に關與する官廳には、高等學務局長の直接の補佐による文部大臣、大學區長官、大學區視學官。一八八八年三月三十日以後高等教育に於る督學官は廢止された。

高等教育に關與する評議會には綜合大學評議會、大學區評議會、國民教育高等評議會がある。

「綜合大學評議會 *conseil de l'Université*」——組織——大學區長官、單科大學長、專門學校長、各專門學校及び單科大學より選出せる代表二名よりなる。(一八八五年七月二十五日の大統領令第四條)

権限——権限は行政、訴訟、懲罰に互る。

行政上に於ては評議會は教育法規の遵守を監督し、各單科大學及び専門學校の講座の間に、修學及び學生のため統一をつける。評議會は講座の休止の場合關係大學に對し、其講座の存續、廢止若くは變更其他につき意見を與へる。(一八八五年七月二十五日の大統領令)

其ほか綜合大學評議會は法人としての綜合大學に關係する一切の事件に就き評議する爲めに召集される。(一八九三年八月九日の大統領令)

次に訴訟及び懲罰上に於ては、綜合大學評議會はそれ以前の法律に依つて大學區評議會に與へられてゐた總ての権限を繼承した。(一八九六年七月十日の法律第三條)

「大學區評議會 *Conseil académique*」前述の如く、大學區評議會の高等教育事項に於る職務は殆ど完全に廢止を見た。現在に於ては顧問機關としての権限を有するのみである。同評議會は高等教育に於る一切の建築物に關する法規、大臣より廻付せる一切の諮問について意見を答申し、又毎年其高等教育に關する建築物の状態、及び其改良の事項に就き大臣に報告書を提出する。(一八八〇年二月二十七日の法律第一一條第一項及第三項)

「國民教育高等評議會」常設部と高等評議會自體の権限を區別せねばならぬ。

常設部は科目及び規則を高等評議會に付議するに先立ち之を審査するにある。同部は單科大學の創設、

講座の新設、變更、廢止につき意見を與へ、又一單科大學に於て講座の休止せる場合常設部は二名の候補者を指名する。(一八八〇年法律第四條)

行政上に於ては高等評議會は常設部の審査せる科目及び教育方針、並びに稱號授與に關する規則につき意見を與へるため召集される。

訴訟及び懲罰上に於ては、綜合大學評議會の下した判決の控訴に對し終審の判決を與へる。(第七條第一項及第二項)

「私學の高等教育」初等教育が一八三三年、又中等教育が一八五〇年に自由になつたことは既に述べた。自由の規定が高等教育にまで及んだのは漸く一八七五年七月十二日の法律に依る。同法は一八八〇年三月十八日の法律を以つて修正された。

「學校の開設」——條件——高等教育を授ける學校を開くためには二十五歳以上の佛蘭西人でなければならぬ。又學校は三名以上の者に依つて管理されるを要する。

手續——管理者の署名をした届出書を大學區長官若くは大學區視學官に提出する。開校は届出後十日を経ないと出来ない。教授の名簿、講座表は毎年之を大學區長官若くは視學官に提出する。

法人格——一八七五年の法律に従ふと、參事院の命令に依つて高等教育を施す學校に法律上の人格を付與することが出来る。一八八九年の法律は此點嚴重となり、法律を必要とする旨を規定した。

閉校——民事上の人格を付與された私立學校が閉校する時は、其受けた贈與、遺贈は、贈與者、若くは贈與者又は遺言者の相続人に返還する。有償で得た財産は國家の所有に歸し、高等教育に當てられる。

(一八七五年の法律第一二條)

尙修道會に於る教育の禁止に關する一九〇四年七月七日の法律參照。

註 以上に述べた佛蘭西に於る教育の組織に對しては種々の批評が行はれてゐる。之を要約すれば反民主主義的にして、社會正義の條理と精神に反し、從つて危険であるといふにある。

中等教育及高等教育は殆ど専ら生活の豊かな家庭の子供達に限られてゐる。一般民衆の子供は極く稀な例外を除き、頭腦の如何に拘らず其初等教育を古典若くは近代的の中等教育によつて補ふことは出来ない。

この事實より往々にして傲慢不遜の教育が生じ、又不完全、不信の教育が現れる。其結果は階級の鬭争と又智的見地に於る國民の損失を免れ難い。

我々は督學官フオンサン及びマルテル兩氏と共に、眞の改革は現今の四年級まで總ての生徒に共通な完全充足の單一教育を施すにありと信じる。四年級以後は各生徒の將來に於る夫々の社會的職業に對する能力に應じて種々の専門的教育を授ける。

才能ある者に毎年支給し且つ取消をなし得る給費制度を設けたならば、頭腦あり且つ勤勉な生徒、即ちコンドルセの所謂國費生 *élève de la patrie* をして、自由職業若くは官廳の職務に有效に就かせ、斯くして眞の指導的精英を構成することが出来る。以上はジュリヤン・ボワテル氏の文に依つた。

——本著の初版が表れて後、一九〇二年五月三十一日の成案(リセエ、コレージュ)が尋常高等小學校の生徒に對し直接中等教育の上級部に入學を認めたるは先づ我々に満足を與へたところである。

爾後全く同一の權利と特權を有する唯一つのバックカローレア(ラテン・ギリシャ語、ラテン系現代語、學術ラテン語、現代學術ラテン語)あるのみなることも注意す可きである。

問二十 (國民教育)

- 一、國民教育上佛蘭西は如何に分割されるか。
- 二、教育の等級如何。
- 三、初等教育とは如何。
- 四、初等教育の無月謝及び義務とは如何。
- 五、無月謝にして義務なる教育が宗教と無關係ならねばならない理由如何。
- 六、學務委員會とは如何。
- 七、其權限如何。
- 八、義務に關する規定如何。
- 九、懲罰は如何。
- 十、初等教育の關係官廳如何。
- 十一、大學區長官、督學官、知事、大學區視學官、初等視學官、市町村長、區視學の任務は如何。
- 十二、縣評議會とは如何。
- 十三、高等評議會とは如何。
- 十四、各種の初等教育の施設を擧げよ。
- 十五、初等教育に携るための條件如何。
- 十六、任命は誰によつてなされるか。
- 十七、懲罰は如何。
- 十八、私立初等教育の特別規定如何。
- 十九、中等教育とは如何。
- 二十、リセエとコレージュの相違如何。
- 二十一、リセエの職員について述べよ。
- 二十二、大學評議會とは如何。
- 二十三、其權限如何。
- 二十四、教育の獨占を廢止せる法律は如何。
- 二十五、私立中學校を開設するには如何なる條件と手續を要するか。

- 二十六、高等教育とは如何。
- 二十七、綜合大學 *Université* とは如何。
- 二十八、高等教育に關する諸官廳及び評議會は如何。
- 二十九、綜合大學評議會とは如何。
- 三十、其權限について述べよ。
- 三十一、大學區評議會の任務は如何になりたるか。
- 三十二、高等評議會の任務は如何。
- 三十三、高等諸學校の開

設に關する手續如何。

文科及び理科の主なる施設並に主なる學校

名	稱	所在地	創立	目的	入學年齡	修業年限
「教育美術省」國民教育						
Collège de France	コロンジュ・ドゥ・フランス	パリ	一八五九	高等國民教育、二十五講座		
Muséum d'histoire naturelle	博物館 (舊王室御園、植物園)	"	一七九三	理科方面の蒐集と研究旅行		
Ecole pratique des hautes études	高等教育實習學校	"		理論的高等教育を實習に依つて完成する		
Ecole française d'Athènes	アテネ・フランス學校	アテネ	一八四六	文學博士、文學士が古代文學の研究を完成する		
Ecole française de Rome	ローマ・フランス學校	ローマ	一八七四	公開講座、ベルシャ語、トルコ語、支那語、日本語、安南語、其他	一六一二四	
Ecole des langues orientales vivantes	東洋現代語學校	パリ				

Ecole nationale des Chartes	國民古典學校	"		古文書保管人、圖書館員養成	二五歳以下	入學試験 三ヶ年、通學
Ecole normale supérieure	高等師範學校	"	一七九三	男子リセエ、コレージュ教授養成	一八一二四	入學試験 三ヶ年、寄宿
Ec. nor. sup. d'enseignement secondaire	中等教育高等師範學校 (女子)	セーザル		女子リセエの教授養成	一八一二四	"
Ec. nor. sup. d'enseignement primaire	初等教育高等師範 (女教員)	フオント・ネ・オ・ロイズ		女子師範學校教授養成	一九一二五	"
	初等教育高等師範 (男教員)	サン・クルー	一八八一	男子師範學校教授養成	一九一二五	"
Ecoles normales primaires	男子及び女子師範學校			各縣に於て男女小學校教員の養成	一六一一八	"
Académie de France	アカデミー・ドゥ・フランス	ローマ	一六六六	コンクール受賞者の教育完成、繪畫、彫刻、建築、版畫、作曲		國費で五年間滞在

École nationale des Beaux-Arts 國民美術學校	パリ		無月謝、繪畫、彫刻、 建築、版畫	一五—三〇	通學
"	リヨン		"		
"	デイジヨ		"		
"	アルジエ		"		
École nationale des arts appliqués à l'industrie 國民工藝學校	ブウル ジュ		幾何學的圖案、模寫、 彫刻、應用		
École nat. des arts décoratifs 裝飾美術學校	パリ		"		
École nat. d'art décoratif 國民裝飾 美術學校	リモオ ジュ		"		
"	オービユ ン		"		
"	ニース		"		
École nat. des arts industriels 國民 工藝學校	ルベエ		"		

(Observatoire national de musique et de déclamation 國民音樂演劇 練習所	セーヴル	一七九四	無月謝、聲學、器學、 臺詞		入學試驗
École de céramique セーヴル國營 工廠附屬窯業學校	セーヴル		製作、裝飾		
[陸軍省]					
École polytechnique 理工科學校	パリ	一七九五	砲兵士官及び工兵士官 並に軍技術官の養成	一七—二二	入學試驗 二ケ年、寄宿 給費
École spéciale militaire de Saint- Gyr サンシール陸軍專門學校	サンシール	一七九〇	砲兵、騎兵及び海軍歩 兵士官の養成	"	入學試驗 二ケ年、寄宿
École secondaire militaire (prima- riée) 陸軍中等學校 (幼年學校)	ラ・フレ エシユ		將校の子供の間に於て 入學試験を行ふ		
École supérieure de guerre 陸軍 大學	パリ		士官に更に完全なる教 育を授ける		
École d'application du génie et de l'artillerie 砲工實習學校	フオンテ ヌブロー		理工科學校卒業生の内 より收容する		

Ee. d'application de cavalerie 騎 兵實習學校 Ecole militaire d'artillerie et de génie 陸軍砲工學校 Ecole d'application de médecine et de pharmacie militaire 軍醫實 習學校 Ecole normale de gymnastique 體 操師範學校 Ecole des sous-officiers d'infanterie 歩兵下士官學校	ソミエ ル ヴエル サ イユ バ リ ジョ アン ヴイ ル サン メク サン (ドウ セ ー ヴル)	騎兵士官の養成 砲工士官の養成 體操指導者の養成 下士官の養成 海軍士官養成	一五—一八 一六—一八	入學試験 二ケ年、給費 寄宿 入學試験
---	---	--	----------------	------------------------------

〔海軍省〕

Ecole navale 海軍兵學校、ブレ
スト灣「ホルダ」艦

Ecole des apprentis élèves-méca-
ニシエルブ

三ケ年、給費
寄宿

marins des équipages de la flotte 海軍機關士見習學校 Ecole d'application des aspirants de la marine 海軍見習士官實習 學校 Ecole d'application du génie ma- ritime 海軍工兵實習學校 Ecole des defenses sous-marines 海 底防備學校 〔土木省〕 Ecole nationale des ponts et chaussées 國民土木學校 Ecole nationale supérieure des mines 鑛業專門學校 Ecole des mines 鑛業學校	ト ヴ ー ル 及 シ ャ ー ロ バ リ 〃 サ ン テ ン ス	道路、運河、港其他の 技術に關する知識の概 要を修得する 鑛業に従事する技術者 の養成 採鑛、應用鑛物學方面 の工場指導者を養成	一八—二五 一七—二二 一七—二六	三ケ年、給費 寄宿 入學試験 通學 入學試験 通學 入學試験
--	---	--	-------------------------	--

Ecole des mineurs 坑夫學校	アレエ	一八四三	坑夫長養成	一八歳以上二ケ年、寄宿
"	ドゥエー	一八七八	"	"
[農務省] Ecole nationale des eaux et forêts 國民營林學校	ナンシイ	一八二四	森林行政のため看守長 見習養成	一九―二二 入學試験 二ケ年、強制 寄宿
Institut national agronomique 國 民農學研究所	バリ	一八七六	農業に關係する學術の 研究	一七歳以上 入學試験 三ケ年、通學
Ecoles nationales d'agriculture 國 民農業學校	グリニョ ン(セー ヌ エ ヌ エ ワ ズ 縣) モンペリ エ グラ ン ジ ユ ア ン ル (ロ ワ ン ル ・ ア ン フ エ リ ウ		農事事業の指導者の養 成	" 入學試験 寄宿又は通學 給費
"	"			
"	"			

Ecoles pratiques d'agriculture 農 學實習學校	ル レ エ ヌ	内地に約 四十校	國民農業諸學校と農事 教習所の中間にあり、 教養ある農業者の養成	一五―二〇 給費、寄宿及 び通學
Ecole nationale d'horticulture 國 民園藝學校	ヴェルサ イユ	熟練した庭師及び園藝 教師の養成	一六―二六 入學試験 三ケ年、通學	
Ecole coloniale d'agriculture 農業 植民學夜	チュニー ズ	アフリカ北部の我國の 植民地に適する植物の 研究	一七歳以上 入學試験 二ケ年、寄宿 通學	
Ecoles vétérinaires 獸醫學校	アルフォ ール(セ ヌ縣)	獸醫の養成	一七―二五 入學試験 大學入學資格 者、四ケ年、 寄宿及び通學	
"	リ ヨ ン			
"	ト ウ ール			
"	イズ			
Ecole des haras 種馬飼養學校	オー・バ ン(オル	馬質改良上、種馬行政 に於る官吏養成	二五歳以下 農學研究所卒 業生	

〔商務省〕	又縣)				
Conservatoire national des arts et métiers 國民工藝教習所	パリ			博物館にして又同時に工業に關する最高學府各種の工藝に携る技術者の養成	公開講座
Ecole centrale des arts et des manufactures 中央工藝學校	"			職工長、製作所主若くは工藝に志す工業家の養成	一八歳以上 入學試験 三ヶ年、通學
Ecoles nationales d'arts et métiers 國民工藝學校 (六)	シヤイロ			職工長、製作所主若くは工藝に志す工業家の養成	入學試験 の行はる、 年の一月一日に 一五―一八 四ヶ年、通學
" " " " "	アンジエ		一九〇〇		
" " " " "	エクス		一八九一		
" " " " "	クリュニ		一九一〇		
Ecole nationale d'horlogerie 國民時計學校	バザンソ		一九一二	時計業に従事せんとする青年の職業教育	一四歳以上 寄宿又は通學
Ecole d'horlogerie 時計學校	クリュニ		一八九一		
ズ(ホ)					

Ecoles nationales professionnelles 國民職業學校 (四)	ト・サヴ オワ縣)			木材、鐵事業、又は地方により特殊教育を授	一三一―一五 入學試験 寄宿又は通學
" " " " "	ヴィエル ゾン(シ エル縣)		一八八七	鐵(ヴィエルゾン)麻 織物、絹織物(ヴォワ ン)織物(アルマンテ エール)	
" " " " "	ヴォワロ ン(イゼ ール縣)		一八八六		
" " " " "	アルマン テイエ		一八八七		
Ecoles supérieures de commerce 高等商業學校 (十一)	ナント		一八九四	商業教育を授け教養あ る商人を養成する 成績五分の一迄は陸軍 法規上特権あり	一六歳以上 入學試験 二ヶ年、寄宿 又は通學、給 費
" " " " "	ボルド				
" " " " "	リ、ル、ア				
" " " " "	リ、ル、				
" " " " "	リ、ル、				
" " " " "	マル、				
" " " " "	ユ、				
" " " " "	モ、				
" " " " "	ン				

Institut commercial 商業研究所	パリ			
Ecole supérieure 専門學校、共和通	"			
Ecole des hautes études commerciales 商業専門學校	"			
[拓務省]				
Ecole coloniale 拓植學校	"	一八八八	よき植民地官吏の養成 植民地部、佛蘭西部	一七一三〇 入學試験 三ケ年、通學
[内務省]				
Institut des sourds-muets 盲啞教習所	"			
Institut des sourdes-muettes 女子盲啞教習所	ポルドー		盲啞兒童に特殊教育を授ける、職業教育	九一二 八ケ年、寄宿通學

Institut des sourds-muets des deux sexes 男女盲啞教習所	シアン			
Institut des jeunes aveugles 盲人教習所	パリ		凸字により特殊教育、職業教育、音樂	一〇一三 八ケ年 (音樂家) 五ケ年、通學
パリ市立學校				
Ecoles primaires supérieures 高等小學校				
チュルゴ校 (男子)	チュルビゴ街	一八三九		一二一五 通學
ゴルベール校 (男子)	シヤト ドラン	一八六九		"
ラヴォワジエ校 (男子)	ダンフェ ルロシ	一八七二	商業、銀行業、工業 若くは工藝、職業學 校、(中央工藝、農業 學研究所、物理化學 學校、工藝學校其 他)に進む少年を收容する	"
J・B・セエ校 (男子)	オート イユ街	一八七五		寄宿又は通學

アラゴール校 (男子)	ナシヨ ン				通學
ソフイール ジュールマン校 (女子)	ジュイ 街	一八八二	商業、教育、女子職 業其他に向ふ子女の 爲め		" "
エドガール ルキネ校 (女子)	マルテ イ	一八九二			
college claptal コレエジュ ・シヤ	バタイ ニ	一八四四	初等及び近代的中 等教育		寄宿及び通學
college rollin コレエジュ ・ローラ	トリユ デ				
Ecoles professionnelles 職業學校	イヌ通		古典教育及び近代中 等教育		"
Ecole Diderot ディドゥ ロ職業學 校	ヴィレ ツ	一八七三	熟練した労働者の養成 (金屬、木工)		一三一五 通學
Ecole de physique et de chimie 物理化學學校	ト大通 リ				
Ecole Boule ブール職業學校	ローモ ン	一八八二	特に工業に向ふ者のた め		一六一九 入學試験 通學
	ルイー リ	一八八六	家具、工藝に關する教 育		一三一六 "

Ecole Estienne 職業學校	イタリ ー	一八八九	書籍工藝に關する教育		"
Ecole Dorion ドリアン職業學 校	廣 場		孤兒——徒弟教育		通學、寄宿
Ecole Germaine-pilon ジェルメ ー	フイリ ツ		工藝美術に必要な圖 案の教育		一三歳以上
ヌーピ ロン職業學校	ギユ スト	一八八二			
Ecole Bernard-palissy ベルナ ー	通 リ		子女の家庭外の奉公を 避けるため		一三一五 給費、通學
Ecole professionelles et ménagères 職業家政學校 (六)	チユ ルビ	一八八〇			
	ゴ 街	一八九〇			
	プテ イ				
	ゾテ ル				
	ボシ ユ				
	フ レ				
	ガ ン				
	リ ヌ				
	ガ ン				
	ボ ト				
	ト ン				
	イ ン				
	ル フ				

摘要二十 (教育制度)

一、初等教育

定 義——何人にも缺く可からざる基礎智識の全體

- 一、義務、六歳乃至十三歳の兒童
- 二、無月謝 (一八八一年六月十六日の法律)
- 三、宗教とは獨立、信教の自由の爲め
- 四、學務委員會、議長市町村長、權限

行政 懲罰 訴訟

一、一般規定

五、義務

市町村役場
親
村長

- a、六歳乃至十三歳の兒童の名簿を作製する
- b、親に入學を告知する
- a、市町村長に入學する學校を届出る
- b、兒童の精勤を保證する
- a、缺席届出帳簿を保管する
- b、毎月帳簿の抄本を初等視學官に提出する
- a、一月に四回缺席の時は學務委員會に出頭する

六、懲罰規定

親

私立學校長

- b、十五日間掲示
- c、罰金
- a、戒告
- b、懲戒
- c、一月若くは三月以内の休職

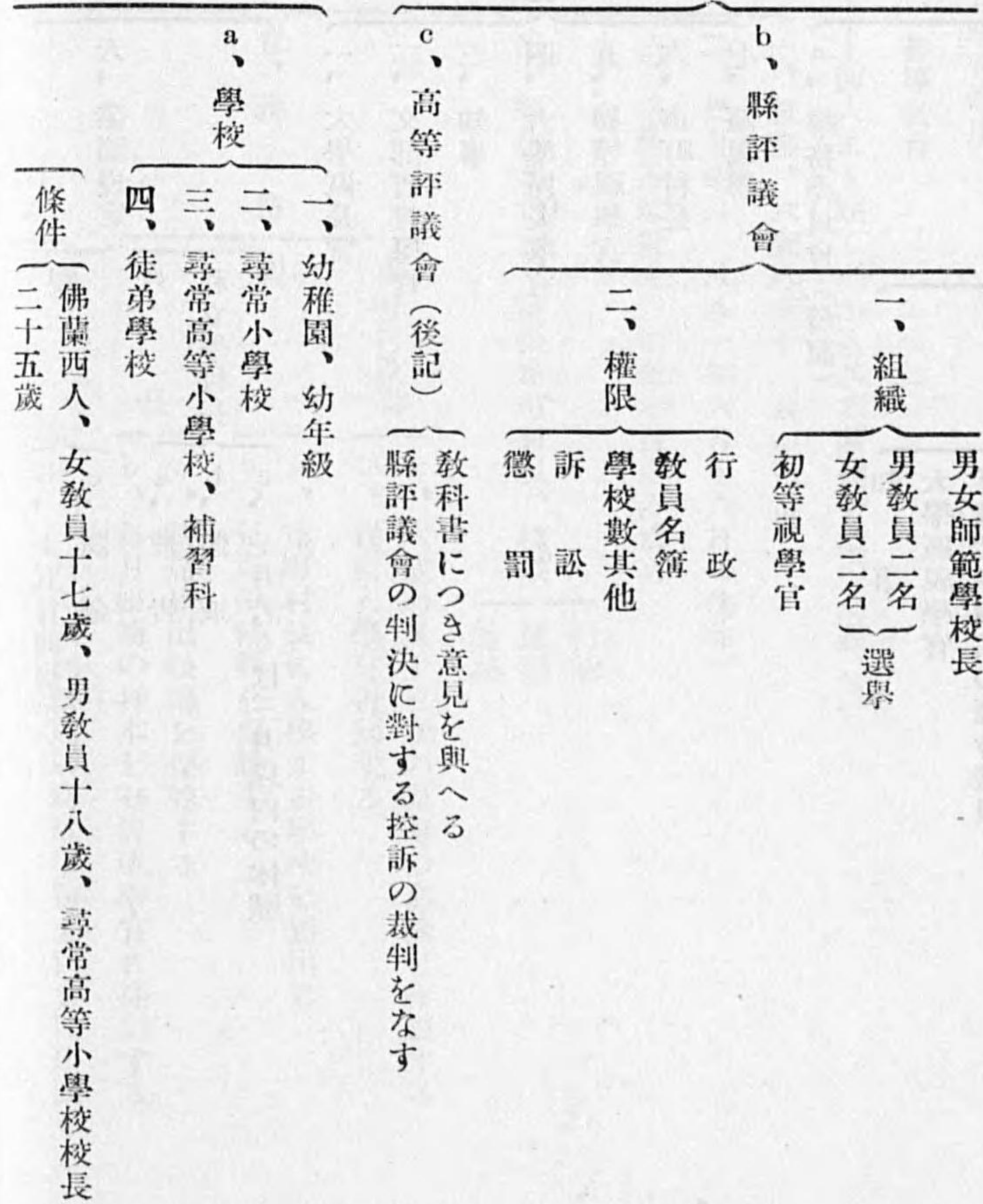
二、官

應

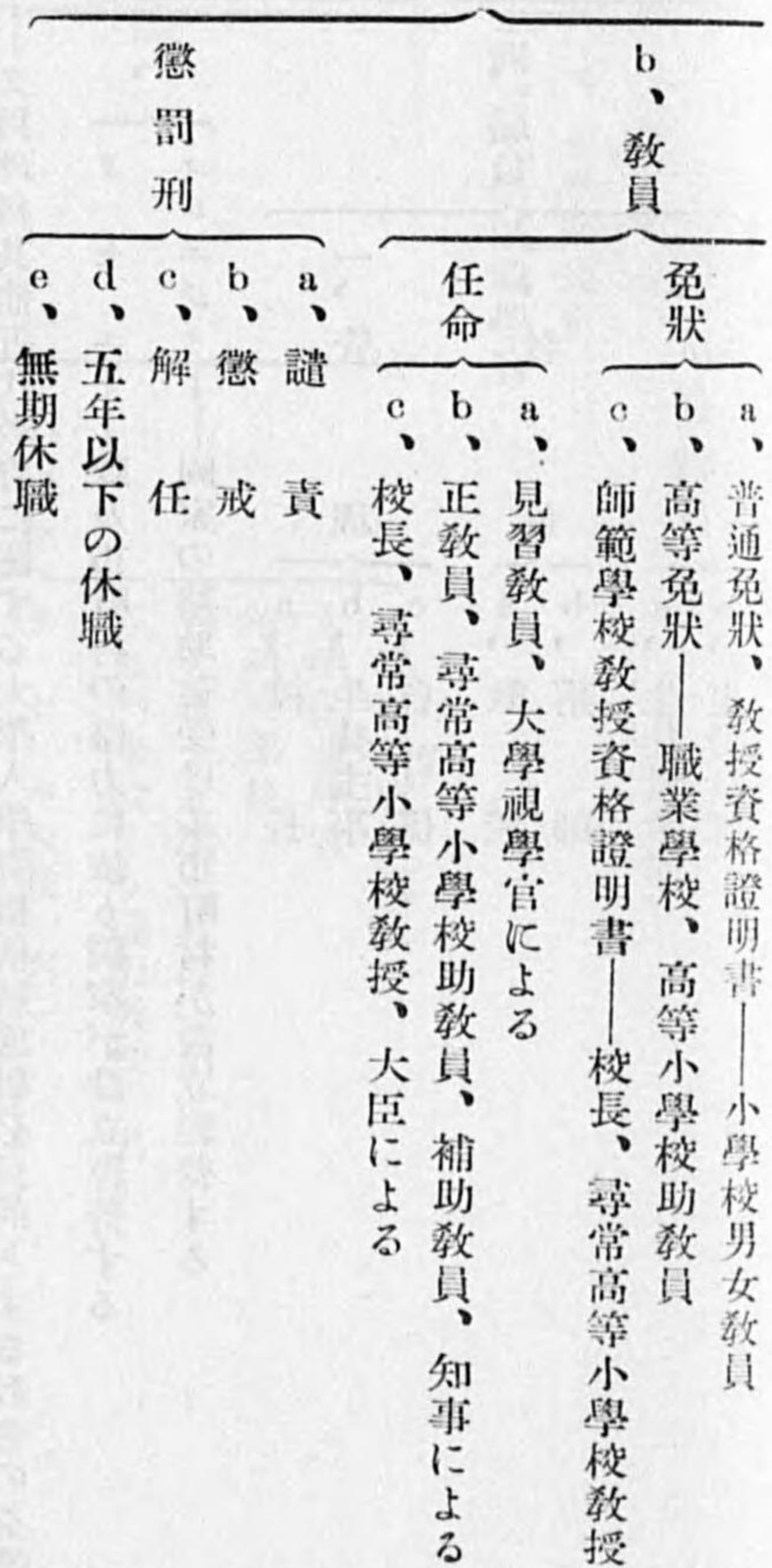
- 一、大學區長官
- 二、文部省督學官
- 三、知事
- 四、大學區視學官
- 五、初等視學官
- 六、市町村長
- 七、區視學
- a、學務委員會 (前記)

知事
大學區視學官
互選せる四名の縣會議員

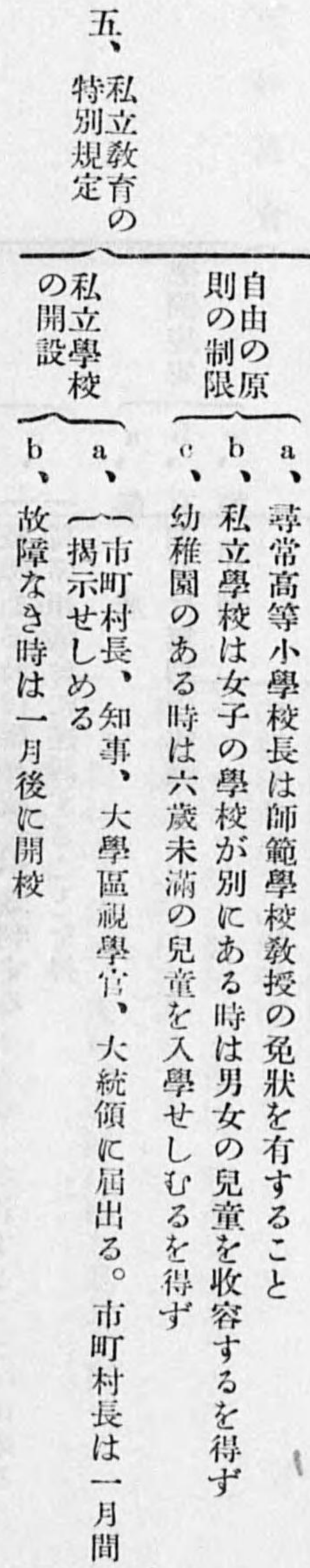
三、評議會



四、公立教育の特別規定



原則—自由



五、私立教育の特別規定

懲罰規定

- a、懲戒
- b、有期又は無期の休職
- c、輕罪刑

〔故障ある時は縣評議會が裁判する
高等評議會に控訴することを得〕

二、中等教育

定 義——文科理科其他近代教育に關する大學入學資格稱號獲得を目的とする教育の全體

リセエ——縣及市町村の協力を依り國家が設立經營する
コレエジュ——國家の補助を受けて市町村が設立經營する

一、學校

二、職員

- 一、管理
 - a、校長
 - b、生徒主事
 - c、會計係
- 二、教員
 - a、教授
 - b、講師
- 三、監督職員
 - a、生徒監主事
 - b、復習教師

二、關係官廳

- 一、文部大臣
- 二、督學官
- 三、大學區長官
- 四、大學區視學官

三、評議會

一、大學區評議會

- a、組織
 - 大學區長官、議長
 - 大學區視學官
 - 單科大學長
 - 各大學より選出教授一名
 - 各專門學校より選出教授一名
 - リセエ校長一名
 - コレエジュ校長一名
 - 大臣任命
 - 文科助教授又は文學博士二名
 - 理科助教授又は理學博士二名
 - コレエジュ學士教授（文學士、理學士一名づゝ）
 - 縣會議員、市町村會議員二名
- b、權限
 - 一、行政上、法規、豫算、取締に關し意見を與へる
 - 二、懲罰上
 - 三、訴訟上、但し高等評議會に控訴することが出来る

二、國民教育高等評議會

- a、組織
 - 一、大臣、議長
 - 二、各種教育團體より選出せる四十四名の評議員
 - 三、大統領の任命した十三名の評議員に常設部（十五名）

b、權限

- 一、行政上——科目、方針、試験其他につき意見を與へる
- 二、懲罰上——
- 三、訴訟上——控訴につき終審の裁判を行ふ

一八五〇年三月十五日の法律まで國家は教育の獨占權を有してゐた

四、私立學校

條件と手續

- 一、佛蘭西人
- 二、二十五歳
- 三、大學入學資格者
- 四、大學區視學官に届出をなす
- 五、（故障をなすことが出来る。大學區評議會に於て裁判する。但し控訴することを得

三、高等教育

定 義——單科大學及び専門學校に於て授ける教育

- 一、法 科
- 二、醫 科

一、單科大學

- 三、理 科
- 四、文 科
- 五、藥學専門學校
- 六、醫學豫備校

二、綜合大學

各大學區内の單科大學の全體に與へられた名稱
一八九六年七月十八日の法律

三、關係官廳

- 一、大臣、高等學務局長
- 二、大學區長官
- 三、大學區視學官

四、評議會

一、綜合大學評議會

- a、組織
 - 一、大學區長官
 - 二、單科大學長、専門學校長
 - 三、各單科大學若くは専門學校より選出の代表二名
- b、權限
 - 一、行政上——法規、意見、講座の創設、廢止
 - 二、懲罰上
 - 三、訴訟上

二、大學區評議會

純然たる諮問機關としての權限のみを有す
毎年情況報告をなす

三、高等評議會

常設部の重要性、候補者二名の推薦
常設部の審査した教育方針、科目、規則につき意見を與へる
各綜合大學評議會の判決に對する控訴につき終審の裁判を行ふ

一、佛蘭西人

二、二十五歳

三、管理者三名以上

四、大學區長官に届出

五、故障なき時は十日後に開校

六、毎年教授及び科目表を提出する

五、私立高等教育——開校條件及び手續

(一八七五年七月十二日の法律)

第九編 中央官廳

「省」省の數は屢々變更あり、其内恒久性を有する主なる省を擧ぐれば次の如くである。

- 一、司法省 Le ministère de la justice
- 二、外務省 Le ministère des affaires étrangères
- 三、大藏省 Le ministère des finances
- 四、内務省 Le ministère de l'intérieur

- 五、教育美術省 Le ministère de l'instruction publique et des beaux arts
- 六、商工省 Le ministère du commerce et de l'industrie
- 七、土木省 Le ministère des travaux publics
- 八、陸軍省 Le ministère de la guerre
- 九、海軍省 Le ministère de la marine
- 十、農務省 Le ministère de l'agriculture
- 十一、拓務省 Le ministère des colonies
- 十二、勞働、社會衛生、救済及び貯蓄事業省 Le ministère du travail, de l'hygiène, de l'assistance et de la prévoyance sociales
- 十三、航空省 Le ministère de l'air

「官吏及び行政階級」諸般の政治を統轄する官廳の主席に大統領がある。

大臣は行政階級の第二等級にあり、各大臣には官房 cabinet 及び各課 bureaux が附屬する。
大臣官房は行政的といふよりは寧ろ政治的の性質をもつ。官房長官 chef du cabinet、秘書官長 chef du secrétariat particulier 及び秘書官 secrétaires particuliers は特別の任務がなく、大臣の密接な協力者の關係にあり、従つて大臣の就任の際に任命を受け其辭職の際も之に従ふものとする。

之に反して課は官廳を構成する。その主席には局長 *directeur général* (又は *directeur*) があり、部長 *chef de division* 課長 *chef de bureau* 次長 *sous-chef* 事務長 *réacteur principal* 事務員 *réacteur* 及び雇員 *e omnis* 若くは筆耕 *expédientaire* が之に附屬する。

各課には評議會 *conseil* 委員會 *comité* (若くは *commission*) があり、其組織は一定してゐないが何れも諮問機關をなしてゐる。

課は中央官廳を構成し、國家の各部門に分派する一切の事務に指揮を與へる。

國家の行政各部門の主席にある大臣に屬する官吏は各省によつて夫々異なる。

併し乍ら各縣に於ては、知事は行政上の綜括的代表と看做すことが出来る。事實又知事は諸般に互る權限を有し、其各權限に關し夫々主務大臣に直接關係を有することは吾人の知る通りである。従つて知事は佛蘭西に於る全行政の第三等級を代表するといふことが出来る。

知事には大臣に於ると同じく、官房及び各課があり、官房は官房主事及び祕書官より成り、課は部長、課長、次長及び雇員より成る。

尙範圍の相異はあれ知事の管轄を受けるものに、直接税、登録及び公有財産、間接税、税關並に國民教育其他に關する事務がある。

郡の主邑に於ては郡長が又各課の補佐に依り行政權を代表する。

最後に各市町村にありては、市町村長は單に地方の利益のみに關係せず、又國家の利益に關する事務にも參與し、或點に於て中央權力の官吏でもある。

以上の如きが佛蘭西の行政機關の全體であり、官吏軍を成すものといひ得る。

大戦前は八十萬人を算し、一年の費用は實に六億三千七百萬フラン、一日百七十五萬フランであつた。

「主なる省の組織」 各省の詳細な研究は概説的研究の範圍を超えるが故に、こゝでは最も重要な外務省、大藏省、商工省、内務省の四省の各組織を述べるに止める。

外務省——大臣官房並に、禮式、席次の問題を扱ふ儀禮事務、及び計算に關する事務の如き二三の事務を除き、外務省は三大局に別れる。即ち政務局、商務局、行政技術局がそれである。

政務局 *direction des affaires politiques* は大臣と佛蘭西より外國に派遣した外交官の間の仲介となる。

商務局 *direction des affaires commerciales* は領事の監視に委ねられた佛蘭西の商業利益を外國に對して保護する任に當る。

大藏省——大藏省は大臣官房のほか五つの局を含む。

一、人事局 *direction du personnel et du matériel* 主として全職員に任命に當る。

二、一般會計局 *direction générale de la comptabilité publique* は全官廳の會計を集めて審査し、且つ豫算を立てる。

三、財務監督局 *direction du contrôle* は財政管理及び支拂命令の監督に當り、其監督は財務監督 *inspection générale des finances* によつて全國に及ぶ。

四、現金移動監督局 *direction du mouvement des fonds*、公金の處在を監督し、收入を支出に割當て、國債若くは大藏省證券の形式で公債を發行する。

五、登記公債局 *direction de la dette inscrite* は年金及び償却金の日常事務を行ふ。

尙右の他税の決定並びに徴收に當る幾つかの局が大藏大臣に直屬してゐる。

直接税監督局 *direction des contributions directes*

間接税監督局 *direction des contributions indirectes*

登録、印紙及び公有財産局 *direction de l'enregistrement, du timbre et du domaine* (現在は直接税監督局と合併) (譯者)

關稅局 *direction des douanes*

官業局 *direction des manufactures nationales*

造幣局 *direction des monnaies et des métaux*

供託局 *direction de la caisse des dépôts et consignations*

商工省——商工省は二つの局より成る。

一、商工局 *direction du commerce et de l'industrie* は關稅政策、商業の獎勵、商業博覽會及商業會議所を

管理する。

二、博覽會及び運輸人事局 *direction du personnel des expositions et des transports*

實業教育局 *direction de l'enseignement professionnel* は現今に於ては一次官官房 *sous-secrétariat d'Etat* をなす。

内務省——内務省は特別の任務を有せざる省で、國內の各般の事務を統轄する。官房及び人事局のほかに其主なる局を挙げると次の如くである。

一、警保局 *direction de la sûreté générale* は政治上に何らかの危険を及ぼす如き行動又は計畫を有する總ての人物若くは集團を監視する任に當る。

二、地方局 *direction des affaires départementales et communales* は國內に於る一切の行政事務を行ふ。

救濟及び衛生局 *direction de l'assistance publique et de l'hygiène* は衛生及び慈善事業に關する一切の事務を行ひ、現今に於ては別個に一省を成してゐる。

「土木事業 *travaux publics*」——定義——官廳は公務の運用を完全ならしめる爲めに土木事業を行はしめる。土木事業とは國家、縣、市町村及び公共施設に依つて公務の利益の爲め行はれる事業である。

例へば道路の開通若くは維持に關する工事、學校、市町村役場の建築の如きがそれである。

實行上の種々なる方法——土木事業を行ふ主なる方法には官營、委託及び請負の三つがある。

官營 *roye* 道路修繕工夫又は土木監督の如き官廳の吏員に依つて工事を行はしめる方法である。

委託 *concession* とは個人又は會社をして土木事業の實行及び維持に當らしめ、之に對しては官金を以て報酬を給與することなく、其の工事を利用する者から定期金を受けしめる契約である。

請負 *entreprise* 若くは土木契約 *marché de travaux publics* とは或者に工事をなさしめて、引かへに官廳が支拂を約束した一定金額を之に與へる契約である。

之は最も普通の方法で、委託と異なる所は、請負人が委託人と違ひ官廳から仕事の報酬として或額の金錢を受取る點にある。

土木契約は原則として、入札により且つ見積書は祕密とする。即ち各部門の仕事につき最も安い入札をなした者に請負はしめることとなる。

土木事業の實行が地主に負はしめる犠牲——土木事業の實行は屢々工事に側近せる土地を所有する者に損害を被らしめ、道路工事の結果は家の通路を廢止若くは變更せしめ、土地の一時的使用又は發掘、建築材料の採掘等をなさしめる。此如き損害は賠償を受け、其金額は縣行政裁判所に於て決定される。之は個人が土木事業の爲め自己の土地を沒收されるものと考へることも出来る。此法外な處分を公用徵收といふ。

「公用徵收 *expropriation pour cause d'utilité publique*」——定義——公用徵收は官廳が個人より其所有物を

徵收し、代償を支拂つて之を所有する權利に依るものである。

之は公益の優越を以て私益に課せられた、個人の權利に對する重大なる損害である。

徵收手續——一八四一年五月三日の法律に依つて規定された徵收手續は六段階を経るを要する。

一、先づ工事は行政調査後、參事院の意見のありたる後に大統領令を以て其有益なことを認知されなければならぬ。但し國家の大土木事業の場合は特に法律を必要とする。

二、次に徵收を必要とする土地は讓渡命令 *arrêté de cessibilité* と稱する知事の命令に依つて指定されなければならぬ。但し此命令は第二回の行政調査の後に發せられる。

三、斯くして指定された土地は、協定のなりたる時は協議に依る讓渡を以て、又協定の不成立なる時は郡裁判所の言渡す徵收の判決に依り權限を以て何れも其所有者から官廳に移る。

四、土地の所有者及び徵收に依つて損害を蒙つた者の受く可き代償は、官廳と當事者の間に協定の成立しない場合は、刑事の陪審と同じく自由且つ無關係の公民より成る徵收陪審 *jury d'expropriation* に依つて決定される。

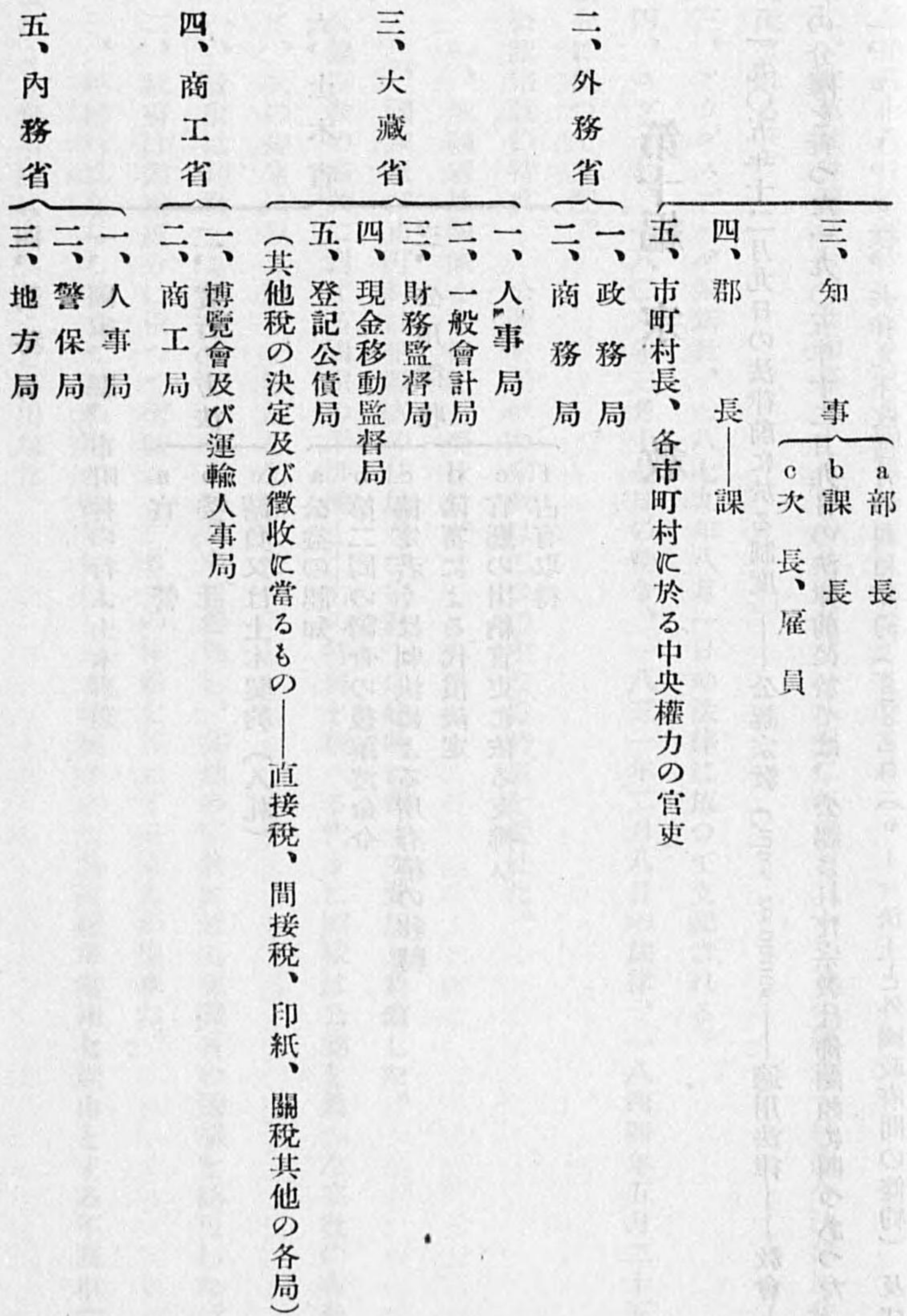
五、斯くして決定を見た代償は官廳の出納官吏に依つて支拂はれる。

六、最後に、官廳が占有取得する。

問二十一 (中央官廳)

一、各省を挙げよ。 二、行政等級とは何か。 三、大臣官房は行政に關係するか。 四、一年の官吏の人員費は何程か。 五、外務省の主なる局を挙げよ。 六、又大藏省は如何。 七、又商工省は如何。 八、内務省は如何。 九、各局の主なる職務を要約せよ。 十、土木事業とは何か。 十一、土木事業の實行方法を挙げよ。 十二、官營とは何か。 委託とは何か。 請負又は土木契約とは何か。 十三、入札とは何か。 十四、土木事業の實行により損害を蒙つた側近地所有者の受く可き代償は誰が認めるか。 十五、公用徴收とは何か。 十六、其手續如何。 十七、公益の認知は如何にしてなすか。 十八、讓渡命令とは如何。 十九、所有權移轉は如何にして行ふか。 二十、徴收陪審とは何か。 二十一、徴收陪審は常に參加するか。 二十二、代償は誰が支拂ふか。

摘要二十一 (中央官廳)



〔四、刑務局

一、國家、縣、市町村の行ふ土木事業

二、實行の方法

a 官 營

b 委 託

c 請負又は土木契約（入札）

六、土木省

三、公用徴收

a 公益の認知

b 第二回の調査の後讓渡命令

c 協定若くは判決による所有權の移轉

d 陪審による代償決定

e 官廳の出納官吏に依る支拂ひ

f 占有取得

第十編 宗 教

「一九〇五年十二月九日の法律前に於る制度」——公認宗教 *Cultes reconnus*——適用法律——教會と國家との分離を行つた一九〇五年十二月九日の法律前に於ては、公認された宗教は佛蘭西に四つあつた。

一、カトリック教、共和九年收穫月の親和條約 *Concordat*（ローマ法王と外國政府間の條約）及び共和

十年芽月十八日の法律に含まれる關係條文に依つて支配される。

二、改革教會派新教、共和芽月十八日の法律及び一八五二年三月二十二日の緊急大統領令法律に依つて

支配される。

三、アウグスブルグ派新教、一八七九年八月一日の法律に依つて支配される。

四、ユダヤ教、一八〇八年三月十七日の勅令、一八三一年二月八日の法律、一八四四年五月二十五日の

王令に依つて支配。

公認宗教の特典——公認を受けた宗教は二つの主なる特典を受けた。

一、聖職者は國家より俸給を受けた。

二、國家及び市町村は聖職者の住居及び宗教上の建物に關する費用を負擔した。

公認宗教の布教に對する國家の干涉權——右の特典を與へる代りに國家は公認を與へた宗教の布教に對して、次の規定に見る如き干涉權を留保した。

一、政府は司教 *evêque* 司祭 *curé* の任命に參與し、其他の宗教に於る聖職者の選舉を認可した。

二、政府は懲戒處分に依つて聖職者 *ministère* の俸給を停止することが出來た。

三、越權行爲をなし若くは共和國の法律に反したる聖職者の行爲は職權濫用を理由とする不服申立の方法により參事院に訴へることが出來た。

「一九〇五年十二月九日の法律の由來」 教會と國家の分離に關する法律は、一八八一年より始り一九〇五年に終結した議會の長期工作の結果である。此改革には三名の政治家が其名を連ねてゐる。衆議院委員長フェルディナン・ビュイソン及び委員アリステイド・ブリアンの兩氏と元老院の委員マキシム・ルコント氏がそれである。法律の確定正文は衆議院の起草した法律案で、一九〇四年十一月十日にコンブ内閣の提案した法律案、及び一九〇五年二月九日にルウヴィエ内閣の提案した法律案を合一したものである。尙本法は三つの行政法規に依つて完成された。

「本法の要旨」 本法の根本精神はイタリーの大宰相カヴールの有名な格言「自由なる國家に自由なる宗教」を實現して、以て國家と教會を結ぶべきなを斷つにあつた。

「本法の概観」 一九〇五年の法律に於る規定は之を六大案に分けることが出来る。

- 一、國家は信教及び布教の自由を認める。
- 二、國家は教會については關知せず。
- 三、國家は如何なる宗教にも俸給を支給し、若くは補助することなし。
- 四、國家は一切の宗教に對して警察權を行使す。
- 五、現に存在する宗教上の公共施設は宗教團體が之に代る。
- 六、廢止された公共施設に屬する財産は宗教團體の所有に歸屬す。

「第一案 信教及び布教の自由宣言」 本法は其第一條に於て信教の自由、即ち信仰 *foi intérieure* の自由を宣言し、國家の警察權を留保の上宗教の自由施行を保證した。

此原則の適用により、第三十一條に威嚇又は暴力を以て他人に或宗教の信奉若くは之が拋棄を強ひた者に對する刑罰を規定してゐる。

「第二案 國家は教會について關知せず」 現代國家は宗教とは全く無關係である。即ち宗教上の教義は一切關係がない。

従つて論理上次の如き結果が生じる。

- 一、國家は聖職者の任命に關與しない。爾後司教は法王が獨り之を任命し、司教は又政府の干涉を俟たずして司祭の任命を行ふ。
- 二、ヴァチカンに派遣のフランス大使は廢止された。其任務は主として司教職 *siège épiscopal* の候補者選定の件につき法王の聖廳 *sanct-siège* と交渉するにあつた。
- 三、聖職者は官吏としての資格がなくなり、従つて官吏として公の儀式若くは招宴に臨むことがなくなる。
- 四、爾後宗教に關する公共施設はなくなる。——教會財産管理部 *fabrique*、公會々議 *consistoire* 等は爾後廢止される。(第二條末項)

「第三案」國家は如何なる宗教にも俸給を支給せず又補助することなし——此原則より生ずる結果——本原則の適用に依つて生ずる結果は次の如くである。

- 一、爾後聖職者は國家より俸給を受けない。宗教に関する豫算は廢止され、其金額は各市町村の間に其處分の可能性に従つて配當てられる。(第四十一條)
- 二、市町村は最早司祭又は司祭補の住宅及び宗教上の建物の修理等に費用を支給する必要がない。但し歴史記念物中に入つてゐるもの、又は今後入れられるものについてはこの限りではない。(第十六條)

又教會を補助することは國家、縣、市町村の何れにも禁じられてゐる。(第十九條)

「一時的處分としての斟酌」本原則に對する斟酌を以て一時的處分に依り國家は聖職者に恩給、手當、住宅を支給する。

恩給(第十一條)三十年在職し六十歳を越えたる者には前俸給の四分の三。四十五歳以上にして二十年在職せる者には半分。

手當(第十一條)前述條件に充たざる者に一定の割合を以て支給。

住宅(第十四條)大司教、司教、司祭の住宅 *archevêché, évêché, presbytère* は、大きな神學校及び新教神學科大學と同じく、次の期限内は無報酬で教會の處分に委ねられてゐる。

司教、大司教の住宅は二年

牧師及其他の建物は五年

「例外」前述の諸原則には二つの形式的の例外が存する。僧官職及び宗教上の建築物に關する場合である。

僧官職 *aumônerie* (第二條)——法律はリセエ、病院、養老院、監獄其他に於て宗教を自由に行はしめるために僧官職に關する費用の豫算の維持を認めてゐる。

宗教上の建築物——國家、縣若くは市町村に屬する宗教上の建築物は、之に附屬する動産は無報酬で教會の使用に委されてゐる。

「第四案」國家は宗教に對し警察權を行使する——其主なる規定を挙げれば次の如くである。

(a) 宗教上の儀式を目的とする集會は公然たる可きこと、但し年に一回の單なる届出による。(第二十五條)

(b) 宗教上の建築物中に於る政治的集會は禁止。(第二十六條)

(c) 戶外に於る行列及び鳴鐘は市町村の警察權に屬する。(第二十七條)

(d) 爾後宗教上の建物及び墓地外に於て宗教的寓意畫を設置し、若くは貼付することの禁止。(第二十八條及第二十九條)

(e) 宗教の自由侵害若くは宣教師の官吏に對する誹毀又は法律違背の教唆に對する刑罰。(第三十二條乃至第三十五條)

「第五案 宗教は從來の宗教上に於る公共施設に代る宗教團體に依つて行はれる。」——概説——爾後廢止を見た教會財産管理部 *fabrique*、公會々議 *consistoire*、宗教會議 *synode* 等に代り宗教團體が設置された。其組織、資源に關する規則は法律を以て定められ、又法律は之に對して幾つかの規定を設けてゐる。

宗教團體の組織 宗教團體 *association cultuelle* は組合に關する一九〇一年七月一日の法律に依つて定められた規則に従つて構成された。但し特別條件として、一九〇五年の法律は人員の最少限度數を定めてゐる。(第十九條)

宗教團體の收入——收入は次のものより成る。

- 一、組合員の分擔出資。
- 二、宗教上の手数料として義捐及び釀金より得た收入。
- 三、宗教上の種々の儀式の爲めの報酬。

宗教團體に關し規定せられたる豫防處分——宗教團體を取締るため一九〇五年の法律は次の規定を設けた。

- 一、宗教團體は宗教の施行を以て其目的とし、其財産を他の目的に用ふることを得ず。

- 二、宗教團體は其收入及び支出の整理をなし毎年其年度の會計と、動産及び不動産の目録表を作製するを要する。財政監督は國有財産監督當局及び財務監督官に依つて行はれる。(第二十一條)

- 三、法律は宗教團體に其處分し得る財産により積立金をなすことを認めてゐる。併し乍ら其金額は嚴格に規定し、其用途も亦限定されてゐる。(第二十二條)

「第六案 現在宗教施設の所有にある財産の歸屬」——準備處分——財産目録——現在宗教施設に屬する財産の移轉を準備するため、法律は國有財産管理官廳の官吏に、此等の施設の代表と共に見積りによる財産目録表を作製せしむ可きことを規定してゐる。

宗教施設に屬する財産——宗教施設に屬する財産は法律の規定する組織を有する宗教團體に移轉する。但し其負債は同團體に於て支拂ふ義務を有する。(第四條及び第五條)

右の移轉は廢止施設の法定代理人に依つて一ヶ年の期間内に行はれる。

法定代理人のない時は大統領によつて任命される。

二宗教團體の間に争の生じた場合には、訴訟は參事院に依つて裁斷される。

財産を受ける團體のない時は、大統領令により其地の市町村慈善施設に歸屬する。(第九條)

國家に屬し、且つ慈善基金に當てられざる財産——この種の財産は國家に返還される。(第五條)

慈善事業に當てられる可き財産——この種の財産は知事又は參事院の決裁によつて認められた、廢止施

設の代理人の決定を以て慈善施設に歸屬する。(第七條)

贈與者に留保されたる所有權回復の權利——贈與者及び其直系相續人は六ヶ月以内に、廢止された施設に贈與せる財産につき所有權の回復をなすことが出来る。(第九條)

「カトリック僧侶の抵抗。一九〇七年一月二日の法律」一九〇五年十二月八日の法律に對しカトリック僧侶の服從拒絶があつた爲め、一九〇七年一月二日の法律が可決された。

- 一、同法は司祭及び牧師の住宅を國家及び市町村に返還することを命ずる。
- 二、同法は宗教團體の援助、若くは一九〇一年の法律の通常組合、又は届出たる後信徒の集會に依つて宗教の自由施行を認む。此内最後の形式は一九〇七年三月二十八日の法律を以て廢止された。

問二十二 (宗教)

- 一、一九〇五年十二月九日の法律以前に於て公認されてゐたる宗教如何。
- 二、此等の宗教の個々に於ける取締法規は如何。
- 三、國家と宗教の分離に關する法律の由來について略述せよ。
- 四、右の法律につき概説せよ。
- 五、右法律の六大案とは如何。
- 六、國家をして宗教と全く無關係たらしめる原則より生ずる結果について述べよ。
- 七、國家に於て如何なる宗教にも俸給の給與若くは補助をなさざる原則より生ずる結果について述べよ。
- 八、一時的の斟酌はなきか。
- 九、其例外について述べよ。
- 十、國家が

宗教に對して行使する警察權に關する主なる規定は如何。 十一、宗教團體とは如何。 十二、一九〇七年一月二日の法律の目的如何。

摘要二十二 (宗教)

- 一、カトリック教——共和九年收獲月の親和條約及び共和十年芽月十八日法律
- 二、改革教會派新教——共和十年芽月十八日法律、一八五二年三月二十二日法律
- 三、アウグスブルグ派新教——一八七九年八月一日法律
- 四、ユダヤ教——一八〇八年三月十七日勅令、一八三一年一月八日法律、一八四四年五月二十五日王命

一、信教の自由及び布教の自由宣言

- a 宣教師の任命に參與せず
- b ヴァチカン派遣の佛蘭西大使廢止
- c 宣教師は官吏の資格を有せず
- d 宗教に關する公共施設廢止

- 二、國家は教會に對して關知せず
- 三、國家は如何なる宗教にも俸給の給與及び補助をなさず、但し在職三十年六十歳以上の者に對する恩給、及び手當並びに五ヶ年の住宅
- 二つの例外——僧官、宗教上の建築物

概説
一自由なる國家に自由なる教會

一九〇七年一月二日の補足法

- 四、國家は警察權を行使す
 - a 集會は公然たること
 - b 宗教上の公の建物内に於る政治的集會の禁止
 - c 戸外の行列及び鳴鐘は市町村長の權限に屬す
 - d 戸外に宗教上の寓意畫を設置することの禁止
- 五、宗教の施行は從來の宗教上の公共施設に代る宗教團體に依る
- 六、宗教施設の所有せる財産の歸屬
 - 一、司祭及び牧師の住宅を國家及び市町村に返還す可きことを命ず
 - 二、宗教の自由施行
 - 宗教團體による
 - 通常組合による (一九〇一年法律)

第十一編 救濟事業

「現今の法制に於る原則」 永い間任意であつた救濟事業 *assistance publique* は今日社會連帶の觀念の發達に伴ひ、社會生活に於る眞の義務となる傾向を生ずるに至つた。斯くて救助精神病者、救助兒童、無料診療、養老、産婦保護、多勢家族救濟等の如く救濟事業の數は段々増加を見た。原則として救濟事業は市町村に於て行ふ。但し二三縣に於て行ふ場合もある。

本編は之を三項に分けて研究する。

- 一、救濟事業に於る國家の任務
- 二、縣救濟事業
- 三、市町村救濟事業

第一項 救濟事業に於る國家の任務

「一般原則」 救濟事業に於る國家の任務は次の如くである。

- 一、内務省に屬する救濟事業の一般事務を監督する。
- 二、災害若くは天災 (降雹、洪水、火災其他) の場合に救助する。
- 三、救濟兒童、幼兒、無料診療其他の費用を恒久的に支出する。
- 四、慈善施設と呼ばれる施設を直接管理する。即ち盲人院 *hospice des Quinze-Vingts* 及びシヤラント、ヴァンサンヌ、ヴェシネ其他の養育院がそれである。

第二項 縣救濟事業

縣救濟事業には次の如きものがある。

- 一、救濟兒童事業

- 二、嬰兒保護事業
- 三、精神病者保護事業
- 四、乞食收容所
- 五、産婦保護
- 六、多勢家族救済

次に以上の各項について略述する。

「救済児童事業」——現行法——救済児童事業は現今に於ては一九〇四年六月二十七日の法律に依るものである。

救済児童 *enfant saisi* の區別——救済児童には二種ある。

其一は一時的に救済事業に委ねられる児童で、之には救助児童 *enfant secouru* 託児 *enfant en dépôt* 及び保護児童 *enfant garde* がある。

他は永久的に救済事業に委ねられた者で、拾児 *enfant trouvé*、棄児 *enfant abandonné*、貧窮孤兒 *orphelin pauvre*、及び精神的棄兒 *enfant moralement abandonné* がそれである。此らの児童は何れも救済事業の被後見人である。知事は其後見人にして、縣會の選挙した七名の委員より成る委員會を以つてする親族會を主宰する。

費用に關する規定——國家は單に視察、監督の費用のみを負擔し、業務の費用は五分の二を國家に於て支出し、同じく五分の二を縣、残りの五分の一を市町村が負擔する。

「精神病者保護事業」——現行法——精神病者保護事業は依然今日も尙ほ一八三八年六月三十日の法律に依るもので、同法の改正は既に研究中のものである。

癲狂院監置——監置は何人を問はず醫師の免狀を有する者の請求、若くは職權に依る知事の決裁により又緊急を要する場合はバリに於ては警視、バリ外にあつては市町村長の決裁によつて之を行ふことが出来る。但しこの手續は餘りに簡易に過ぎる嫌ひがある。

退院——退院は行政若くは司法上の決裁によつて之をなすことが出来る。

費用に關する規定——本事業に關する費用は一八三八年の法律第二十五條乃至第二十八條に規定する區別に従ひ、縣又は市町村が之を負擔する。

「嬰兒保護事業」——現行法——嬰兒の保護は一八七四年十二月二十三日のルウセル法に依つて規定されてゐる。(テオフィル・ルウセル一八一六——一九〇三、泥酔取締法、嬰兒保護法の制定者 譯者)

概説——本法は謝禮を以て兩親の住居以外に於て乳母、斷乳若くは保護の下にある二歳の嬰兒に關する法律である。同法は乳母及び親達に届出をなさしめ、又市町村長及び醫監 *mâleur-inspecteur* に、委託児童の健康及び生命の保護に關し、乳母の監督について甚だ廣範なる權限を付與してゐる。

「乞食收容所」——現行法——一八〇八年七月五日の勅令規定——縣は一ヶ所の乞食收容所を維持するを要する。但し實際に存在する數は二十七だけである。收容所は救護所にして又同時に監獄をなすものである。こゝに收容された乞食は仕事に従事せしめられ、受ける報酬の中一部は控除され出所の際に渡される。

「産婦保護事業」——法規——産婦保護事業は最近の三つの法律に依る。一九一三年六月十七日、一九一三年七月三十日（第六十八條乃至第七十五條）及び一九一九年十月二十四日の法律。

法律の規定する原則——法律は産婦に對し、産前若くは産後に於る休息の必要期間保護を受け且つ俸給の損失を補償される権利を認めてゐる。

手當は八週間以下。其金額は五〇サンチーム以上一フラン五〇サンチーム以下。分娩後は産婦が自ら哺乳する時は一日五〇サンチーム増しとなる。

「多勢家族の救濟事業」——法律——一九一三年七月十四日の法律。産婦保護事業と同じく、佛蘭西に於る産兒の遞減を防止する目的にある。

救濟條件——救濟を受ける資格を得るためには、次の條件に充當するを要する。

- 一、佛蘭西に國籍を有する者。
- 二、資産不十分なること。

三、十三歳以下の嫡出子若くは庶子の一定人數を養育すること。

- (a) 夫婦に於ては四人。
 - (b) 死別、離婚により若くは妻に去られたるため一人となりたる男子に於ては三人。
 - (c) 同様の條件によつて一人となりたる女子に於ては二人。
- 手當額——手當の金額は各市町村毎に市町村會に於て決定する。但し縣會及び内務大臣の承認を必要とし、且つ一年一兒につき二七〇フラン以上三百フラン以下なるを要する。

第三項 市町村救濟事業

「市町村救濟施設」 市町村の救濟事業は貧民救濟所、病院及び養育院、無料診療所及び老人、病人、癩疾者の救濟を含む。病院は病人を收容、治療する目的のために建てられたる施設、養育院は老人及び病人の收容所をなす。

「無料診療所」 一八九三年七月十五日の法律は各市町村に、佛蘭西人にして貧窮なる總ての病人を無料で自宅若くは病院施設に於て治療するための醫療救濟事業を組織した。

貧窮者の救濟義務は貧窮者を收容する救濟所に屬する。救濟所なき市町村にありては該救濟所の存在する縣、若し縣救濟所のない時は國家が義務を負ふ。

「老人、病人及び癱疾者救濟事業」 一九〇五年七月十四日の法律は貧窮病人に就き一八九三年の法律が規定せるところと類似の規則を以て、貧窮なる老人、病人及び癱疾者に對する義務的救濟事業を組織した。

救濟を求むるには三つの條件に充當するを要する。

- 一、佛蘭西人たること。
- 二、七十歳以上若くは疾病又は不治の病氣のため仕事により生活の資を得ること不可能なること。
- 三、貧困なること。

「注意」 無料醫療救濟及び老人其他の救濟は縣の救濟事業に入る。

問二十三 (救濟事業)

- 一、救濟事業に於る原則は何か。
- 二、救濟事業に於る國家の任務は如何。
- 三、縣救濟事業は何を含まか。
- 四、救濟兒童事業とは如何。
- 五、その費用は如何。
- 六、精神病者救濟事業につき知るところを述べよ。
- 七、嬰兒の保護に關する法律の概要如何。
- 八、乞食收容所とは何か。
- 九、産婦保護事業法の原則は何か。
- 十、多勢家族は如何なる條件に於て救濟を求め得るか。
- 十一、市町村救濟施設は如何。
- 十二、無料醫療救濟について知るところを述べよ。

よ。

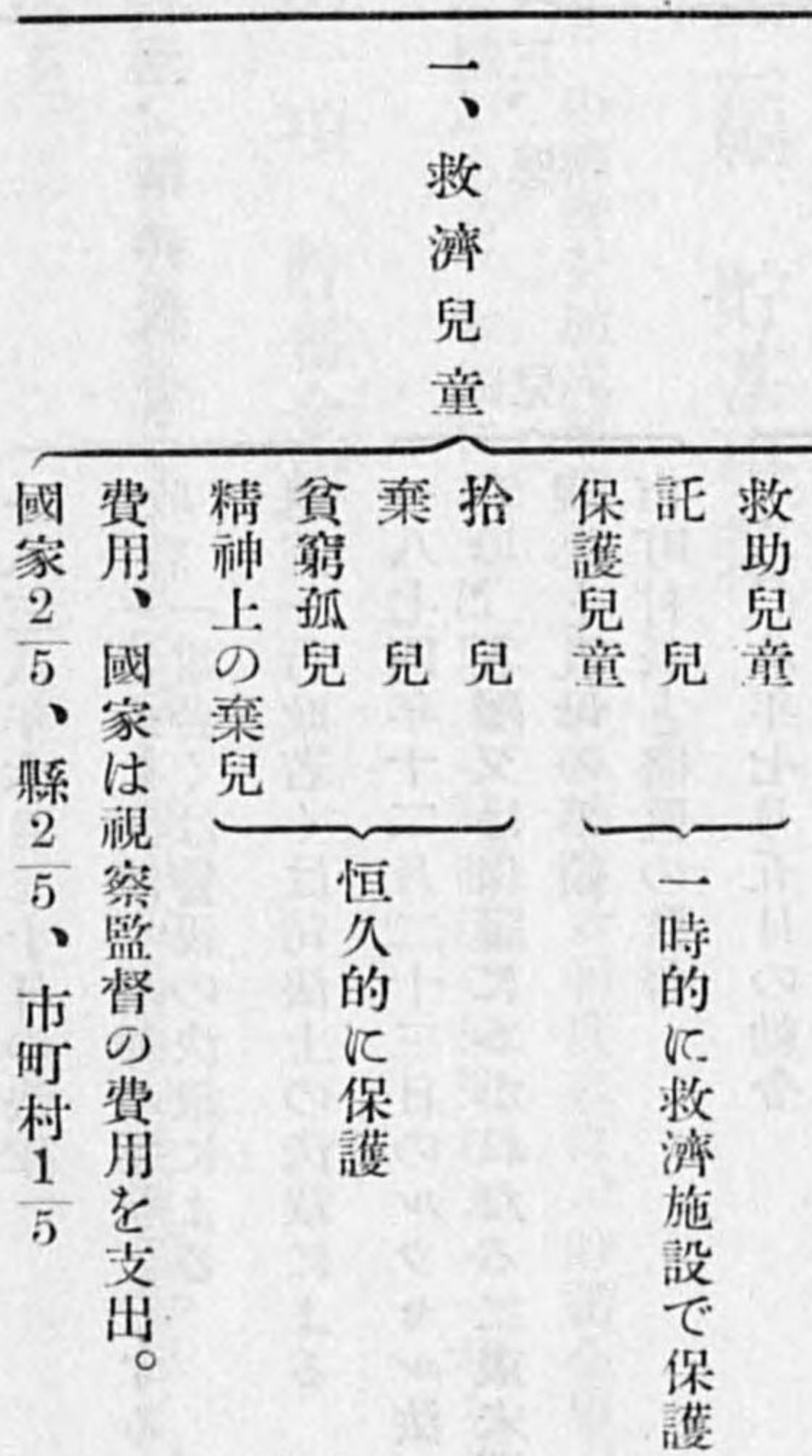
摘要二十二 (救濟事業)

原 則——團體に於る救濟事業は任意から義務となる傾向にある。

國家の任務

- 一、救濟事業の一般事務を監督する。
- 二、災害、天災の場合に救濟する。(内務省)
- 三、恒久的に費用を支出する。
- 四、或種の慈善施設は之を直接監督する。

一九〇四年六月二十七日の法律



縣救濟事業

二、精神病者

一八三八年六月三十日の法律
收容—何人を問はず醫師の免狀を有する者の請求、又は職權による知事若くは警視の決裁による。
退院—行政若くは司法上の決裁による

三、嬰

兒

一八七四年十二月二十三日のルウセル法
乳母、乳離又は保護におかれたる二歳未満の幼兒
親達と乳母の手續
市町村長と醫監の監督

四、乞食收容所

一八〇八年七月五日の勅令
救護所にして又監獄
仕事の義務、報酬支給
出所の折交付

五、産

婦

一九一三年六月十七日、七月三十日の法律
手當、八週間以内、〇・五〇フランより一フラン五〇まで
産婦の哺乳する時は一日〇・五〇フラン増し

六、多數家族

一九一三年七月十四日の法律
條件—一、佛蘭西人
二、貧困

一三、十三歳以下の兒童を二人乃至四人有すること。

市町村救濟事業

貧民救濟所

病院及び養育院

無料診療所—一八九三年七月十五日の法律

一九〇五年七月十四日の法律

老人、病人及び癡
疾者救濟事業

一、佛蘭西人
二、七十歳以上又は病人
三、貧困

第十二編 貯蓄事業

貯蓄 *Prevoyance* の精神を助成發達せしむるに適する制度には、貯蓄金庫、共濟組合、國民保險金庫、労働者農民恩給組織がある。本編に於ては以上の諸制度の研究に夫々一項を當てることにする。

第一項 貯蓄金庫

定義—貯蓄金庫 *Caisse d'épargne* とは貯蓄を容易ならしむる目的を以て、一定の規則に依り組織されたる一種の銀行である。

此種の銀行は最も零碎な金額をも貯蓄することが出来、手元に置く時は兎角消費し易き故之を金庫に託し、預金には小額の利子を附するなど貯金を容易ならしめるものである。

「貯蓄金庫の運用に關する一般規定」貯蓄金庫には二種あり、一は國民郵便貯蓄金庫 (Caisse nationale d'épargne postale) にして、他は私營貯蓄金庫 (Caisse d'épargne privée) である。何れも次の如き主なる規定に従ふ。

- 一、一度の貯金額は個人に於ては一フラン以上二萬フラン以下、共濟組合に於ては十萬フラン以下なるなり。
- 二、預金の金額は供託局 (Caisse des dépôts et consignation) に供託される。
- 三、何人を問はず、妻、未成年者に於ても貯蓄金庫に預金することが出来る。
- 四、何れの貯蓄金庫も豫金者に利子を附する。利子の額は毎年前年度の預金の収入高に従つて大統領令を以て決定する。

第二項 共濟組合

「定義」共濟組合 (Société de secours mutuels) とは組合員及び組合員の家族が病氣、災難、死亡の際に救濟を保證し、又は退職恩給を組織する目的を有する救濟組合である。

共濟組合は一八九八年三月三十一日の法律に依つて規定されてゐる。

「各種の共濟組合」共濟組合には三種ある。自由組合 (Société libre) は規約を郡長に寄託して結成される。認可組合 (société approuvée) は省令によつて規約の認可を受け、又公益認知組合 (Société reconnue d'utilité publique) は參事院の意見を聽きたる上大統領令を發する必要がある。

「組織及び機能」總ての共濟組合は二群の組合員より成る。加入組合員と名譽組合員がそれである。妻は夫、未成年者は親の夫々承認なくして加入し得、又外國人にても加ることが出来る。

其管理取締は男女を問はず成年者の佛蘭西人にして、私權を有し且つ其組合の加入組合員若しくは名譽組合員たることを要する。

「組合の聯合」組合は各自自治を保有する時は有効に聯合をなすことが出来る。

第三項 國民保險金庫

「二種」國家は二種の國民保險金庫 (Caisse nationale d'assurances) を管理する。

老人の退職恩給金庫

災害の場合の國民保險金庫

「老人の退職恩給金庫 (Caisse des retraites)」同金庫は一八五〇年六月十八日の法律に依つて創設され、

一八八六年七月二十五日の法律に依つて改正を見た。此金庫は下級民に小額の拂込みで或年齢後に於て(五十歳乃至六十五歳)退職恩給を得しめるのが目的である。

一八九七年七月十七日の法律は之に生命保険を認め、又一九一〇年三月九日の法律は生存保険 *assurance de capital différé* を認めた。

「災害の場合の國民保險金庫」此金庫は一八六八年七月十一日の法律に依り一年三フラン、五フラン若くは八フランの小額の保険料で、労働事故の犠牲となつた労働者に年金を支給する目的で創設されたものである。同金庫は更に一八九八年四月九日の法律が規定した職業上の危険を保證するため、一八九九年五月二十四日の法律に依つて改正を受けた。本金庫の機能は死亡若くは絶對的又は局部的永久不能を惹起した労働事故にのみ適用される。

實際にはさして重要なものではない。

第四項 労働者農民恩給

「一般原則」一九一二年に修正を経た一九一〇年四月五日の法律は佛蘭西に於て久しく懸案となつてゐた労働者農民の恩給 *retraite ouvrière et paysanne* に關する問題を解決した。同法は被保險者を二つに分けてゐる。一は義務的的被保險者にして、之に對しては傭主、被傭人及び國家の三重の關與に依つて退職恩

給を保證する。他は任意的的被保險者で、之に對しては國家の金錢上の補助により恩給を得しめるやうにした。

「研究す可き相違點」次に以下の四點につき簡単に研究する。

一、同法の受益者は誰か。

二、拂込規定。

三、被保險者の權利。

四、一時的の制度。

一、同法の受益者

「義務的的被保險者」労働契約により傭主と關係ある總ての者を云ひ、商業、工業、農業上の給料生活者、其他の用人にして其年收五千フラン以下の者を含む。

「任意的的被保險者」小作人、折半小作人、農夫、職人、小傭主の給料生活者階級にはいらぬ者、及び年給料五千フラン以上六千フラン以下の給料生活者をも含む。

以下には義務的的被保險者のみについて述べる。

二、拂込規定

「概要」拂込は傭主及び被傭人に依つてなされ、保險金庫に於て之が運用を委任される。斯くして得た

年金は國家の手當を以て、退職の際に増額される。

「拂込額」 儲主と被傭人の拂込額は同一である。其額は給料に關係なく法律によつて次の如く規定されてゐる。

男子——年九フラン又は日に三サンチーム

女子——年六フラン又は日に二サンチーム

十八歳以下——年四フラン五〇又は日に一サンチーム半

「拂込方法」 儲主及び被傭人の拂込を行ふものは儲主である。即ち控除 *Précompte* である。拂込は被傭人に官廳より無料で交付する一年分の切手貼付用紙 (*carte annuel*) に切手を貼付して證明する。總ての被傭者は、國家に信用された保険金庫中より自由選擇し其一に加入する。毎年の終りに切手を貼り終へた貼付用紙は加入者の計算を行ふ他の金庫に廻付される。

「國家の手當」 國家は儲主及び被傭人の如く拂込はせず、單に恩給の決算の時に參加して、被傭人のためなされた拂込金の活用に依つて生せる年金に年金手當を加へる。手當の額は次の區別に依つて相違する。

一、恩給受領者の名による拂込が法律の定むる通り三十年間續いた場合。この時は受領者は年一〇〇フランの終身手當 *allocation viagère* を支給される。

十六歳以下の子供を三人以上有する被保險者は男女を問はず、十分の一の割増金 *bonification* を受ける。

二、拂込は三十年間繼續したるも所定の額に達せざる場合（即ち男子は九フランの三十倍、女子は六フランの三十倍）。終身手當は拂込の不足額に従ひ減額される。例へば拂込が所定額の四分の三なる時は手當は七五フラン即ち一〇〇フランの四分の三だけである。

三、拂込が三十年に充たざるも十五年以上續いた場合、被保險者の拂込の年數に従つて算定した金額、即ち年數を三フラン三十三に乘じただけの手當を受ける。

四、十五年以下の拂込の場合、被保險者は國家からは何等の手當を受ける権利もない。二ヶ年の義務兵役は終身手當額に算入される。婦人は分娩毎に身分官吏になしたる届出の證明により、終身手當の決定に於て一年分に計算される。

三、被保險者の權利

「一般規則」 原則上、被傭人は六十歳にして退職恩給の支給を受ける権利がある。六十歳前に死亡したるか又は恩給の名義人が死亡した時は、恩給は相続人に依つて繼承はされない。この場合恩給は精神病者救済金庫に入れられる。

但し被傭人は自己のためになしたる拂込金額を相続人に繼承せしめるやうに、留保資金となすことを要

求することが出来る。この場合恩給は減額される。

「斟酌及び例外」——斟酌——一、法律は前述の規定に斟酌を加へ、五十五歳よりの退職恩給の決算を認めてゐる。この場合保険はそれだけ長期の支拂をせねばならぬので、恩給の額は減額される。

二、又逆に、被保険者は六十歳以前に退職した時は、直ちに恩給の支給を要求しなくともよい。之は恩給額を多くするためで、この場合國家の手當は、決算期に至るまで毎年の終りに、當人の自由選擇により、當事者の手中若くは個人の拂込金を受納することを認められてゐる金庫の一に支拂はれる。

例外——一八九八年四月九日の法律が規定する以外の場合にも、故意の過失を除き、仕事の絶對的若くは永久的不可能を惹起する如き大負傷又は早期の病氣にかゝつた被保険者は其年齢の如何に拘らず、期限の前に決算を受けることが出来る。決算を受けた恩給は法律の定むる限度に於て割増され、その割増は年金百フランを超えることを得ず、又恩給は決算の三倍若くは割増を加へて三六〇フランを超過することが出来ない。

「妻及び子の権利」——必要條件——一九一〇年の法律に服する義務を有する被傭人が退職恩給支給前に於て死亡した時は、法律は其妻及び子供に一定の権利を付與する。但し法律に定むる拂込額の五分の三を終了してゐるを要する。

妻——寡婦は十六歳以下の子供のない時は三ヶ月間毎月五十フランを支給される。離婚した妻は其後再

婚せず、又は離婚に勝訴の判決を受けて居る場合は同様の権利を有する。

子供——十六歳以下の子供は毎月五十フラン支給される。但し

一人の時は四ヶ月間

二人の時は五ヶ月間

三人以上の時は六ヶ月間

四、一時的制度

「問題の位置」 恩給法は其施行の時期に既に老齡にあつた被傭人の運命にも關與し、これが救助に當るを要した。

「區別」 法律はこの種の者を三つに分けてゐる。

一、六十五歳以上六十九歳までの者は、老人の救済に關する一九〇五年七月十四日の法律が適用される時は、同法規定の恩典を受ける。給與される額は此法律の適用に依つて與へられる手當の半分に限定され、國家が負擔する。其額は年百フランを越すことは出来ない。

二、六十五歳以下四十五歳以上の者は、年六十二フラン乃至百フランの國家の終身手當を受ける権利がある。

三、四十五歳乃至三十五歳の者は法律の施行より毎年拂込みをなす時は百フランの手當を受ける。

「結論」以上は恩給法の極めて簡略な概説である。同法は少数者の激しい反對に遭ひ、又一般も冷淡であつたが、その組織の妙なる點を認めないのは誤りである。兎もあれ此法律は社會上重要な工作たるを失はない。多くの新しい法律がさうであるやうに、この法律も亦習慣上煩瑣を免れず、又既に廢止された手續の履行を強ひ、ために悪評を被つたところである。併し乍ら一八九八年四月九日の労働事故に關する法律について起つたやうな事が必ずや同法に於ても起ることであらうし、やがて慣れれば反對の聲も自然影をひそめやう。その時は政府、議會及び參事院の協力に因る社會救済の記念碑を認めねばならないであらう。

第五項 社會保險

「一九二八年四月五日の法律」 社會保險 *assurance sociale* に關する一般法は一九二八年四月五日に公布された。

本法の討議は議會の終りに當り衆議院によつて短縮されたが、其後一九三〇年四月三十日の法律によつて修正され、近々又新たに修正の手を加へる必要に迫られてゐる。

此法律は病氣の危險、早期廢疾、老齡及び死亡に關し、尙其他の家族、母性の負擔及び失業による止むを得ざる休職の負擔にも關係してゐる。

其適用には著しい費用を要し未だ實施の鞏固ならざる觀ある所以である。

兎もあれ本法は舊法制の上に著しい進歩を印したといふ可きで、少くとも久しく約束され乍ら労働者の徒に待兼ねてゐた極めて重要な一つの改革の原理を包含してゐるものである。

問二十四 (貯蓄事業)

- 一、貯蓄の精神を助成發達せしむるに適してゐる制度は何か。
- 二、貯蓄金庫とは何か。
- 三、貯蓄金庫には幾種類あるか。
- 四、又如何なる規則に従ふか。
- 五、共濟組合とは如何なるものをいふか。
- 六、共濟組合には幾種類あるか。
- 七、其組織如何。
- 八、又其機能如何。
- 九、共濟組合は相互間に於て聯合をなし得るや。
- 十、老人退職恩給金庫は如何。
- 十一、事故の場合に於る國民保險金庫とは何か。
- 十二、労働者農民の恩給に關する法律の目的如何。
- 十三、労働者農民の恩給に關する一九一〇年四月五日の法律の一般原則について述べよ。
- 十四、同法の受益者は如何。
- 十五、拂込の規定如何。
- 又國家の手當は如何。
- 十六、被保險者の權利は如何。
- 十七、保險を義務とする被傭人の死亡の場合に於る妻及び子供の權利如何。
- 十八、老齡の被傭人に於る一時的制度は如何。
- 十九、本貯蓄事業法に非難のありたる理由如何。

摘要二十四 (貯蓄事業)

目的——貯蓄の精神を助成發達せしむるに適する制度

貯蓄を容易ならしむる目的で組織された金庫

一、貯蓄金庫

- 一、國民郵便貯蓄金庫
- 二、私營貯蓄金庫

一般規則

- 一、一フランより五千フランの貯金
- 二、預金は供託局に供託
- 三、何人を問はず妻又は未成年者にても預金することを得
- 四、利子は毎年前年度の預金の収入により決定する

組合員の病氣其他の場合に救助する。一八九〇年三月三十一日の法律

自由組合——單に規約を郡長に寄託する

二、共濟組合

認可組合——省令に依つて規約の認可を受ける
公益認知組合——參事院の意見に基く大統領令を要す

一、老人の退職恩給金庫

- 一八六〇年六月十八日の法律、一八八六年七月二十五日の法律
- 五十歳乃至六十五歳より退職恩給を支給
- 一八九七年七月十七日の法律は國民保險金庫に生命保險の契約を認む
- 一九一〇年三月九日の法律は生存保險を認む

三、國民保險金庫

二、災害の場合の國民保險金庫

一八六八年七月十一日の法律——死亡又は絶對的若くは局部的永久不能の場合のみ、保險料年三、五又は八フラン

一、法律の受益者

義務的的被保險者——契約により傭主と關係ある者。五千フラン以下の給料生活者
任意的的被保險者——小作人、折半小作人、農夫、職人、小傭主。六千フラン以下の給料生活者

二、拂込

傭主、被傭人は同額の拂込をなす
男子九フラン、女子六フラン、十八歳以下四フラン五十
傭主は給料より控除する
國家は恩給の決算の時參與する
手當は拂込の年數によつて異なる

四、勞働者農民恩給

六十歳以後恩給の支給を受ける権利
斟酌——一、五十五歳より 二、六十歳以上

三、被保險者の權別

大負傷、早期疾病は例外
死亡の時寡婦は百五十フラン
十六歳未滿の子供——四月、五月又は六月間百五十フラン

四、一時的制
度

- 一、六十五歳以上六十九歳までの者——百フラン以下
- 二、四十五歳以上六十五歳以下の者——六十二フラン乃至百フランの
手當
- 三、四十五歳乃至三十五歳——百フランの手當、但し毎年拂込むを
要す

第二部 日民法

第二部は之を四編に分ける。

- 一、人及び家庭
- 二、財産
- 三、相続
- 四、権利の防禦方法

第一編 人及び家庭

定義——人 *personne* とは権利及び義務の主體となり得る法律上の全體的な存在である。

區別——人は個體的存在及び集團的存在に區別される。

個體的存在とは即ち有形人 *personne physique* である。

集團的存在とは法律に依つて法律上の存在を認められた個體的存在の集團をいふ。例へば國家、縣、市、町村、會社の如きがそれである。この種の個體的存在は法人 *personne morale* の名で知られてゐる。

本編は之を次の五章に分ける。

- 第一章 國籍
- 第二章 家庭の構成
- 第三章 無能力者の保護
- 第四章 私生活に於ける主要事項の證明
- 第五章 法人格の概念

第一章 國籍

(民法第八條乃至第十條)

定義——國籍 *nationalité* とは人と特定の國家とを結びつける關係をいふ。

國籍は一九二七年八月十日の法律の定むる所である。

以下次の項目について研究を進める。

- 一、如何なる場合に佛蘭西人となるか。
- 二、佛蘭西人たる資格に附随する利益及び責任。
- 三、佛蘭西に在る外國人の條件。

第一項 如何なる場合に佛蘭西人となるか

佛蘭西人となるには次の二つによる。

- 一、出生
- 二、出生後の事情
 - (a) 「出生による佛蘭西人」 出生若くは生れ *origine* による佛蘭西人は
 - 一、佛蘭西又は外國に於て佛蘭西人の父によつて生れた者。
 - 二、佛蘭西に於て不明の兩親より生れたる者。
 - 三、佛蘭西に於て、同じく佛蘭西で生れた外國人の父によつて生れた者。(註 但し丁年の翌年佛蘭西人たる資格を拒否することが出来る。)
 - 四、父が外國人なるも佛蘭西に於て佛蘭西人の母より生れた者(新法律によると佛蘭西人の婦人が外國人と婚姻した場合必ずしも國籍の移動は生じない)

五、佛蘭西に於て佛蘭西生れの外國人の母より生れた者。

(b) 出生後の事情に依る佛蘭西人——外國人は二つの方法に依つて佛蘭西人となることが出来る。

當然の取得に依る者
申請に依る者

一、當然の取得による國籍——佛蘭西にある外國人の父によつて生れた者にして、其丁年の際佛蘭西に住居を有する時は當然佛蘭西人となる。但し丁年の翌年佛蘭西人たるの資格を拒否することが出来る。

二、申請に依つて取得する國籍——申請による國籍の取得は二つの場合に行はれる。但し其の一は權利にして他は恩典である。

(a) 丁年で佛蘭西人となることを催告された者は、丁年の年に佛蘭西の國籍を申請することが出来る。其爲めには

一、届出をなし、登記を受ける。十三歳未満の者は法定代理人に依つて申請し、十六歳以上の場合は法定代理人の證認を得て自ら手續を行ふ。

二、若くは徴兵検査に参加する。

(b) 歸化 *naturalisation* ——原則として、歸化を申請する外國人は次の條件に充當するを要する。
十八歳以上。

繼續して佛蘭西に三ヶ年以上居住せること。但し佛蘭西の繁榮に貢献せる重要なる仕事をなし、又は佛蘭西の婦人と婚姻した外國人は右の期間を一年に短縮される。

一、國籍は當外國人の申請により、行政調査を經、^(註)droit de chancellerie 納付の後、大統領令に依つて取得する。(外交官又は領事が外國人に交付する證書の税)

「佛蘭西の國籍取得の效力」 國籍が當然の取得にある場合は、丁年に達した時、未成年中は届出の時、又は歸化の場合は大統領令の發せられた日に夫々取得される。

佛蘭西の國籍を取得した外國人は生れ乍らの佛蘭西人と同一に看做される。但し歸化人は歸化後十年を経ないと立法議會に選舉される資格がない。

歸化人の妻及其丁年に達したる子供は居所の如何に拘らず歸化を申請することが出来る。其の歸化は「婚姻する婦人の歸化」從來佛蘭西人と婚姻する外國婦人及び外國人と婚姻する佛蘭西の婦人は自己の國籍を喪失し、之に代つて夫の國籍を取得した。

然るに一九二七年の法律以來、異なる國籍に屬する者の間の婚姻は必ずしも妻に於て國籍の移動を招來するとは限らない。

佛蘭西人と婚姻する外國婦人は、意志の表示を以て申請せざる限り佛蘭西の國籍を取得し得ない。

同じく外國人と婚姻する佛蘭西の婦人は、意志表示を以て夫の國籍取得を申請しない限り、佛蘭西の國

籍を保有する。

「佛蘭西人たる資格を喪失する場合」 次の場合佛蘭西人たる資格を喪失する。

- 一、外國の國籍を取得した場合。之は同時に二國に屬することが出来ない理由に基く。
- 二、政府の命令に反し、佛蘭西人が外國に於て官職にある場合。
- 三、外國人と婚姻したる佛蘭西人にして夫の國籍取得を申請したる場合。
- 四、佛蘭西人にして奴隷賣買に従事する場合。(一八四八年四月二十七日の勅令)

第二項 佛蘭西人たる資格に附隨する利益及び責任

「佛蘭西人たる資格に附隨する利益」 主なるものを挙げれば次の如くである。

- 一、兩院其他地方評議會(縣會、郡會、市町村會)の選舉權及び被選舉權を含む參政權の行使。
- 二、官職に採用
- 三、私權の行使

「佛蘭西人たる資格に附隨する責任」 此資格によつて佛蘭西人に負擔される責任の主なるものに三つある。

- 一、陸軍徵兵検査

二、海軍兵役名簿の登記

三、陪審の職務

租税及び刑法遵守の點に關しては佛蘭西人と外國人の區別は存しない。

「公民の資格」 以上によつて佛蘭西人の總てが公民 (Citoyen) たるわけではなく、此名稱を取得し、其貴重なる特權を有するためには、三つの條件が必要である。

- 一、佛蘭西人たること。
- 二、二十一歳以上たること。
- 三、男子たること。

第三項 佛蘭西に於る外國人の條件

「問題の位置」 佛蘭西に住み且つ定住する者は佛蘭西人のみでなく、外國人も亦居住する。

法律は彼等の條件の決定、即ち我領土内に於て彼等の行使することを認められてゐる權利を知らしむるを要した。

それには公權、參政權、及び私權の區別をしなければならぬ。

「公權」 外國人は佛蘭西人と同じく公權を享有する。従つて勝手に逮捕又は監禁されることなく、又住

居の不可侵權其他を認められてゐる。但し政府は外國人に對し高壓的權力を保有し、即ち内務省令を以て外國人に國外退去を強制し、又重罪若くは輕罪を犯した場合でなくとも、公安を害する恐れある者は再度の入國を禁ずることが出来る。

「參政權」 外國人は參政權を有せず、理論上よりするも之は當然である。ひとり佛蘭西公民のみが選舉又は非選舉の官職に就くことを許されてゐる。

「私權」 私權の行使の點については、以下の三つの場合に從つて外國人の條件を異にする。(民法第十四條)

- 一、佛蘭西と當外國人の屬する國家との間に條約が存在する場合。
- 二、條約は存せざるも、當外國人が佛蘭西に定住することを認められてゐる場合。
- 三、條約なく、又當外國人が佛蘭西に定住を認められてゐない場合。

一、佛蘭西と當外國人の屬する國家との間に條約が存在する場合——若し條約が外國人に對し佛蘭西に於て私權の一切又は其一部の行使を明文を以つて許してゐる時は、我國の裁判所は其條約を適用する。

二、條約は存せざるも、當外國人が佛蘭西に定住することを認められてゐる場合。——大統領令に依つて佛蘭西に定住を認められた外國人は、佛蘭西人同様一切の私權を悉く享有する。(第十三條)

三、條約なく、且當外國人が佛蘭西に定住を認められてゐない場合——法典に明文のないため、この問

題の解釋は諸學者の意見が未だ一致を見てゐない。

次に破毀院がこの難問を如何に裁斷したるかを述べる。

外國人は國際公法 *Droit des gens* 上の權能たる一切の權利を享有するも、純然たる民法に於ける權能を構成する權利は享有しない。

國際公法上の權能とは判例に依ると、大多數の各國法制及び大部分の文明國民の間に見出される制度に關する權利をいふ。

又民法上の權能とは判例に依ると、或國が固有し、總ての法制に普く存在しない制度に關した權利をいふ。

従つて婚姻、所有權、債權等は總ての國家に共通の制度で、外國人は佛蘭西に於てもこの權能を行使することが出來、婚姻し、所有者となり、債權者となることが出来る。

之に反し、結婚した婦人につき佛蘭西の定むる法定抵當權 *hypothèque légale* は、例へば英吉利には存しないものである。婚姻した外國の婦人は、佛蘭西にある夫の不動産に關し、右の抵當權を援用することは出來ない。

「補遺。外國人に關する佛蘭西裁判所の權限」 外國人に關する我國の裁判所の權限を決定するためには三つの場合がある。

「一、原告佛蘭西人、被告外國人の場合」 民法第十四條によると、佛蘭西人は外國人を佛蘭西の裁判所に告訴することが出來、尙當外國人が佛蘭西に住所及び居所を有しない場合でも同様である。

之は、被告を其住所地の裁判所に召喚せしめる一般原則に牴觸するものであつて、此例外は外國裁判所に對する佛蘭西法の不信任的感情に基く。

「二、原告外國人、被告佛蘭西人の場合」 外國人は佛蘭西人を佛蘭西裁判所に呼出すことが出来る。但し敗訴した場合のため擔保を以て訴訟費用の支拂を保證するを要する。この擔保は *cautio iudicatum solvi* 判決履行擔保の名に依つて知られてゐる。

「三、外國人が外國人を告訴する場合」 この場合は法律上明文を以て規定されてゐない。佛蘭西の判例は原則上二三の場合を除き、かゝる事件については佛蘭西の裁判所は管轄を有せずとしてゐる。例外の主なる場合は

- 一、公安に關係ある場合。
- 二、佛蘭西に存在する動産の場合。
- 三、商事事件。

一、人とは何か。二、個體的存在とは何か。三、法人とは何か。四、國籍とは何か。五、如何なる場合に佛蘭西人となるか。六、外國人は如何なる場合に佛蘭西人となることが出来るか。七、歸化とは何か。八、歸化は何年滞在すれば許されるか。又誰に依つて許可されるか。九、佛蘭西人たる資格を失ふ場合如何。十、佛蘭西人に付與される利益及び責任如何。十一、佛蘭西人は總て公民なりや。十二、佛蘭西に於ける外國人の條件如何。十三、同一の公權を有するや。又同一の參政權を有するや。又同一の私權を有するや。十四、私權の場合如何なる區別を行ふか。十五、外國人に關する佛蘭西の裁判所の權限如何。

摘要二十五 (人及び家庭)

國籍

一、如何なる場合に佛蘭西人になるか

一、出生による佛蘭西人

- a、備蘭西人の父によつて生れた者
- b、佛蘭西に於て不明の親達から生れた者
- c、佛蘭西に於て同じく佛蘭西生れの父によつて生れた者
- d、父が外國人なるも佛蘭西に於て佛蘭西人の母より生れた者
- e、佛蘭西に於て同じく佛蘭西生れの母より生れた者

二、出生後の事情による佛蘭西人

當然の國籍取得
外國人の父によつて生れ丁年の時佛蘭西に居住する者、但し丁年の翌年佛蘭西の國籍を拒否することが出来る。

申請による取得
一、未成年者にして丁年の時佛蘭西人となる可きことを催告された者
二、歸化。條件——三年居住、十八歳。

三、佛蘭西人の國籍喪失

- 一、外國の國籍を取得した時
- 二、佛蘭西人が政府の命令に反して外國の官職にある時
- 三、佛蘭西の婦人が外國人と婚姻し、夫の國籍取得の意志を明かにした時
- 四、佛蘭西人にして奴隷賣買に従事した時

三、佛蘭西人の資格

- 一、利益
 - a、參政權の行使
 - b、官職に採用
 - c、私權の行使
- 二、責任
 - a、陸軍徴兵検査
 - b、海軍兵役名簿の登記
 - c、陪審員の職務
- 三、公民
 - a、佛蘭西人
 - b、二十一歳
 - c、男子

四、佛蘭西に於る外人の條件

- a、條約の存在する場合——條約を適用す
- b、佛蘭西に居住することを許可された場合——佛蘭西人と同等となる
- c、條約、許可共になき場合——判例上外國人は國際公法の權能を有し、民法上の權能は之を有しない

第二章 家庭の構成

本章に於ては次の諸項に互り順次研究する。

- 一、家庭は如何に構成されるか。婚姻及び養子縁組。
- 二、血族關係及び姻族關係
- 三、家庭に於ける權利義務。親權及び夫權。

第二項 家庭は如何に構成されるか

佛蘭西の法律に於ては、家庭 *famille* は次の方法に依つて構成することが出来る。

- 一、婚姻
- 二、養子縁組
- 一、婚姻

「定義」婚姻 *marriage* とは二人の男女が要式契約を以て行ふ法律上の結合をいふ。

婚姻する男女は共に二重の目的を有する。即ち新しい家庭を造り、相互に助力し合ふにある。

婚姻は身分 *stat civil* 及び社會國家の基礎とさへ云ふことが出来、従つて民事上の契約中最も重要なものである。

一七八九年の革命までは、婚姻は同時に民事上及び宗教上の契約であつたが、今日は事情が變り、法典は身分官吏の面前に於て行はれたる民事契約以外には認めず、又それ以外には何物も必要としない。但し夫婦は元より其後に於て其宗派の儀式によつて宗教上の婚姻を行ふことは自由である。

「婚姻の要件」婚姻を結ぶには次の諸要件を具備するを要する。

- 一、性の異なること
- 二、婚姻する當事者の同意
- 三、法定の年齢
- 四、兩親の同意
- 五、存続中の前婚なきこと
- 六、血族又は姻族の關係なきこと
- 七、法律所定の手續を遵守すること

一、「性の異なること」この第一の要件は何等の説明も要しない。
 二、「婚姻する當事者の同意」婚姻は一の契約なるを以て、契約當事者の自由なる自覺的の同意が必要である。(民法第四百四十六條)従つて精神の健全ならざる者は有效なる同意をなすことは出来ない。同じく又當事者の一方が強迫によつて同意せしめられたことを證明した時は、婚姻を取消することが出来る。(第百八十條)

三、「法定の年齢」婚姻せんとする者は法律の定むる年齢、即ち男子満十八歳、女子満十五歳に達してゐなければならぬ。但し重大なる事由ある時は、元首はこの點につき免除することが出来る。(第四百四條及び第四百四十五條)

四、「兩親の同意」一九三三年二月二日の法律までは、婚姻上の丁年は民事上の丁年と一致せず、兩親は子供が二十一歳以上の場合でも其婚姻に反對することが出来た。

婚姻を容易にするため、立法者は順次に婚姻上の丁年を二十一歳に接近せしめた。

一九三三年二月二日の法律後は、兩親の同意は子供が満二十一歳に達してゐる場合、之を必要としないことゝなつた。従つて二十一歳以上は自由に婚姻が出来る。

併し乍ら未成年者にして婚姻せんとする者に兩親ある場合は其同意を求むるを要する。

若し兩親の間に意見の相違ある時は、同意と看做される。(一九二七年七月十七日の法律)

若し父親が死亡してゐる時は、母親の同意で足りる。(第四百四十九條)

若し父親と母親が共に死亡し、若くは同意を與へることが出来ない時は、祖父母の同意を得なければならぬ。父系又は母系の祖父母に意見の相違ある時、又は兩系の祖父母に意見の相違ある時は、同意と看做される。(一九二七年七月十七日の法律)

最後に、子供に尊屬親なき時、又は、結局同一の場合であるが、尊屬親あるも意思を表示することが不可能なる時は、二十一歳前に於ては、親族會の同意を求むるを要する。二十一歳若くはそれ以上の時は何人の同意をも俟たずして自由に婚姻することが出来る(第六十條)。親族會については無能力者の保護の項に於て述べる。(以上は嫡出子の場合、私生子については觸れない)

五、「存続中の前婚なきこと」當事者の何れを問はず、未だ解消しない前婚の關係ある間は婚姻することが出来ない(第四百四十七條)。何人たりとも本條の規定に反する者は重婚の輕罪 *delit de bigamie* に問はれ、第二回の婚姻を取消さねばならない。

前婚が取消された時は、第二回の婚姻をなすことが出来る。但し男は直ちに再婚が出来ることが女は十ヶ月の期間を経過しなければならない。

註 ポルタリスは法典の草案理由書の中で「一夫多妻の許されてゐる國に近づくにつれて、人道自體から遠のくの感がする。」と述べてゐる。

一九三三年二月十七日の法律までは重婚は重罪であつた。
今日では輕罪を構成し、六ヶ月乃至三ヶ年及び五十フラン乃至五千フランの罰金に處せられる。

六、「禁止親等の血族又は姻族の關係なきこと」 血族及び姻族に就いては項を更めて研究する。

こゝでは只、法律が尊族及び卑族の婚姻は絶対に禁止し、兄弟姉妹間、伯叔父と姪、伯叔母と甥、及び離婚の後と雖も義父母と婚嫁の間の婚姻は許されないことを述べれば足りる。(第百六十一條、第百六十條、第百九十三條)

元首は甥と伯叔母、姪と伯叔父、義兄弟、義姉妹間の婚姻を許すことが出来る。(第百六十四條)

註 従兄弟姉妹間の結婚は宗教法では禁じられてゐるが、民法では完全に認められてゐる。

七、「法律所定の手續を遵守すること」 法律は婚姻の成立に對し、本契約の重大性に由り充分に肯き得る手續を定めてゐる。

手續には二種ある。其一は婚姻前の手續で、他は婚儀に伴ふ手續である。

一、「婚姻前の手續」 婚姻前に於る手續は

(a) 公告 publication

(b) 身分官吏 officier de l'état civil に書類の提出

(a) 公告——公告は兩人の間の婚姻の計畫を公に知らしめる手續である。此手續は婚姻に對する障礙の存

在を知る者をして、身分官吏に届出をなさしめるために必要とする。

一九〇七年六月二十一日の法律以後は、公告は兩當事者の市町村役場の門戸に貼出して之を行ふこと、なつてゐる。

貼出は十日間繼續するを要する。(一九一九年八月九日の法律)

貼出は一週間の何れの日になしてもよい。

十日間に二日日曜があればよい。

尙注意すべきことは

一、當事者が未成年の場合は、將來の親達の住所にも補足的貼出をなす必要がある。

二、當事者の現在の住所が居住して以來未だ六ヶ月に充たない時は、前住所に同じく貼出をなす必要がある。

三、檢事は當事者に一切の公告を免除し、直ちに婚儀を許可することが出来る。

(b) 身分官吏に書類の提出——婚姻の當事者は身分官吏に、婚姻の可能なるや否やを知らしめるために書類を提出する必要がある。(註一) 書類は次の如くである。

一、當事者の出生證書 *acts de naissance* 出生證書のない時は出生地の治安判事の交付した身分證明書 *(註二)* *notoriété*。(第七十一條)

二、尊屬親が婚姻の式に立會はない時は、その同意を證明する公證人又は其居住地の身分官吏の作製した證書、但し費用は徴收しない。或は又父母に婚姻の通知を要する時は、之を履行したることを證明する公正證書。

三、尊屬親の死亡したる時は、尊屬親の死亡證書 *acte de décès* 又はそのなき時は身分證明書。

四、當事者が陸軍又は海軍に屬する時は、上官の交付せる婚姻許可書。

五、種々の免除に關する公正正本（年齢の免除、公告の免除若くは血族關係又は婚姻關係に關する免除）

六、當事者の片方が既に婚姻してゐる場合は前配偶者の死亡證書。

七、夫婦財産契約 *contrat de mariage* が成立したことを證明する第千三百九十四條規定の證明書。

一九一九年八月九日の法律以來、婚姻の當事者は婚姻の行はれる地以外の市町村に於ける公告及び無故障の證明書を提出する必要がなく、公告をなした市町村長が婚儀を行ふ市町村長に其證明書を直接送附する。

註一 一八五〇年十二月十日の法律は貧困者の婚姻を容易ならしめるため、法律の要求する提出證書（身分謄本、身分證明書其他）に印紙を貼付せしめ、又登記の必要なる場合は無料で登記することを決定した。尙身分證書の謄本税は證明を要しない時は三十サンチーム、證明の手續を要する時は五十サンチームに引下げられた。

註二 公證人又は治安判事の作製する證明書。一般に知られたる、若くは周知 (*connue*) の事實にして、證據書類を提出し得ない事實を證明する者の供述を證明するためのもの。

二、「婚儀に伴ふ手續」 婚姻は當事者の一方が事實上の住所を有する市町村、又は當事者の一方が住所を有せざるも一ヶ月以上の居所を有する市町村に於て、身分官吏の面前に於て取行ふ。（第七十四條及び第百六十五條並に一九〇七年六月二十一日の法律）

規則上は市町村役場に於て、戸を全部開放した上で式を擧げる可きであるが、急ぐ必要がある場合、例へば臨終結婚 *marriage in extremis* の時は、身分官吏は擧式のため婚姻當事者の一方の住所に臨む。（註）當事者の一方が重態の場合其臨終に行ふ婚姻）

身分官吏は當事者に對し別々に質問をなし、互に夫となり、妻となることを欲する旨の宣言を受ける。次いで身分官吏は法律の名に於て夫婦の結合を宣告する。

以上の手續は總て契約當事者の血族若くは血族ならざる成年者の男若くは女二名の立會の下に行はれる。（第七十五條）

婚姻證書の作製——以上の諸手續が完了した時は、身分官吏は直ちに婚姻證書 *acte de mariage* を作製する。婚姻證書に記載する事項は次の如くである。

一、夫婦の姓名、職業、年齢、出生地、住所及び居所。

- 二、夫婦の父母の姓名、職業、住所。
 - 三、その必要なる時は父母、祖父母又は親族會の同意。
 - 四、夫婦の何れかに先に配偶者のありたる時はその姓名。
 - 五、契約者の夫婦たることを欲する旨の宣言及び身分官吏の婚姻宣告。
 - 六、立會人の姓名、職業、住所及び成年者たる資格。
 - 七、前條（第七十五條）の規定する質問に依つてなされたる夫婦財産契約有無の宣言、及び出來得可くんば、その明かなる時は契約の日附、並に之を取扱へる公證人の名前及び住所（新第七十六條）。
- 「婚姻の故障」 結婚式の前に身分官吏に於て婚姻に故障なきやを調査す可きことは反復述べた。以下故障につき數言を費さねばならない。（第七十二條乃至第七十九條）
- 婚姻の故障は執達吏の證書である。此證書によつて法律の定めた者が、身分官吏の婚儀を取行ふことを禁止する。

故障をなし得る者は、特に、婚姻せんとする者の尊屬親で、即ち婚姻に同意を與ふる者である。但し此等の者は同時に皆其權利を有するに非ずして、他の缺けてゐる時に順次之を有するのである。即ち父及び母の生存する時は、父のみが故障をなす權利を有し、父のない時は母、父母共になく時は祖父母其他が順次に此權利を有する。

尊屬親は故障の理由を示す必要はない。

故障のあつた時は、身分官吏は故障の取消のない限り婚姻を許可してはならない。

取消は關係當事者の妥協により示談の上、若くは判決によつて之を行ふことが出来る。

婚姻せんとする者が故障の取消を得るために訴を提起した裁判所は、婚姻につき法律上障礙なきや否やを言渡す義務がある。

「婚姻の障礙 *empêchements au mariage* —— 禁止障礙 —— 無効障礙」 婚姻の障礙とは法律上婚姻に對し妨害をなす原因をいひ、法律の定むる要件の一が缺けた時に生じる。

障礙には明瞭に區別される二つの範疇がある。

禁止障礙 *empêchements prohibitifs*

無効障礙 *empêchements dirimants*

禁止障礙とは身分官吏をして婚姻の式を行はしめざる種類の障礙をいふ。但し右の官吏が婚姻を許可し式を行つた時は、其契約の無効は生じないで、この場合獨り身分官吏のみが罰金を言渡される。

無効障礙とは婚姻の妨害となるもので、若し婚姻の式が行はれた時は、契約の無効を生じる。

禁止障礙 —— 禁止障礙は

- 一、死別若くは離婚した女が、再婚を許されるまでの法定期間（寡居期間 *déai de viduité*）を遵守し

なかつた場合。

- 二、婚姻同意請求書 *acte respectueux* のない場合。(青年者の手續、一九〇七年廢止 譯者)
- 三、軍人に於ては上官の許可證なき場合。
- 四、公告せざりし場合。
- 五、故障の存在したる場合。

無効障礙——無効障礙は

- 一、同性の場合。
 - 二、當事者の同意なき場合。
 - 三、身分官吏の前にて婚儀を擧げざりし場合。
 - 五、禁止親等の血族又は姻族の關係ある場合。
 - 六、法定の年齢未滿即ち婚姻不適齡 *impuberté* の場合。
 - 七、婚姻を公然行はざりし時、即ち秘密結婚 *clandestinité* の場合。
 - 八、兩親の同意なき場合。
 - 九、當事者の一方の同意に瑕疵即ち過誤、強迫のあつた場合。
- 「婚姻の無効」 法律は無効を三つに分けてゐる。

一、不成立

二、絶對的無効

三、相對的無効

不成立の婚姻は婚姻の體を有せず、一時的にせよその效力を生ずることがない。不成立は之を裁判所によつて言渡させる必要なく、單に不成立を確認せしむれば足りる。

之に反し、婚姻が單に無効の訴を受けた時は、一時婚姻の形を有し、又效力を生ずる。この時はその無効となるためには裁判所が無効を言渡さねばならない。

然しながら絶對的無効と相對的無効の間には重要な相異が存在する。

相對的無効は私益に基き、法律によつて限定された者のほかは故障を申立てることが出来ない。この種の無効は、時効及び婚姻の無効を請求することを許された者の承認によつて消滅する。

之に反し、絶對的無効は公益に基き、利害を有する總ての者及び檢事より故障を申立てることが出来、一般に、時効及び意思表示による承認を以ては消滅しない。

(a) 不成立の婚姻——次の場合婚姻は不成立である。

- 一、性の同一なる場合。
- 二、夫婦の同意が完全でない場合。

三、婚姻が身分官吏の面前に於て行はれず、例へば公證人、宣教師の前に於て行はれたる場合。

(b) 絶對的無効——絶對的無効は次の五つの理由に因つて生ずる。(第百八十四條)

一、婚姻が法律の定むる年齢前に於て結ばれた場合。例へば男が滿十八歳前、若くは女が滿十五歳前の時。若し夫婦の一方が既に法律の定むる適齡に達してゐ、且つ六ヶ月間故障なくして經過した時は、もはや婚姻に對して故障を申立てることは出来ない。之は絶對的無効が時効に依つて消滅する唯一の場合である。(第百八十五條)

二、前婚が解消してゐない時、即ち重婚 *bigamie* の場合。

三、婚姻を禁じられてゐる親等の血族又は姻族の時、即ち禁止親等の婚姻 *inceste* の場合。

四、婚姻の秘密に行はれた時、即ち公告のない場合。(第百九十一條)

五、先に述べたところに依り、法律の指定する以外の身分官吏の前に於て婚姻を行つた際の、身分官吏の管轄違の場合。(第百九十八條)

(c) 相對的無効——相對的無効は次の場合に存在する。

一、夫婦の双方又は一方の同意に瑕疵ある場合。

二、婚姻せんとする者が尊屬親若くは親族會の同意を得てゐない場合。

第一の場合には同意がありたるも過誤又は身體上若くは精神上の強迫に依つてなされた時である。この

場合は錯誤し若くは強迫された夫婦のみが婚姻の取消を請求することが出来る。但し過誤を發見したる日、又は強迫の止みたる日から六ヶ月以内に於て請求するを要する。(第百八十條及第百八十一條)

第二の場合、婚姻の取消を請求し得る者は法律に依つて限定されてゐる。(第百八十二條及第百八十三條)

一、夫婦の中必要とする同意を得なかつた者。

二、同意を要求されたるも之を與へなかつた者。

尊屬親の同意を求めずして婚姻し得る年齢に達したる日より一年を取消の請求をなさずして經過したる時は、以後夫婦は其婚姻の取消を請求することが出来ない。

尊屬親は、婚姻を知りたる日より一年を取消の請求をなさずして經過したる時、又は意思表示により若くは暗黙により婚姻を認めた場合訴を起すことが出来ない。

無効言渡の效力——推定婚姻 *marriage putatif*——婚姻の無効が裁判所によつて言渡された時は、婚姻は其存在を停止する。従つて將來其效力の發生は停止し、又過去に於て發生した效力も取消される。就中此婚姻によつて生れたる子供は嫡出子とはならない。

但し、婚姻が夫婦の双方又は一方が善意を以て契約した場合、法律は婚姻の效力を既往に及ぼさしめる。之は善意に於る當事者及び婚姻より生れたる子供の利益を考慮したもので、この場合子供は嫡出子と

なる。

例——兩人が禁止親等の血族なることを知らずして、若くは其親等に於る婚姻が法律に依つて禁せられてゐることを知らずして婚姻した場合。

この種の婚姻を推定婚姻といふ。

「婚姻の解消」 婚姻は次により解消する。

一、夫婦の一方の死亡。

二、離婚 *divorce* (第二百二十九條乃至第三百十一條)

註 一八〇四年の民法が認むる離婚は一八一六年五月八日の法律によつて廢止され、一八八四年七月二十七日の法律によつて再び復活した。

夫婦別居 *separation de corps* は婚姻を存続せしめる。別居は妻をして別の住所を得しめ、以て前述の如く夫權を停止させることにより、單に其關係を緩和せしめるに止る。

二、養子縁組

(民法第三百四十三條乃至第三百七十條及び一九二三年六月十九日の法律)

「定義」 養子縁組 *adoption* とは子供なく又將來も之を望み得ぬもの、爲に、家庭を構成し、約束上の親子關係を得しめる要式契約である。

「一般要件」 民法第三百四十三條を修正した一九二三年の法律は原則として、養子縁組は正當なる理由あるか、若くは養子に利益を與へる場合でなければ之を許さないこととした。

「特別要件」 養親 *adoptant* 及び養子 *adopté* には幾つかの特別要件が必要となつてゐる。(第三百四十三條乃至第三百四十六條)

(a) 養親——養親の要件は

一、五十歳以上

二、少くも養子より十五歳年長

三、子供若くは直系卑屬親なきこと

四、配偶者ある者は配偶者の同意あること。但し夫婦別居の場合は此限りでない。

(b) 養子——養子の要件は

一、養子をなさんとする者の配偶者以外の者と先に養子縁組なきこと。

二、未成年者なるときは父及び母の同意を得ること。

養子が成年なるときは、一九二三年六月十九日の法律以來民法の規定した兩親の同意はもはや必要としない。

「養子縁組の手續」 養子縁組は當事者が治安判事に届出をなし、治安判事が其證書を作製することによ

つて成立する。

此證書は郡民事裁判所（即ち始審裁判所）の認可を受けねばならない。同裁判所は之につき養子縁組の判決 *Jugement d'adoption* を下す。この判決は揭示の方法を以て公告し、又養子出生地の身分登記簿に登記しなければならぬ。（第三百六十條乃至第三百六十九條）

「養子縁組の效力」 養子縁組は以下の效力を生じる。

- 一、養子は養親の姓を受け、之を自己の姓に加へる。（第三百五十一條）
 - 二、養親と養子及び其卑屬親、配偶者との婚姻を禁止する。（第三百五十四條）
 - 三、養子を養親の親權 *puissance paternelle* の下に置く。
 - 四、養子、養親の双方に相互に扶助するの義務を負はしめる。（第三百五十六條）
 - 五、養親の遺産に關し養子に對して、嫡出子に屬する一切の權利を付與する。（第三百五十七條）
- 併し乍ら養親は養子に對して、その相續權を有しない。但し正系卑屬親なくして養子の死亡した時は、養親の贈與した物及び養親の相續によつて取得した物にして養子の死亡當時尙現物のまゝである物は、總て養親若くは養親の卑屬親の手に戻る。（第三百五十八條）

問二十六（家庭の構成——婚姻及び養子縁組）

- 一、家庭は如何にして構成されるか。
- 二、婚姻とは何か。
- 三、その目的如何。
- 四、婚姻を契約する要件如何。
- 五、何故に當事者の同意を要するか。
- 六、適齡は何歳か。
- 七、何故に親の同意を要するか。
- 八、婚姻同意請求書とは何をいふか。
- 九、重婚の罪とは何か。
- 十、血族關係及び姻族關係は婚姻の障礙となるか。
- 十一、婚姻前には如何なる手續を必要とするか。
- 十二、公告をなす目的如何。
- 十三、婚姻せんとする者が身分官吏に提出す可き證書を挙げよ。
- 十四、婚姻の式に伴ふ手續如何。
- 十五、婚姻の故障とは如何。
- 十六、婚姻障礙とは何か。
- 十七、禁止障礙とは何か。又無効障礙とは何か。
- 十八、婚姻の無効には幾種類あるか。
- 十九、不成立の婚姻とは何か。
- 二十、相對的無効と絶對的無効に如何なる相違あるか。
- 二十一、推定婚姻とは何か。
- 二十一、婚姻の解消は如何にして行はれるか。
- 二十三、養子縁組とは何か。
- 二十四、養親及び養子の要件如何。
- 二十五、養子縁組の手續如何。
- 二十六、其效力如何。

摘要二十六（家庭の構成）

婚 姻

- 一、定義——要式契約により成立せる男女の法律上の結合

二、要件

- a、性の異なること
- b、當事者の同意
- c、適齡（十五歳及十八歳）
- d、二十一歳までは親の同意、二十一歳以上は通知
- e、前婚のなきこと
- f、禁止親等の血族及び姻族關係なきこと
- g、規定手續の遵守

三、手續

- 一、婚姻前の手續
 - a、公 告
 - b、諸種の公正證書の提出
- 二、婚儀に伴ふ手續
 - a、身分官吏の前にて婚儀を擧げること
 - b、婚姻證書の作製
- a、禁止障礙（取消なし）
 - 一、寡居の期間を遵守せざりし時
 - 二、婚姻通知證書
 - 三、上官の同意なき時
 - 四、公告なき時
 - 五、故障のある場合

四、障礙

- b、無効障礙（取消す）
 - 一、同性の時
 - 二、當事者の同意なき時
 - 三、身分官吏の前にて舉式せざりし時
 - 四、前婚の存在する時
 - 五、血族、姻族の關係ある時
 - 六、適齡に達しない時
 - 七、秘密結婚の時
 - 八、兩親の同意なき時
 - 九、當事者の一方の同意に瑕疵ある時

五、無効

- a、不成立の婚姻
 - 一、同性の時
 - 二、當事者の一方の同意なき時
 - 三、身分官吏の前にて舉式せざりし時
- b、絶對的無効
 - 一、適齡に達せざる時
 - 二、重婚の時
 - 三、禁止親等者間の婚姻の時
 - 四、秘密結婚の時
 - 五、身分官吏の管轄違の時
- c、相對的無効
 - 一、兩親の同意なき時
 - 二、當事者の一方の同意に瑕疵ある時（強迫若くは過誤）

六、解消

- a、離婚
 - b、夫婦の一方の死亡
- 養子縁組

一、定義

約束上の親子関係、謂はゞ人工的の家庭を作る要式契約

三、要件

a、養親

- 一、五十歳
- 二、養子より十五歳以上年長
- 三、卑屬親のなきこと
- 四、配偶者の同意
- 五、六年間の養育
- 六、世評のよきこと

b、養子

- 一、成年者
- 二、先の縁組が存続せざること
- 三、父及母の同意

三、手續

- a、治安判事に届出
- b、裁判所、控訴院の認可
- a、養子は養親の姓を受ける
- b、養親と養子の婚姻の禁止

四、效力

- c、養子の養親を尊敬する義務
- d、相互に扶養をなすの義務
- e、養子縁組は嫡出子と同様養子は養親の相続をなす権利を有す

第二項 血族及び姻族

本項に於て研究するところは

- 一、血族及び姻族の概念
- 二、其法律上の效力

一、血族及び姻族の概念

「血族 Parenté」血族とは相互に、若くは他の同一人より、系統を引いてゐる多くの者の間に存在する血液の連りをいふ。

この定義に依ると二種類の血族が存在する。

- 一、相互に系統を引く者の間を結ぶ直系血族 parenté directe。例へば祖父、父、息子、孫。
- 二、相互に連絡なく、他の同一人より出てゐる者同志の間の傍系血族 parenté collaterale。兄弟と姉妹、伯父と甥。

血族の場合は系統と親等を入念に區別する必要がある。
親系 ligne とは血族の連続をいふ。

或者を生んだ者即ち其尊屬親（父、母、父方の祖父及び母方の祖父、父方の祖母及び母方の祖母其他）は直系尊屬親 ligne directe ascendante を成し、又其子孫即ち卑屬親（息子、孫、曾孫其他）は直系卑屬親 ligne directe descendante を成す。

共同の始祖から發した一連の者は傍系をなす。

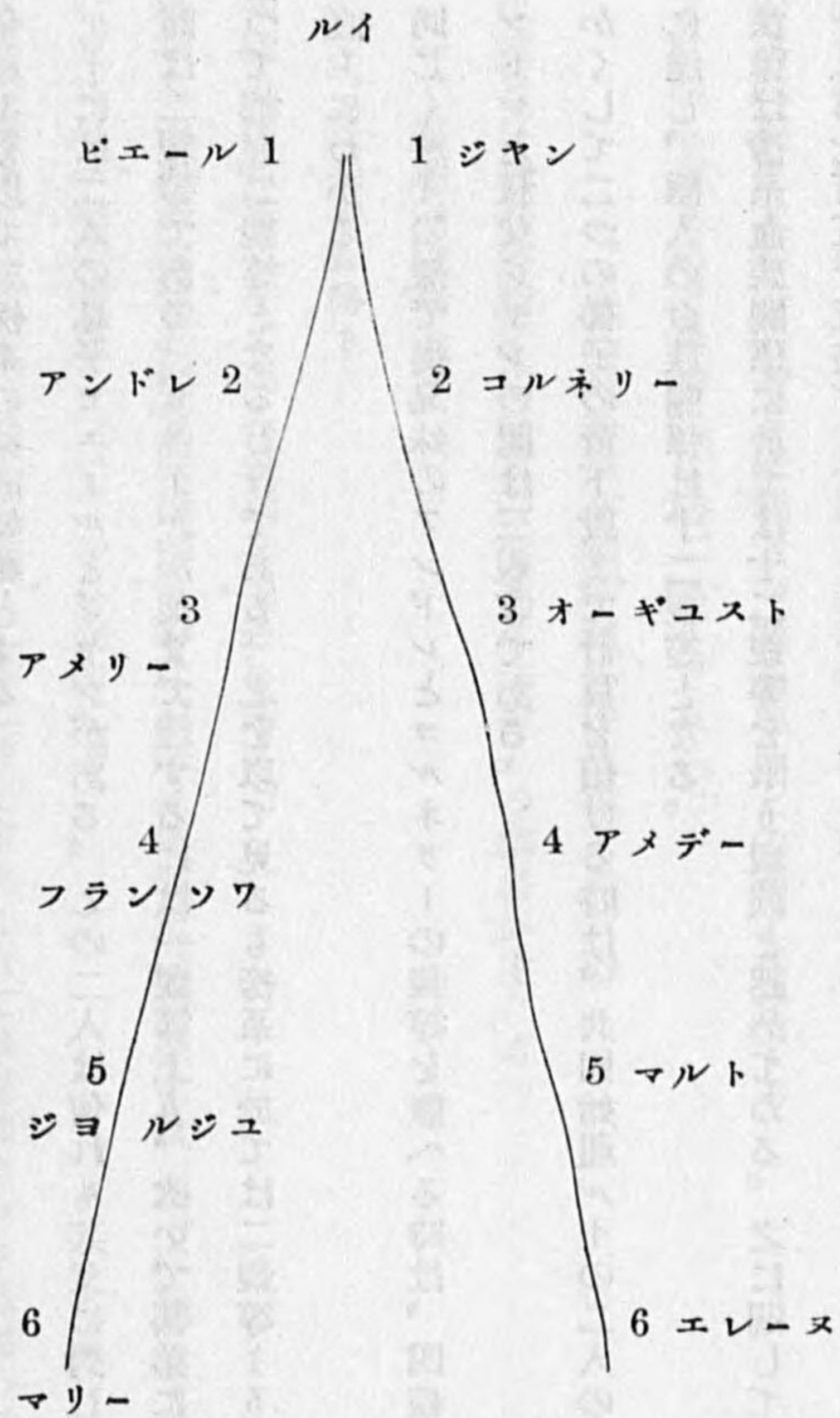
親等 degre とは二人の血族間に存在する距離を云ひ、一代を以て一親等とす。

直系血族に於る親等の計算——血族關係の親等を計算するには、通常直系を單式の梯子になぞらへ、其一段を一親等と看做す。（民法第七百三十七條）

例へば曾祖父が最上の段に置かれるとすると、祖父は直ぐその下、父は第三段目、自分は第四段目に置かれる。自分が父若くは其他の尊屬親の一人と何親等にあるかを知るにはその名前に達するまでの階段の數を計算すればよい。従つて自分は父と一親等、祖父とは二親等、曾祖父とは三親等の距離にある。逆に又曾祖父は父と二親等、自分とは三親等にあるといふことが出来る。

傍系親等の計算——傍系の場合は複式の梯子の最高段に共同の始祖を置き、各段に夫々一系列の血族を配置したものを頭に置いて計算を行ふ。

二又の夫々の血族の間に存在する親等を求むるには、其血族の一人から始めて共同の始祖まで遡り、次いで反対側の梯子を下つて來て求むる血族になる。この際兩方の梯子の上り下りに踏んだ階段の數を以て親等數とする。（民法第七百三十八條）
次の例による時は一層理解が容易であらう。



今ルイを以て二傍系の共同始祖とする。

ルイには二人の息子ビエールとジャンがある。この二人は何れも其父に對しては一親等になるが、兩者の間は二親等である。ビエールが父まで達するには一親等上り、次いで其弟に達するには又一親等下る。従つて都合二親等となるわけである。之を以て見るも傍系に於ては二親等より少い場合はあり得ないことは直ちにわかる。

同じくルイの孫で従兄妹のアンドレとコルネリーの親等を數へる時は、四親等なることがわかる。又甥アンドレと叔父ジャンの間は三親等である。

かくして二つの梯子の最下段まで計算を續ける時は、共同始祖ルイの二人の直系卑屬親マリーとエレヌに達し、兩人の血族關係は十二親等となる。

法律は傍系血族關係に於ては十二親等を限り親族と認めてゐる。之に關しては相續の説明に於て述べる。(第七百五十五條)

「姻族 alliance」 姻族關係とは夫婦の各と其配偶者の血族とを結ぶ連絡をいふ。私が婚姻する時は妻の血族は皆私の姻族となり、反對に又妻は私の全血族の姻族となる。従つて私の父が私の義父の姻族でもなければ、又二人の妹の夫が相互に姻族關係のないことは明かである。

然らば夫と妻は血族なりや姻族なりやといふに、これはその何れでもなく、民法上夫と妻は唯一個人

として扱はれ、兩人を結ぶ連りは血族及び姻族の場合より一層密接である。

血族に於けると同様、姻族を又直系姻族 *alliance en ligne directe* と傍系姻族 *alliance en ligne collatérale* に分けねばならない。

直系姻族は夫婦の一方と其配偶者の尊屬親の間に存在する。

之は即ち婿と嫁とを夫々其義父、義母に結ぶ連りである。

傍系姻族は夫婦の一方と配偶者の傍系血族との間に存在する。

之は即ち義兄弟、義姉妹を結ぶ連りである。

二、血族關係及び姻族關係の法律上の效力

血族及び姻族の關係には次のやうな法律上の結果が生じる。

一、婚姻の障礙上

二、扶養の義務上

相續上は血族に於てのみ權利を生ぜしめる。

婚姻上の血族關係と姻族關係の影響は、既に述べた。相續に就いては先にいつて述べる。

いまは只扶養の義務についてのみ説明する。

扶養の義務 *obligation alimentaire* —— 之は法律によつて尊屬親及び卑屬親の双方に課せられた相互義務

で、尊屬親及び卑屬親中貧困にして、自己の働きにより生計を立てることの不可能なる者を扶養するの義務をいふ。

扶養料の額は之を支給する者の財産と支給を受ける者の必要程度による。

相互扶養の義務ある者——法律の條文によると(第二百五條)

一、尊屬親と卑屬親は相互に扶養の義務がある。

二、婚及び嫁は同じく義父、^(註)義母との間に相互に扶養の義務がある。

註 この言葉の意味は正確に理解する必要がある。その理由は繼父、繼母と繼子の間には扶養の義務が存しないからである。

即ち私の母が父の死亡後再婚したとすると、母の二度目の夫は通常義父 *beau-père* と呼ぶが、要するに私にとって繼父 *parrain* である。

又は母の死後父が再婚したとすると父の二度目の妻は私にとって繼母 *marâtre* である。若し又私が先夫の子供のある寡婦と婚姻したとすると、此の子供は繼子 *filiaire* となる。

婚若くは嫁と義父若くは義母の間の扶養の義務は次の場合停止する。(第二百六條)

婚姻關係を生じた夫婦の一方、及び其者と配偶者との婚姻によつて生まれた子供の死亡した時。

義務は如何にして果すか——原則上、扶養の義務は金錢を以てなさねばならない。

但し例外として父と母とは其子供を自分の家に置くことによつて之を果すことが出来る。之は親の財産

が年金の支給をなすことが出来る場合でも同じである。(第二百十一條)

子供は其兩親に對しては他の方法を以て義務を果せない時の外は右の方法に依る權能を有しない。

この相違は蓋し、子が其親の家に住むのは、親がその子の家に住むほど不面目でないといふ理由に基づく。

問二十七 (血族及び姻族)

一、血族とは何か。 二、直系とは何か。 三、傍系とは何か。 四、血族の親等を計算するには如何

にして行ふか。 五、法律上傍系血族の認められてゐるのは何親等までか。

六、姻族とは何か。 七、夫と妻は血族若くは姻族であるか。 八、血族及姻族關係の法律上の效力如何。

九、扶養の義務とは何か。 十、此義務の存在する間柄は如何。 十一、扶養の義務は如何にして

之を果すか。

摘要二十七 (血族と姻族)

定義——相互に若くは共同始祖より系統を引く者の間の關係

- 一、血族
 - 二種
 - 一、直系尊屬又は卑屬
 - 二、傍系

計算 一、直系の場合、單式梯子——一代一親等
 二、傍系の場合、復式梯子——兩傍系を上下した階段數の和

定義——夫婦と其配偶者の血族との關係

二、姻族

二種 一、直系（義父義母、婿嫁）
 二、傍系（義兄弟、義姉妹）

一、婚姻の障礙

三、效力 二、扶養の義務

a 一、尊屬親及卑屬親間

二、義父母、婿嫁の間（停止の場合）

原則——金錢

b 實行方法

例外——兩親は常に原物で履行することが出来る。
 子供は他の方法で果し得ぬ時のみ

三、血族間の相續は十二親等まで。姻族には相續の權利なし

第三項 家庭に於る權利義務、親權及び夫權

婚姻は家庭内に權利と義務を生せしめる。

一、親子の間

二、夫婦の間

一、親子間の權利義務、親權

一、「親と子の義務」 父と母は其子供を養育する義務はあるが、子供が既に一人前になつた時は最早や生活の安定を得しむるために補助を興へるの義務はない。例へば必ずしも嫁資を興へる必要はないのである。之は純然たる道德上の義務で、法律は之を強制手段を以て強ふ可きものに非ずと考へたのである。

（第二百三條及第二百四條）

子供は何歳になつても其兩親を尊敬せねばならない。（第三百七十一條）扶養の義務に關して既に述べたやうに、若し親が貧困に陥つた場合、子供は之を救助しなければならぬ。又二十一歳若くは二十五歳までは婚姻するにも親の同意を要し、親權の行使に服さねばならぬ。（現今は男女共滿二十一歳 譯者）

子供に對する親の義務は次に親權の性質に就いて述べる時略説する。

二、「子供に對する親の義務、親權 *autorité paternelle*」 往昔の法制に於ては、親權は子供の利益よりも寧ろ之を行使する者の利益を主眼として組織されてゐた。近代國家にあつては反對に、子供が此世に一人立ちの出来るまで、専ら子供の權利と利益を庇護するための保護權の觀を呈してゐる。

「親權は誰に屬するか」 親權は原則として父親に屬する。

但し次の事情ある時は母に移る。

- 一、父親の死亡した時
- 二、父親が住居を去つた儘歸らず生存の危まれる時、換言すれば父親の失踪 *disparaitre* せる時
- 三、父親が精神病者となつた時
- 四、離婚若くは別居の判決が子供の監督を母親に委ねた時。

「親権は如何にして停止するか」 親権は次の場合に停止する。(第三百七十二條)

- 一、父母の死亡
- 二、子供の後見解除、之については後に述べる
- 三、子供の丁年。滿二十一歳
- 四、失權、之は一八八九年七月二十四日の法律により、或重大な原因の存する時裁判所が言渡す。

「親権の喪失」 父母が自ら悪例を示し、若くは虐待をして子供を墮落せしめた場合、親は親権を失ふ。

(虐待若くは精神的に遺棄を受けたる兒童の保護に關する一八八九年七月二十四日の法律)

失權は或場合に於ては當然生じる。即ち裁判所が失權を言渡す義務を有し、特に父母が其子の一人に對し重罪を犯し若くはその共犯者となつた時は斯くして失權が生じる。

失權は又或る場合、親族若くは檢察官の請求につき裁判所の下した判決によつて生じる。特に、父母が

常習泥酔、公知の破廉恥なる不行跡、又は虐待によつて其子供の健康、安全、若くは品性を危くした場合にはこの方法に依つて失權が生じる。

この場合、親権の行使は、失權が父親のみになされた時は母親、母親のない時は篤志の後見人、又は救濟施設に委ねられる。

「親権に由來する權利」 親権は父親のために次に關する權利を發生せしめる。

一、子の身上

二、子の財産上

(a) 子の身上に對する權利——この權利には二種ある。

監護權 *droit de garde*

懲戒權 *droit de correction*

監護權は父の許可なくして子供が親の家を去らないやうに、力を用ひても之を拘束する父親の權利である。(第三百七十四條)

懲戒權は子供が父親に對して甚だしき不滿を與へたる場合、之を懲戒場 *maison de correction* に監置せしめる父親の權利である。(第三百七十五條乃至第三百八十二條)

子供が十七歳未滿の時は、父親は此權利を權力を以て *par voie d'autorité* 行使する。即ち民事裁判所長

に申請をなし、然る時は所長は逮捕状を發する義務を有する。

註 但し次の場合は例外である。一、父親が再婚した場合。二、子供が自己の財産を有するか、若くは生計を營む時。夫の後に残りたる母親は請求により、*par voie de réquisition*、且つ父系の近親者二名の合議を以てする他は、懲戒権を行使し得ない。再婚した時は此權利を失ふ。

若し子が十七歳又はそれ以上に達した時は懲戒の權利は請求によつてのみ之を行使するもので、即ち裁判所長は檢事と合議の上で請求を受けた逮捕命令を許すか否かの自由決裁をなす。

(b) 子の財産に對する權利——父は子の財産に對しては次の權利を有する。

一、管理權 *droit d'administration*

二、法定用益權 *droit de jouissance légale*

一、管理權——婚姻が繼續する限り、未成年の子の財産は父親が一人之を管理する。即ち父親は賃貸、賃貸料の收受、收穫物の買取其他を行ふ。(第三百八十九條)

法定管理 *administration légale* が停止し後見が之に代る場合は、夫婦の一方の死亡に依り婚姻の解消した時であるが、後見については後に述べる。(第三百七十條)

二、法定用益權——父は子の財産に對し用益權を有する。父は果實 *fruits* を子供の養育、扶養のために使用しなければならぬ。その他不動産の普通の修理費の如き、法律の定める種々の控除をなすを要す

る。但し収入の内一切の差引をなした残餘は自己の所有とする。(第三百八十四條乃至三百八十七條)

用益權は子供の全財産に及ぶが、只二三の例外がある。特に勤勞によつて得た財産、及び收益權を受けしめない條件で子供に贈與された財産の場合は例外である。

用益權の停止する主なる場合

一、子供が十八歳に達した時

二、子供が後見を解除された時

註一 法定用益權は次の諸點に於て通常用益權 *usufruit ordinaire* と異なる。一、父親は保證をなさしめ、若くはなすことが出来ない。

二、父親は通常用益權者の如く、用益權を賣却することが出来ない。

註二 父親の先に死亡した時は婚姻の繼續する間、母親が權利を有する。

二、夫婦間の權利義務、夫權

一、「夫婦相互の義務」夫婦は相互に信實、助力、扶助の義務を有する。(第二百十二條)

信實の義務に關しては、姦淫の罪を犯した配偶者を起訴並に處罰によつて制裁する。

助力及び扶助の義務は扶養の義務に基く。その規定は既に述べた。

尚、以上の義務の一に反した時は、その被害者たる配偶者に於て、其配偶者に對し別居若くは離婚を請求する權利を生じる。

二、「妻に對する夫の權利、夫權」法律は夫に、妻に對する幾つかの權利を付與してゐる。其全體は我々が夫權 *autorité (puissance) maritale* と總稱する所のものを構成する。

夫權より生ずる結果は次の如くである。

- 一、妻に於て夫の意志に従ふ義務（第二百三條）
- 二、妻に於て夫と同棲し、夫の居住するを可と考へる所へは何處たりとも常に之に従ふの義務。（第二百十四條）
- 三、妻の無能力。（第二百五條乃至二百二十六條）

以上の特權の代償として法律は、夫に於て妻の保護をなす可きことを定めて居る。

「妻の無能力」妻は特別夫の許可なき限り、生活の主要行爲を行ふことが出来ないといふ意味に於て、無能力である。

この無能力は夫權の直接の結果である。婚姻は二人の男女の間に會社を構成するものにして、夫は當然その社長である。よつて家庭内の管理の統一を期することが肝要なるため、夫の同意なくしては妻が一の管理行爲をも爲すことを認めなかつたのである。

無能力の範圍——無能力は裁判上の行爲 *acte judiciaire* 及び裁判外行爲 *acte extra-judiciaire* に及び。裁判上の行爲に對しては、妻は夫の許可を得ずして、原告又は被告として裁判所に出廷することが出来

ない。（第二百五條）

裁判外行爲に關しては贈與、賣買、交換、抵當權の設定等。（第二百十七條）

原則として夫の許可は右の如き特定の行爲については特に之を必要とする。

例外 一、夫は夫婦財産契約に於て、其固有財産に關する管理行爲をなす權利を妻に與へることが出来る。後に述べるやうに、妻が夫婦財産制として、財産分離制を選ぶ時はこの方法による。二、夫は妻に商業を營む權利を與へることが出来る。其結果妻は特別の許可なくして不動産の賣買、抵當權の設定其他營業に關する總ての行爲をなす權能を取得する。

妻の無能力に關する制裁——妻が夫の許可なくして行爲を爲した時は、其行爲は無効となる。妻、夫、相續人は無効を請求することが出来る。（第二百五條）

妻の單獨になし得る行爲——妻の單獨になし得る行爲は次の場合である。

- 一、妻は遺言をすることが出来る。（第二百二十六條）
 - 二、妻は夫になしたる贈與を取消すことが出来る。（第九十六條）
 - 三、貯蓄金庫に豫金することが出来る。（一八八一年四月九日の法律）
- 妻の無能力は如何にして停止するか——
- 一、配偶者の死亡若くは離婚に因る婚姻の解消に因り、

二、一八九三年二月六日の法律以後、別居に因り。

一九〇七年七月十五日の法律——この法律は妻に、次の二點につき新たに能力を付與した。

一、妻は夫より自己の俸給に觸れ若くは之を處分する權利を除く。爾後妻が自ら其俸給を自由に處分し、自己の貯蓄により小額貯金 *Peuile* をなし、且つ之を自由に管理し、又は其財産を有償で讓渡することが出来る。

二、夫が自己の俸給を浪費する時は、妻は治安判事より俸給のうち家庭に必要と判定されたる部分を差押へる許可を受けることが出来る。

「補遺・子の正嫡 *legitimite* —— 嫡出子」 嫡出子 *enfant legitime* とは父と母の婚姻中に懐胎し、若くは出生した子をいふ。

私生子 *enfant naturel* とは婚姻してゐない父と母によつて生れた子をいふ。

私生子關係 *Aliation naturelle* は認知 *reconnaissance* と呼ばれる行爲によつて證明される。認知は公正證書に於て父若くは母のなしたる自發的承認により、若くは子供の請求につきなしたる裁判所の判決によつて與へられる。(第三百三十四條乃至第三百四十二條)

嫡出子及び私生子の區別の利益は特に相續事項に於て顯著である。

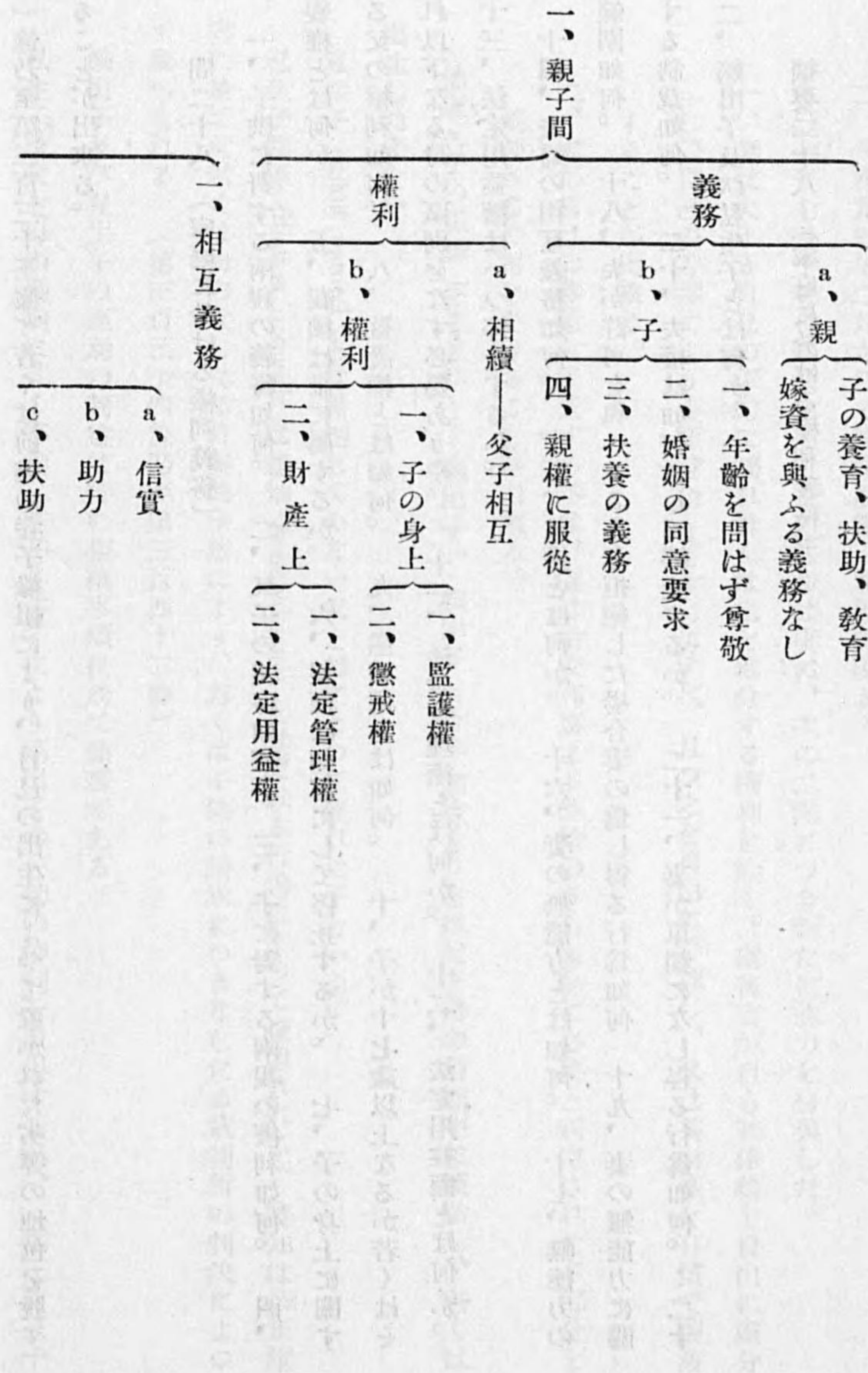
私生子は父と母の婚姻に基く準嫡 *Legitimation* により嫡出子の一切の權利を取得するか、(第三百三十

一條乃至第三百三十三條) 若くは前述の養子縁組により、自己の出生によつて置かれた劣等の地位を脱することが出来る。

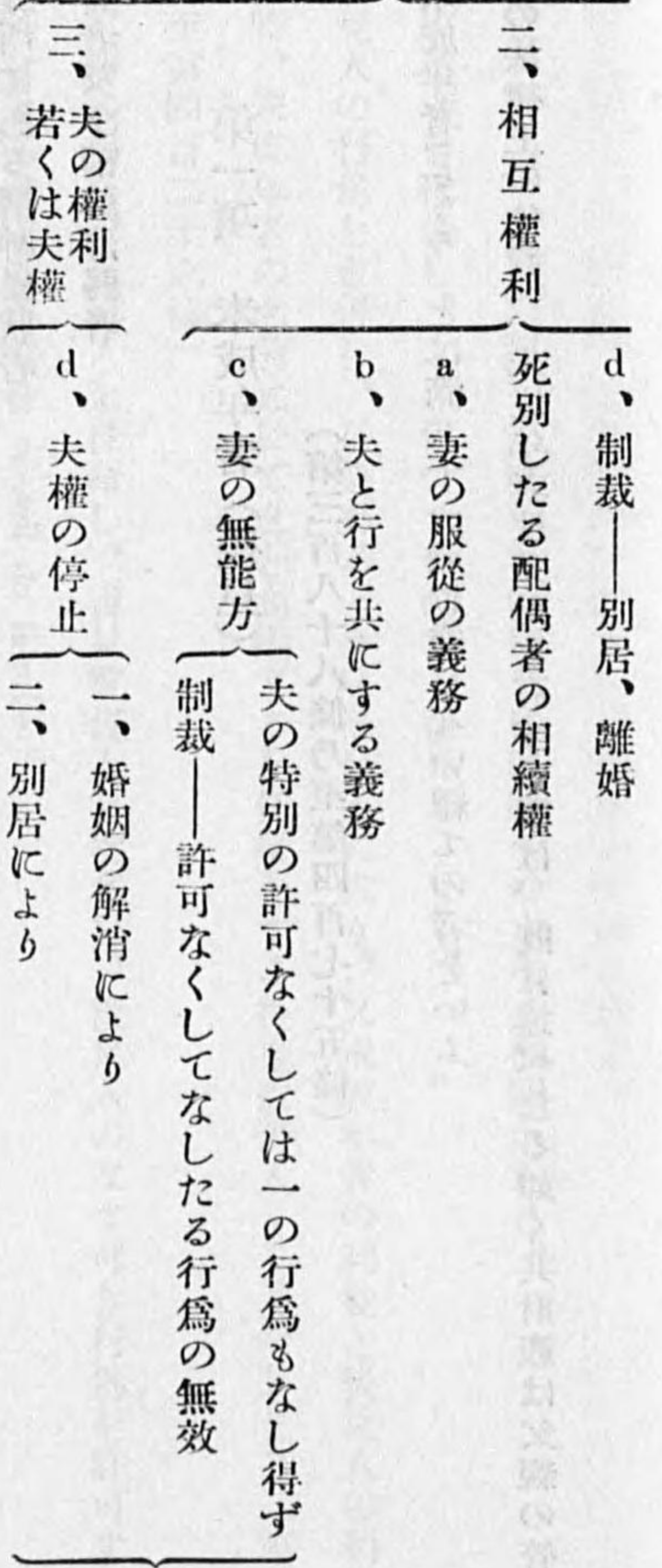
問二十八 (家庭に於ける權利義務)

- 一、子供に對する兩親の義務如何。
- 二、又子の義務如何。
- 三、子に對する兩親の權利如何。
- 四、親權とは何か。
- 五、親權は誰に屬するか。
- 六、親權は如何にして停止するか。
- 七、子の身上に關する父の權利如何。
- 八、監護權とは如何。
- 九、懲戒權とは如何。
- 十、子が十七歳以上なるか若くはそれ以下なる時の區別をなす必要ありや。
- 十一、法定管理權とは何か。
- 十二、法定用益權とは何か。
- 十三、法定用益權はいつ停止するか。
- 十四、夫婦の相互義務如何。
- 十五、父權とは何か。
- 十六、妻の無能方とは如何。
- 十七、無能力の範圍如何。
- 十八、夫が許可を與へることを拒絶した場合妻の爲し得る行爲如何。
- 十九、妻の無能力に關する制裁如何。
- 二十、夫權は如何にして停止するか。
- 二十一、妻が單獨になし得る行爲如何。
- 二十二、嫡出子及び私生子とは何か。

摘要二十八 (家庭に於ける權利義務)



二、夫婦間



第三章 無能力者の保護

(第二百八十八條乃至第五百十五條)

「私權の享有及び行使」世の中には年齢に因り若くは精神能力の變質に因つて、自己の事柄を適當に處理することの出来ない者も若干存する。法律はかゝる者を保護する任に當る。即ち法律はかゝる者に對し無能力 incapable を宣告し、其傍にあつて其利益を防禦する任に當る者を設置する。

右の者は一切の私權を享有する。即ち所有者となり債權者となる等、一切の權利を取得することが出来

る。但し私権の行使権は全く有しないか、若くは特別の規定によつて制限されてゐる。即ち一権利の取得若くは喪失に至る裁判上の行爲を自由に爲すことは出来ない。

「無能力の場合」 無能力者は次の如くである。

- 一、未成年者
- 二、後見解除を得た未成年者
- 三、禁治産者
- 四、收容所にある精神異状者
- 五、浪費者及び精神薄弱者

第一項 未成年者（後見）

（第三百八十八條乃至第四百七十五條）

「定義」 未成年者 *mineur* とは満二十一歳に達しない總ての者をいふ。

「未成年者の法律上の位置」 未成年者は父母を有する間は、既に述べたる如く其財産は父親の管理を受ける。

父若くは母が死亡した時は、法定管理は停止し、後見が開始される。

「後見 *tutelle* の種々の機關」 未成年者の後見には四つの主なる機關がある。

- 一、未成年者を代表し、之に代つて行動する後見人 *tuteur*。
- 二、後見人の行爲を監督し、必要あるときは後見人に代り、又未成年者の利益と後見人の利益が相反する時、未成年者の名前に於て之と商議するを任務とする後見監督人 *subrogé tuteur* （第四百二十條乃至第四百二十六條）
- 三、或事情の場合、後見人を任命し、後見監督人を指名し、後見人のなす可き行爲を許可する任に當る評議會を構成する親族會 *conseil de famille* 。

親族會は七人の者より成り、治安判事を會長とし、六名は出來得るだけ父系母系半々の親族がなる。

（第四百六條乃至第四百十九條）

- 四、後見の權 *pouvoir tutélaire* を行ひ、且つ最も重要な行爲につき親族會の評議を認可するため參與する民事裁判所。

「後見の歸屬」 後見には四種ある。

- 一、父母のうち存命する者の法定後見 *tutelle légale* （第三百九十條乃至第三百九十六條）
- 二、父母のうち存命する者が遺言中に選定する指定後見 *tutelle testamentaire* （第三百九十七條乃至第

四百四條)

- 三、尊屬親の後見(父方の祖父、そのなき時は母方の祖父其他)(第四百二條乃至第四百四條)
 四、親族會の選任せる後見(第四百五條)

「後見人の任務」 後見人は未成年者の身上及び財産の保護監督をなすを以て其任務とする。

身上に關しては未成年者に對して監督權を有し、又或範圍に於て親族會と合議の上懲戒權をも有する。

(第四百六十八條)

財産に關しては法定代理人 *mandataire légal* として未成年者に代つて行動し、私生活に於ける一切の行爲を代理する。(第四百五十條)

「財産に關する後見人の權能の範圍」 後見人の權能は次の如く限定することが出来る。

- 一、單獨になし得る行爲

例——未成年者の所得の受納、不動産の賃貸。以上は管理行爲である。

- 二、親族會の同意を得ざればなし得ぬ行爲(第四百六十一條)

例——相續の承認。

- 三、親族會の同意及び裁判所の許可を要する行爲

例——不動産の賣却、負債。

- 四、なし得ぬ行爲

例——未成年者の名による贈與。

「後見人の義務」 後見人は三種の義務を有する。

- 一、後見の任に就いた時は財産目録を調製し、毀損す可き物は之を賣却し、處分し得る金額の利殖を計らなければならぬ。(第四百五十四條乃至第四百五十六條)

- 二、後見中は良家父として *en bon père de famille* 事務を取扱はねばならぬ。

- 三、後見の終了したる時は未成年者に計算書を渡さねばならぬ。(第四百六十九條乃至第四百七十五條)

「未成年者の無能力」 未成年者は自ら私生活に屬する行爲をなすことが絶対に出來ず、常に後見人に依つて代理されねばならない。私權は享有するも之を行使することは出來ない。

註 婚姻、十七歳以後の遺言作製、私生子の認知等の行爲は之を除く。未成年者と雖も此等の行爲は自ら行ふことが出来る。蓋し此等の行爲を代理することは不可能なるためである。又一八八一年四月九日の法律によると未成年者は貯蓄金庫に預金することも出来る。

「無能力に關する制裁」 若し未成年者が自ら行爲をなしたる時は、此行爲は原則として單に無能方の故を以て無効となることなく、本人に損害を生じることを要する。

例外としては、後見人が單獨になし得ない行為の一に關する場合、形式の違反のみを以て損害の證明なくして之を取消さしむることが出来る。(第千三百五條、第千三百六條、第千三百十一條)

「後見の終了」 後見は特に次の場合免除される。

- 一、被後見人 *pupille* の成年に達したる時
- 二、後見解除 *emanicipation* ありたる時

第二項 後見を解除せられたる未成年者(財産管理)

(第四百七十六條乃至第四百八十七條)

「後見を解除せられたる未成年者の法律上の地位」 後見を解除せられた者は半能力 *demi-capacité* を有し、普通未成年者と成年者との中間的位置を得る。

彼等は普通未成年者の如く後見人の代理を受けず、自ら行動するも、財産管理人 *curateur* の助力を受け、その經驗に基く補佐を興へられる。

「後見解除の原因」 後見解除には二種ある。

- 一、未成年者の婚姻により當然生じる黙認解除 *emanicipation tacite* (第四百七十六條)
- 二、親族會の同意を得た上治安判事の前に於て、父又は母、又は後見人が宣言した場合に生ずる明示

解除 *emanicipation expresse* (第四百七十七條)

「後見を解除せられたる未成年者の能力」

- 一、後見を解除せられたる未成年者は純管理に屬する一切の行為をなすことが出来る。例——自己の所得の受納、九ヶ年間の賃貸(第四百八十一條)
- 二、又財産管理人の同意を要する行為もある。例——後見人の計算書の受理、資本の受理。(第四百八十二條)
- 三、普通未成年者のために定められたる方式(親族會の意見、裁判所の許可)を履行せざればなし得ざる行為もある。例——不動産の賣却、負債(第四百八十四條)

前述の規定に關する制裁——

- 一、後見解除の未成年が單獨になし得る行為をなした時は、其行為は有效であるが、財産に對して未成年者の取得が過大の時は、裁判所は之を減じることが出来る。(第四百八十四條)
- 二、後見解除を受けた未成年者が財産管理人の助力なくしては爲し得ざる行為をなした場合は、本人に損害なき限り之を無効とすることが出来ない。(第千三百五條)
- 三、唯に財産管理人の助力のみではなし得ざる行為をなした場合は、損害の證明を要せず、單に方式の違反によつて無効となる。

第三項 禁治産者（後見）

（第四百八十九條乃至第五百十二條）

「禁治産 *interdiction* の定義」 裁判上の禁治産とは魯鈍、精神錯亂、亂心の常況にあり、自ら自己の財産を管理し得ない者の利益を保護するため法律によつて組織された保護處分である。（第四百八十九條）

註 裁判上の禁治産 *interdiction judiciaire* は無能力者の利益の保護手段で、之と法定禁治産 *interdiction legale* とを混同してはならない。後者は施體、加辱の重罪に問はれた受刑者に對する附加刑である。

「禁治産宣告の手續」 禁治産は心神喪失者の親族、特別の場合にあつては檢事の發議により、親族會の意見、評議部の訊問後、必要なる時は又調査を経た後に於て民事の判決を以て宣告される。（第四百九十條乃至第四百九十八條）

「禁治産處分の效力」 禁治産は其結果として禁治産者を未成年者同様之を後見に附する。

未成年者の後見の規定は二三の例外を除き禁治産者にも適用される。例外の中最も重要なものは禁治産者の所得が未成年者に於る如く利殖に當てられることなく、専ら本人の治療に當てられ、出來得る限り速かに其恢復を計るために使用されねばならない。（第五百九條乃至第五百十條）

「禁治産者 *interdit* の無能力」 禁治産者は未成年と同じく私權の行使權なく、單に之を享有するに止

る。従つて自ら私生活に屬する行爲をなすことが出來ず、常に後見人に依つて代理されるものである。

「無能力者に關する制裁」 禁治産の判決後に於て禁治産者のなしたる行爲は當然無効となる。この場合未成年者同様禁治産者に於て損害の證明をなす必要なく、裁判所によつて取消を受けねばならない。（第五百二條）

禁治産判決前になしたる行爲と雖も、當時に於て禁治産の原因が明かに存在せる場合は同じく取消を受けることが出来る。（第五百三條）

第四項 癲狂所に收容されたる精神病者

「一八三八年六月三十日の法律」 精神異狀者は禁治産處分を受けることを得ず、單に癲狂院 *asile d'aliénés* に收容されるに止る。

一八三八年六月三十日の法律は個人を癲狂院に收容する條件及びそれより生ずる法律上の無能力に關する效力を定めた。

「癲狂院收容」 個人の癲狂院收容には二つの條件が必要である。

- 一、收容すべき人物に相違なきことを知らしむるため親族の一人若くは友人の請求書を要す。
- 二、右の請求書には醫師の證明書を添へねばならない。

この手續は余りに安易に過ぎ、濫用の恐れあり、専斷的監禁を生ぜしむる危惧なしとは言ひ難い。

「收容者の財産管理」 癲狂院に收容中の精神異状者の利益管理は數名のものに依つて分擔せられる。

- 一、癲狂院の管理委員會の一員たる假管理人 *administrateur provisoire*
- 二、癲狂院收入係
- 三、裁判所に於て訴訟を行ふ訴訟代理人 *mandataire ad litem*
- 四、身上管理人 *curateur à la personne*

收容者の無能力——癲狂院に收容されたる者は如何なる行爲もなすことが出来ない。そのなしたる行爲は禁治産者の場合と同じく無効となる。

第五項 浪費者及び精神薄弱者

(第五百十三條乃至第五百十五條)

完全なる精神異状でなくとも精神の薄弱、若くは特殊な偏執に基づく浪費に依つて資本を損じ、財産の狀態を危くする場合もあり得る。

法律は此種の無能力者には保佐人 *conseil judiciaire* と呼ばれる者を附添はせて之を救助せしめる。この場合本人は保佐人の同意がないと訴訟、和解、負債、資本の收受、讓渡、抵當等の特定の行爲を有効に完

了することが出来ない。(第四百九十九條乃至第五百十三條) 判例は禁止行爲を増加し、實際に於ては浪費者は後見解除の未成年者同様殆ど一般的無能力にあるものといふことが出来る。

私生子に關する一九〇七年七月二日の法律——此法律は次の規定を設けてゐる。

- 一、私生子は常に後見に附す
- 二、後見人は父又は母、又は親族會の指定せる者
- 三、親族會の任務を行ふものは裁判所

問二十九 (無能力者の保護)

- 一、無能力者とは何か。 二、無能力者を列擧せよ。 三、未成年者とは何か。 四、未成年者の後見は如何なるものより成るか。 五、後見人とは如何。 六、後見人の種類如何。 七、後見人の職務は如何。 八、未成年者の財産に關し後見人のなし得る行爲を區別する要ありや。 九、後見人の義務如何。 十、未成年者の無能力に關する制裁について述べよ。 十一、後見は何時終了するか。 十二、後見を解除せられた未成年者の法律上の能力は如何。 十三、後見解除の原因は如何。 十四、後見解除未成年者の能力は如何。 十五、財産管理人とは如何。 十六、法定禁治産とは如何。 十七、禁治産は誰によつて宣告されるか。 十八、禁治産處分の效力は

如何。

十九、浪費者とは如何。又精神薄弱者とは如何。二十、保佐人とは如何。

摘要二十九 (無能力者の保護)

- 一、定
 - 義——二十一歳未満の總ての者
 - a 未成年者を代理する後見人
- 二、後見の機關
 - b 後見人を監督する後見監督人
 - c 特定の行爲に承諾を與へる親族會
 - d 特定の行爲に許可を與へる始審裁判所
- 三、後見の歸屬
 - a 生存する父若くは母の後見
 - b 指定後見
 - c 尊屬親の後見
 - d 親族會の選任する後見
- 四、後見の權
 - a 被後見人の身上に關するもの (監護權、懲戒權)
 - b 被後見人の財産に關するもの (法定代理人——許可行爲、禁止行爲)

二、後見を解除せられたる未成年者

- 一、普通未成年者と成年者の中間的半能力の享有
- 二、後見解除の原由
 - a 明示解除——父、母、後見人の意志により治安判事が宣告する
 - b 黙認解除——未成年者の婚姻
- 三、能力
 - a 純粹の管理行爲を單獨になし得る
 - b 其他の或る行爲は財産管理人の同意を要する
 - c 又其他の或る行爲は普通未成年者と同様の手續を要する
- 一、禁治産——魯鈍、精神錯亂、亂心の狀況にある者の保護處分
- 二、手續
 - a 裁判所に申請
 - b 親族會の意見

c 評議部の訊問、調査
d 始審裁判所の判決

四、癲狂院收容の精神病者

- 三、効力——未成年者同様後見に附す、その爲したる行爲は無効
- 一、一八三八年六月三十日の法律——親族、友人の申請。醫師の證明
- 二、財産——數名の者に依つて管理される
- 三、行爲の無効

五、浪費者及び精神薄弱者

保佐人——保佐人の意見を得ずには主要なる行爲をなすことが出来ない。

第四章 私生活に於ける主要事項の證明——身分證書

(民法第三十四條乃至第一百一條)

「定義」人の身分 *stat civil* (又は *stat privie*) とは其者が或は國家、或は都市、或は家庭に於て占むる位置をいふ。

例——佛蘭西人、獨身者、父たるの身分等。

身分證書 *actes de l'état civil* とは人の身分に關する事項 (出生、婚姻及び死亡) を證明する書類である。

本章に於ては次の諸項について研究する。

- 一、總ての身分證書に共通の規定
- 二、出生、婚姻、死亡の各證書に關する特別規定

第一項 總ての身分證書に共通の規定

「沿革」一七八九年前に於ては出生、婚姻及び死亡を證明するものは僧侶であつた。大革命は身分證書を宗教と絶縁せしめ、其作製を各市町村長に委ねた。

「身分證書の作製に參與する者」身分證書の作製に參與する者は次の如くである。

- 一、届出の受付及び證書作製の任に當る身分官吏 *officier de l'état civil*
- 二、證明す可き事項に關する届出をなす届出人 *declarant* 若くは出頭人 *comparant*
- 三、届出の眞實なることを證明する證人 *témoins*

何人を問はず、未成年者と雖ども届出人の任務を果すことが出来る。

證人となるためには二十一歳以上なるを要するが、佛蘭西人たると外國人たるとは之を問はず、又行爲の關係者の親族たると否とを問はない。一八九七年十二月七日の法律以來、女子も證人となることが出来るやうになり、又夫婦が共に同一の行爲の證人となることが出来る。(一九一九年二月二十七日の法律)

「身分登記簿 registres de l'état civil」 身分證書の保存を確實ならしめるため、法律は之を登記簿に登記せしめる。従つてばらばらの紙に認めることは出来ない。(第四十條)

此登記簿は二重にとり、一は市町村役場、一は裁判所書記課に保管する。

出生、婚姻、死亡の身分證書全部に登記簿一部を當て、もよし、又其各の證書につき一部づゝ當て、もよし。

「身分謄本 copies des actes de l'état civil」 身分謄本とは身分官吏が交付し、裁判所長に於て符合の證明をなしたる謄本の寫しである。

謄本は何人を問はず法定の手數料を納付の上之を受けることが出来、この際如何なる資格をも證明する必要がない。之は身分登記簿の公開性に基くものである。

但し例外として出生證書に關する事項は公開を制限されてゐる。

謄本は原本と同様の證據力を有し、文書偽造の申立ある迄は其證據力による事が出来る。即ち謄本の證據力を破るためには身分官吏が偽造をなしたることを證明しなければならぬ。(第四十五條)

「身分證書の立證」 原則として身分證書を證據立てるには登記簿の謄本にのみよる。

例外として家藏の書類、信書若くは證人による立證は登記簿の紛失、破損(バリ・コムミュイヌの下に於る一八七一年の如き)若くは保管が行はれなかつた場合は之を受理することが出来る。(第四十六

條)

「身分證書の訂正」 作製されたる證書に、錯誤のある時は、名前の誤記、出生子の性の不分明等の如き單なる有形的錯誤の場合でも、身分官吏は之を訂正する資格を有しない。この場合關係當時者は裁判所長に申請書を差出し、裁判所長は身分官吏に申請のありたる訂正を行ふ許可の言渡をなす。(第九十九條乃至第一百一條)

第二項 各身分證書の特別規定

「出生證書 acte de naissance」 出生は總て三日以内に市町村役場に届出をなさねばならぬ。但し子は身分官吏の許に連れて來る必要はない。證書は産婦若くは身分醫 médecin de l'état civil の證明によつて作製する。(民法第五十五條を修正の一九一九年十一月二十日の法律)

届出は父によつてなされ、若し父のない時は出産に立會つた者の一人が之を行はねばならない。若し母が其住所に居なかつた場合は分娩のありたる家のものが届出をなす。(第五十六條)

出生證書は身分官吏が直ちに作製する。出生の日附、時間、出生の場所、出生子の性別、名前、及び父母並に届出人の姓名、職業、住所をも記載する。(第五十七條)

「婚姻證書 acte de mariage」 婚姻の説明に於て既に述べたところを参照せらる可し。(三一七頁参照)

「死亡證書 *acte de décès*」 死亡證書は一九二四年二月七日の法律によると唯一人の者の届出によつて作製される。唯一人のものとは即ち故人の親若しくは其の身分につき最も正確且つ最も完全に熟知する者にして、届出人は未成年者でもよい。死亡證書は死亡人の姓名、年齢、職業、住所及び第七十九條規定の其他の記入事項を記載する。

民法は死亡の日、時間の記入は規定してゐない。併し乍らこの記入は相続の場合甚だ重要である。

例——父親とその一人息子が短期間に相續いて死亡した場合。

若し父親が先に死亡した時は、其財産は子供に歸屬し、父の死後に死亡する子供は自己の財産と父の財産とを一緒に母の手に移すが、若し子供が父親より先に死亡した時は事情が異なる。

實際に於ては従來も身分官吏は常に死亡の日と時間を證書に記載して來てゐた。この記載は新第七十九條に依つて形式上に於ても規定を見るに至つた。

「補遺——住所につきて」 居所及び住居との相違——住所 *domicil* 住居 *residence* 現在地 *habitation* の三者を混同してはならない。(第二百二條乃至百十條)

住所とは各人の本據 *principal établissement* 即ち其仕事及び利益の中心を有する場所で、各人の法律上の所在 *siège légal* である。

居所とは各人が平常居る場所である。

現在地とは人がその折にゐた場所である。

例へば一人の商人がバりに商店を有し、ヴェルサイユに家族と居住し、一年の或期間商用で旅行するとする。

然る時はその住所はバりにして、居所はヴェルサイユ、而してたまたま生活の或時期にゐた場所が現在地となる。

「住所の重要性」 人の住所は幾多の行爲のため、之を認定することは重要な意義を有するものである。吾人の婚姻をなす場所は此住所であり、相続を開始するのも此處、又債務者が裁判所に召喚されるのも此處である。

「選定住所 *domicile élu*」 以上に述べた住所は事實上の住所 *domicile réel* であるが、又一つの契約をなす二名の者が契約の履行に伴ふ困難を處理するため一都市を選ぶことが屢々ある。かかる住所を選定住所とす。住所は普通或者(公證人若しくは代訴人)の家を選び、此住所は其選定した町の裁判所の管轄に屬する。(第百十一條)

問三十 (身分證書)

一、人の身分とは何か。 二、身分證書の總てに共通の規定如何。 三、身分證書の作製に加る者を

四、身分登記簿とは何か。五、身分謄本とは何か。六、身分登記簿の公開性とは如何。七、身分證書の立證は如何にして行ふか。八、誤りある場合に訂正する資格を有する者は誰か。九、出生、婚姻、死亡の各證書に關する特別規定如何。十、住所、居所、現在地の區別如何。十一、住所の重要な意義如何。十二、選定住所とは如何。

摘要三十 (身分證書)

一、身分——定義——各人の國家、都市若くは家庭に於て占める位置(佛蘭西人、夫、其他)

一、參與する者

a 身分官吏

b 當事者

c 出頭人若くは届出人

d 證人

二、總ての證書に共通の規定

二、登記簿

二重にとる

一部は市町村役場

一部は裁判所書記課

三、身分謄本

請求する者には何人にも交付する
偽造の申立あるまで證據力を有す

四、證據の訂正——民事裁判所の判決によつてのみ行はれる。

一、出生證書——三日以内に届出

三、特別規定

二、婚姻證書——其場で作製

三、死亡證書——日附、時間の記載を要す

四、補遺——住所

住所、居所、現在地を混同してはならない
選定住所

第五章 法人格の概念

本章は之を二項に分ける。

一、法人格の概念

二、民事會社と商事會社

第一項 法人格の概念

「定義——法人 *personne morale*」とは觀念上の存在にして財産を所有し、財産に關する權利義務の主體となり得るものをいふ。

之は法律の創造物で、立法者の一般若くは特別の認可に依つてのみ存在することが出来る。

「法人の種類」 法人は之を二種類に分けることが出来る。

- 一、公法人 *personne morale publique*
- 二、私法人 *personne morale privée*

「行政上の法人」 行政上の法人とは公益を目的とする法人をいふ。之には三種ある。

- 一、公共團體 *établissement public*
- 二、公益團體 *établissement d'utilité publique*
- 三、單なる届出による組合

「公共團體」 公共團體とは行政組織の一部をなし、若くは其組織の或部分に最も密接に結びつく團體をいふ。例へば

- 國家
- 縣
- 市町村
- 市町村の區
- 市町村組合

救護所、病院

貧民救濟所、其他

公益團體——公益團體とは私個人の組織によつて成るも其齎す公益に依つて認可されたる社團をいふ。公共團體と異なる點は行政組織外にあることである。

例——私營貯蓄銀行、學生組合、認可宗教組合。

「私法上の法人」 營利の目的を以て設置された法人、民事會社、商事會社の如きがそれで、特別法を要せずして普通に法人と見做される。

第二項 民事會社及び商事會社

「標準」 會社 *société* とは二人若くは數人の者が或物を共有し、それより生ずる利益を分配するための契約である。

原則としては、商行爲を營むを目的として結成した會社をのみ商事會社 *société commerciale* と看做す。例へば射利の目的で轉賣す可き商品の購入、陸運或は水運による運送等。

一八九三年八月一日の法律以來、株式による會社の形式を商事會社に借りてゐる民事上の作用を目的として設定された會社をも、商事會社と看做さねばならない。(無名會社 *société anonyme* 株式合資會社)

cité en commandite par actions

「商事會社と民事會社の本質的相違」近年までは商事會社 *société commerciale* と民事會社 *société civile* との間の根本相違は、商事會社は法人なるも民事會社は法人ではないといふにありとされて來た。破毀院が一八九一年、一八九二年及び一八九四年に於て、民事會社の人格の存在を判決を以て認めてより、この相違は消滅した。

併し乍ら尙この二種の會社の間には次の相違點を擧げることが出来る。

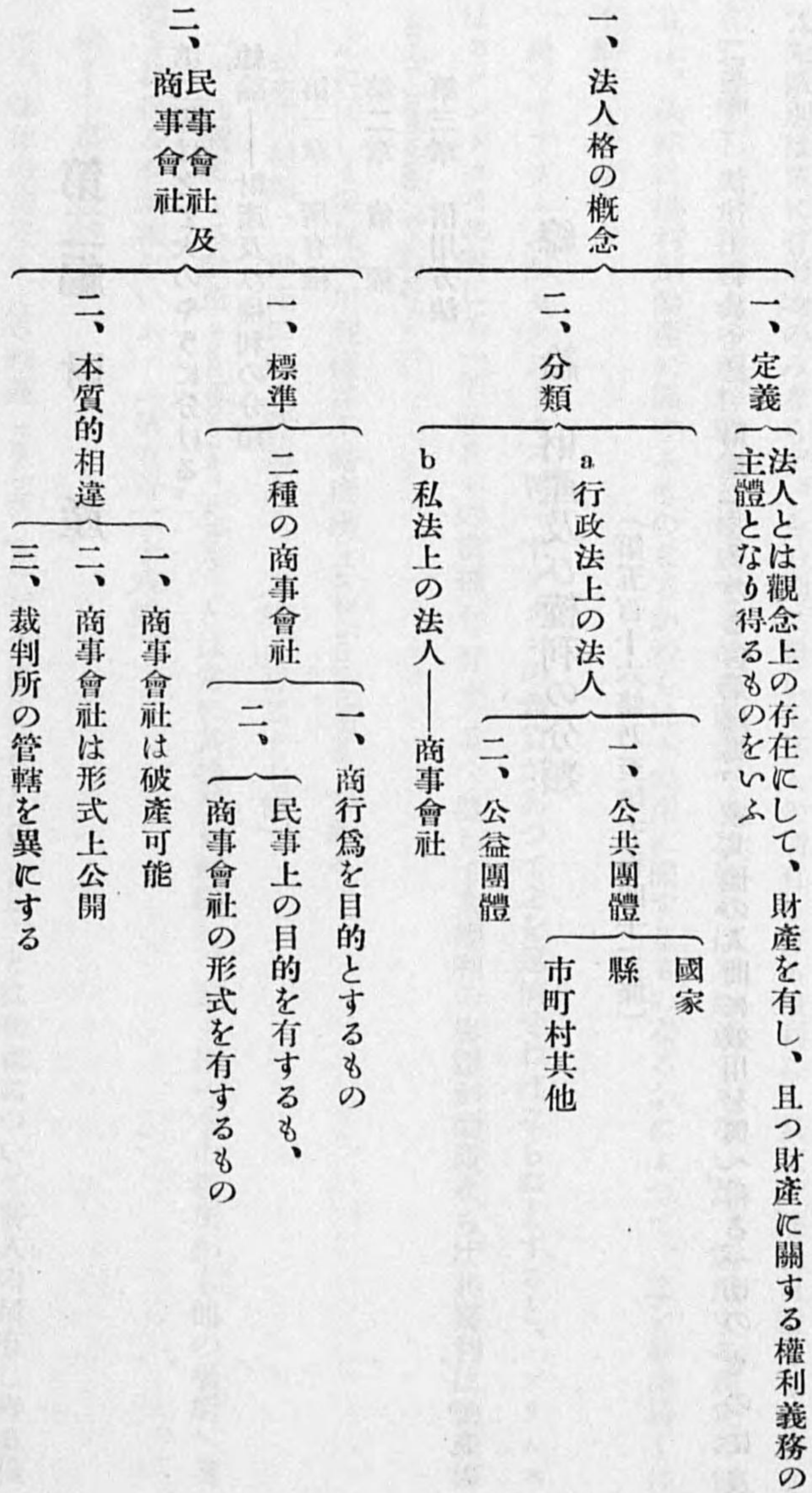
- 一、商事會社は破産の宣告を興へられ得る。民事會社は然らず。
- 二、商事會社は形式上公開たる可きの條件に服するも、民事會社に對しては法律は之を規定せず。
- 三、商事會社に關する訴訟は商事裁判所の管轄なるも、民事會社に關する訴訟は郡裁判所（即ち民事裁判所、始審裁判所）の管轄するところである。

問三十一 (法人格)

- 一、法人格とは何か。 二、法人には幾種類あるか。 三、行政法上の法人とは何か。 四、公共團體とは如何。公益團體とは何か。 五、私法上の法人とは何か。 六、會社とは何か。 七、商事會社と民

事會社の本質的相違如何。

摘要三十一 (法人格——民事會社と商事會社)



第二編 財産

第二編は之を次のやうに分ける。

總論——財産及び権利の分類

第一章 所有権

第二章 債権

第三章 信用方法

總論 財産及び権利の分類

(第五百十六條乃至第五百四十三條)

「定義」 法律上に於ては、財産 *Biens* なる言葉は馬、家其他の人間に效用を興へ得る一切のものに及ぶ。

法律家は物を其固有の特性について研究せず、権利即ち人間が其物に行使し得る能力について研究する。

「動産及び不動産の區別」 民法は財産を二種類に分ける。

動産 *meubles* 及び不動産 *immeubles*

此區別は單に有形物のみならず、その物に對して吾人の所有し得る権利にも及ぶ。權利自體は有形的存在に非ずして、精神上的の純粹觀念を構成する故に動産でもなければ不動産でもないが、適用する規定の便宜上、法律は權利が動産に關するものなるか若くは不動産に關するものなるかによつて、之を動産若くは不動産と看做す。

従つてブリムスがセクンドゥスに一千フランの負債があつて之を返済せねばならぬとすると、ブリムスはセクンドゥスに對して一千フランの債権を有する。然して其權利の客體が動産ならば其權利は動産權 *droit mobilier* である。

之に反して家屋の用益權は不動産權 *droit immobilier* である。

「動産の種類」 動産には二種類ある。(第五百二十七條)

一、性質による動産 *meubles par nature* とは常に其場所を轉讓し、若くは一つの場所から他の場所へ運搬され得る有形物をいふ。(第五百二十八條)

例——馬、金錢

二、法律の決定による動産 *meubles par la détermination de la loi* とは動産について吾人の所有し得る權

利をいふ。(第五百二十九條)

此種の権利の重なるものを挙げれば、金錢又は動産を目的とする債務 obligation (若くは債權 droit de créance) 及び訴權 action (若くは裁判所に於て權利を主張する方法)、個人又は國家の年金 rente、物的會社の株 actions (無名會社、株式合資會社)、人的會社の利息 intérêts (合名會社、合資會社) —— 例へ會社が不動産の所有者でも、解散しない限り會社は法人格を有するによる。有價證券 valeurs mobilières は十九世紀後半に於ける商工業の進歩に伴ひ著しい發達を遂げた。(三七一頁の商事會社の説明參照)

「不動産の種類」 不動産には四種ある。(第五百十七條)

一、性質による不動産 immeubles par nature は場所を轉輾し、若くは之を運搬し得ない有形物。(第五百十八條乃至第五百二十一條及び第五百二十二條)

例——土地、土地の上に建てたる家屋

二、用途による不動産 immeubles par destination (第五百二十二條、第五百二十四條乃至第五百二十六條) 之は所有者が土地の耕作のために使用するを以て法律上不動産として取扱はれる動産——耕作に用ふる動物、農具等。

若くは所有者によつて土地、永久的住居に從屬せしめられてゐる故に不動産として取扱はれる動産——例へば窓硝子の枠が板壁に固定されてゐる場合のアバルトマンの硝子。

三、適用される目的による不動産 immeubles par l'objet 之は不動産に關する權利である。例へば不動産の用益權。(第五百二十六條)

四、届出による不動産 immeubles par déclaration。之は佛蘭西銀行の株券で、株主は銀行の移轉簿に届出をなして之を不動産となすことが出来る。(第一八〇八年一月十六日の勅令第七條第一項)

註 所有する者との關係に於ける財産について——財産は一個人に屬せずして又法人として見た國家、縣若くは市町村に屬することも出来る。

此場合根本的區別が存在する。この種の財産の或るものは公有財産 domaine public にして、又或るものは私有財産 domaine privé である。公有財産に屬する財産は公用に供せられ、讓渡の不可能なる點及び時効に罹らない點に於て私有財産に屬するものと異なる。こゝに讓渡不可能とは例へ法律を以てするも讓渡することが出来ない謂で、又時効に罹らぬとは、例へ記憶にない昔に之を所有してゐたとして個人が時効によつて之を取得することが出来ないの意味である。

「國有財産 domaine de l'Etat」 國家公有財産の主なるものを擧げると國道、溯航又は筏の可能なる河川、海岸、港灣——又私有財産とは海の洲及び寄洲、國有の森林、公用に供する不動産例へば國營宮殿(異論あり)

「縣有財産 domaine du département」 縣の公有財産は縣道、私有財産は公用に供する不動産、例へば縣ホテル、郡ホテル、裁判所、重罪法院、縣監獄其他(異論あり)

「市町村有財産 domaine de la commune」 (管理、用益方法、讓渡、住民間に於ける分配の禁止) 市町村有の公有財産には市町村道、耕路、廣場、往來、町又は村の通路其他。私有財産には二種類ある——世襲財産 biens patrimoniaux、共有財産 biens communaux。以上の二種の財産の管理、享有は夫々異なる。世襲財産は市町村より個人に貸貸をし市町村はそれによつて法定果實を得る。嚴密なる意味に於る共有財産は現物のまゝ市町村の享有に委せる。牧場、荒地等がそれである。市町村の私有財産は市町村會議の決